

令和6年 6月11日開会

令和6年 6月19日閉会

(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

告 示	1
応招議員	1

第1号（6月11日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
8 番 河内 賀寿議員	6
1 番 内山 昌晃議員	10
11 番 伊村 渉議員	26
2 番 神田 栄治議員	38
7 番 高月 義夫議員	44
4 番 松田規久夫議員	61
6 番 國本 悦郎議員	71
散 会	87
署 名	88

第2号（6月12日）

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	90
欠席議員	91
事務局出席職員職氏名	91
説明のため出席した者の職氏名	91
開 会	91
会議録署名議員の指名	91
一般質問	92
3 番 西本 篤史議員	92
10 番 瀬石 公夫議員	105
5 番 落合 祥二議員	120
議案第30号	136
議案第31号	137
議案第32号	137
議案第33号	137
議案第34号	137
陳情第3号	139

陳情第 4 号	1 3 9
散 会	1 4 0
署 名	1 4 1

第 3 号（6 月 1 9 日）

議事日程	1 4 2
本日の会議に付した事件	1 4 3
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 4
事務局出席職員職氏名	1 4 4
説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
開 会	1 4 4
会議録署名議員の指名	1 4 5
議案第 3 0 号	1 4 5
議案第 3 1 号	1 4 5
議案第 3 2 号	1 4 5
議案第 3 3 号	1 4 5
議案第 3 4 号	1 4 5
陳情第 3 号	1 4 5
議案第 3 5 号	1 4 8
閉会中の継続審査及び調査	1 4 9
議員派遣について	1 4 9
閉 会	1 5 0
署 名	1 5 1

田布施町告示第22号

令和6年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和6年5月27日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和6年6月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 渉議員	南 一成議員

○6月12日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

○6月19日に応招した議員

内山 昌晃議員

神田 栄治議員

西本 篤史議員

松田規久夫議員

落合 祥二議員

國本 悦郎議員

高月 義夫議員

河内 賀寿議員

谷村 善彦議員

瀬石 公夫議員

伊村 渉議員

南 一成議員

○応招しなかった議員

なし

令和6年6月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第1号
- 繰越明許費の報告について
- 報告第2号
- 予算の繰越の報告について
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第1号
- 繰越明許費の報告について
- 報告第2号
- 予算の繰越の報告について
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

出席議員（１２名）

１番	内山 昌晃議員	２番	神田 栄治議員
３番	西本 篤史議員	４番	松田規久夫議員
５番	落合 祥二議員	６番	國本 悦郎議員
７番	高月 義夫議員	８番	河内 賀寿議員
９番	谷村 善彦議員	１０番	瀬石 公夫議員
１１番	伊村 渉議員	１２番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	福本 俊明君
書記	手島 千晶君	書記	有吉 純一君
書記	稲木 陽君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	吉藤 功治君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） 令和6年第4回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國本悦郎議員、高月義夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 例月出納検査の報告をさせていただきます。

松田監査委員と私2名で実施いたしました例月出納検査の報告について、御報告申し上げます。

令和6年3月、4月及び5月末における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

歳計実績表、収支書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

○議長（南 一成議員） 次に、報告第1号繰越明許費の説明について及び報告第2号予算の繰越の報告についての2件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、本年3月定例会で議決いただきました令和5年度田布施町一般会計補正予算（第9号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰越事業は、庁舎等整備事業、町有地等整備事業、麻里府地区防災拠点施設整備事業、物価高騰対応重点支援給付金事業、個人番号カード利用環境整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、水産物供給基盤機能保全事業、町道補修事業、町道新設改良事業、河川改修事業、共同調理場整備事業、農林水産施設災害復旧事業の12件で翌年度繰越額の総額は、1億3,069万4,000円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に掲載をいたしております。

次の報告第2号につきましては、令和5年度田布施町下水道事業会計における繰越しについて、繰越計算書により報告するものでございます。

翌年度繰越額は3,067万3,000円で、繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に掲載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

3月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職・使命は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸案の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） おはようございます。ちょっと体調悪いんで、ごめんなさいね。

それでは、一般質問をいたします。質問は2問で、一問一答をお願いします。

そして、東町長よろしくをお願いします。

質問事項１、「消滅可能性自治体どう対処するか」ということで、東町長、お答えをお願いします。

この４月末、民間組織「人口戦略会議」がシンポジウムで、将来的に消滅の可能性があるといみなした７４４市町村の一覧を公表しました。今回、田布施町の名前も入っていました。山口県の中では８市町がその中にありました。

消滅とは、人口減少に歯止めがかからず、自治体運営ができなくなる状態を指しますとのこと。新聞やテレビのニュースでもトップニュースで取り上げられていたため、町民の多くの方の関心事にもなったはずです。

本町が消滅可能性自治体になったことについて、今後の対応などについて、東町長、お答えよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

お尋ねのように、民間の有識者等で作る人口戦略会議において、国立社会保障・人口問題研究所の新たな地域別の将来推計人口に基づき、平成２４年に引き続き１０年ぶりとなる、令和６年に２回目となる、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性についての分析結果が発表されました。

今回は、１０年前の分析を踏まえつつ、新たな観点として人口の自然減対策、社会減対策の両面から分析が行われております。分析は、２０歳から３９歳の若年女性人口の将来動向に着目した前回の考え方を基本的に踏襲し、「自立可能性自治体」、「ブラックホール型自治体」、「消滅可能性自治体」、「その他の自治体」の４つに分類をされ、若年女性人口が２０２０年から２０５０年までの３０年間で５０％以上減少すると見込まれる自治体を消滅可能性自治体とされております。

全国では、これに７４４の自治体が該当し、山口県内ではこれまで萩市、長門市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町に、そして今回、本町を加えました８自治体が「消滅可能性自治体」とされたわけでございます。その中でも特に本町については、今回初めて「消滅可能性自治体」とされたことから、県内で注目を集め、報道等がなされたところでございます。

今回の分析の基とされました国立社会保障・人口問題研究所の推計人口は、本町の人口ビジョンにおける独自推計についても基としており、将来にわたる人口減少を見込んでおります。

この人口戦略会議の本町の分析を詳しく見てみますと、２０２０年から２０５０年、３０年間の総人口でございますけども、１万４、４８３人から８、９１８人となり、５、５６５人の減少と見込まれております。また、若年女性人口は、２０２０年の１、０４０人から３０年後の２０５０年には５１６人となり、５２４人の減少となっております。これを減少率でいえば５０．４％という数値が出てまいります。

人口戦略会議では、先ほども申し上げましたけども、30年間で若年女性が50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体としております。そういうことであれば、仮に若年女性人口が、この見込みより5人増えて、減少人数が519人であったということになれば、減少率は49.9%ということになり、そういうことであれば消滅可能性自治体ではなかったということに、5人の差ということでございます。

この30年後に5人という数字が意味しているものは、大きなものもございますけれども、僅かな人口予測によって持続可能性の分析結果も大きく変わると、一定のラインで引いておりますので、その上と下というのが非常に強く表現をされるということで、全国的に適切じゃないんじゃないかという表現を発表される首長さんもたくさんいらっしゃるって、その気持ちも十分よく分かるわけでございます。

本町と同じような状況の自治体の例を挙げれば、減少率50%を境にして、49.5%から50.5%の中にある自治体は、全国に約40自治体ございます。その半数は消滅可能自治体と定義され、半数はその他と定義されます。今回、人口戦略会議で示されました数字を読み解くと、このような状況であることが分かります。

本町が消滅可能性自治体とされたことには驚きましたが、特にこのような言葉には住民の方々に大きな不安を抱かせるということもございます。しかしながら、先ほど申し上げた数字のマジックのようなこともございますが、やはり明らかにこの日本の人口減少は急激に進んできておりますので、今後、人口問題や少子化問題などは、国・県・自治体はその垣根を越えて一体となって、真摯に取り組んでいく問題であるというふうに考えておりますので、今後も国・県に対してもやはり人口問題、少子化に対する責任のある具体的な取組を出してほしいということは強く求めてまいります。

また、近年のアンケート結果を見ますと、本町に対する住民の愛着度は非常に高く、住みよさも十分感じていただいておりますので、引き続き住みよいまちづくりと子育て世代の定着の場として選ばれるよう、施策を展開し、人口減少の抑制に一生懸命努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 今、消滅絡みの質問が出まして、十分対応されるような感覚で今聞かされました。ぜひ、いろいろな項目もあると思いますけど、いい感じに田布施町が盛り上がるようによろしくをお願いします。

質問事項2に行きますので。そしてこの質問は、ほかの議員さんも結構取り上げられております

ので、次の方にもゆっくりしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

質問事項２は、「たぶせ桜まつり、今後の課題は」ということで、東町長、またお願いいたします。

そして、今年の桜まつりは、たくさんのお客様が来て大成功だったと思います。準備や警備など、運営に携わったスタッフの皆様には、ただただ頭が下がる思いでございます。さて、現場で尋ねられたことを簡単に質問いたします。

①発表のメインステージはないのか。②ヒーローショーはないのか。③駐車場から遠い。割とよく言われるパターンの３点でございます。あと、もちろん細かい点はいろいろあると思いますが、あくまで大成功だったと思うイベントでしたので、来年の課題としてお聞きいたします。

限られた予算内では、不可能なことはたくさんあります。安全第一かつ楽しいお祭りが今後とも実施されることを祈りつつ、今後の課題について質問いたします。何かあったらお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

今年４月７日に行われました「たぶせ桜まつり」は、桜の開花時期と天候にも恵まれ、４万人の方々に御来場いただきました。来年もより一層充実した桜まつりになるよう、町といたしましても実行委員会や関係者の皆様と連携して、一層努力してまいりたいと考えております。

通告で３点のお尋ねでございます。１点目で、「発表のメインステージはないのか」についてのお尋ねでございますが、祭り会場全体のレイアウト上の関係で、今回はメインステージを設置しないということになったと聞いております。

２点目のヒーローショーについてでございますが、平成２９年度の第４７回の桜まつりを最後にヒーローショーは実施いたしておりません。これは、まつりの来場者数も年々増加し、ガードマン等の経費が増えていくということから、経費上の面から取りやめにされたと聞いております。

３点目の駐車場から遠いについてのお尋ねでございますが、町役場、地域交流館、田布施中学校、神和工業と、今年から新たに田布施総合支援学校も駐車場として使用させていただきました。まつりの会場の規模やそのほかの条件を勘案しますと、今回のように会場から駐車場までの距離があることは、ある程度仕方がないことかなというふうにも思います。

また反面、駐車場については、近隣の商業施設への駐車場や路上駐車などが毎年の課題となってきたことも事実でございます。次年度の開催に向けましても、ガードマンの配置や看板設置の徹底など、安全の対策をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8 番 河内 賀寿議員） 町長もちちゃんと桜まつりの日にゆっくり視察されておったので、いろいろ雰囲気はお分かります。ぜひぜひ、また多少の課題とかは研究された上で、楽しいイベントとして桜まつりをよろしくお願いします。

以上でございますので、また同じ質問の消滅絡みのやつはあるんで、次の方その他またちゃんと質問されると思いますので、よろしくお願いいたします。

ということで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。再開を 25 分、26 分にしましょうか。5 分間休憩しますので、よろしくお願いします。

午前 9 時 20 分休憩

.....

午前 9 時 26 分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河内賀寿議員から早退届が提出しておりますので、報告いたします。

次に、内山昌晃議員。

○議員（1 番 内山 昌晃議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は 2 問で、いずれも一問一答、答弁者は町長でよろしくお願いいたします。

それでは 1 問目です。

柳井地域水道事業統合の進捗状況についてです。

柳井地域の 1 市 2 町 2 企業団の水道事業は、令和 7 年 4 月の経営統合に向け、現在協議を行っています。先般、示された資料によりますと、本年 9 月議会において、柳井地域広域水道企業団事業計画が報告されるとあります。これまで町議会にも説明や報告があったことと重複するものもあるとは思いますが、進捗状況についてお尋ねをいたします。

1、統合後の水道料金については現行の料金となるのか、また下水道使用料も同時に徴収するようになりますか。

2、統合後の送水管等の耐震化の計画は。

3、セグメント会計について、他市町と資金は混同しないか、また交付金等の申請や企業債の発行は企業団全体または各市町で行っていくのか。企業団全体で行う場合は、交付金等は各市町に公

平に振り分けられるのか。

4、企業団の職員について。本町からの派遣人数、職務内容、本町の業務は本庁の職員が担うのか。

5、漏水等の突発的な対応、給水の開始配置の届けや、料金の支払いに関する事など、本庁内に対応する部署を設けるのか。

6、田布施・平生水道企業団浄水場の管理は今後どうするのか。

7、水道料金、営業業務、公務関係業務等、当面は現状のままと思われるが、将来的に統一していくのか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

最初に、統合後の水道料金についてのお尋ねでございますが、統合時には、それぞれの水道事業における現在の料金をそのまま引き継ぐこととなっております。その後の料金につきましては、水道事業ごとの経営状況などを監視、それぞれ見直していくということになろうかと思えます。

時期について定まったものではありませんが、これまでの議会の場でも御説明いたしておりますとおり、経営統合後のセグメント会計となりますので、御承知のように、田布施・平生水道企業団は極めて厳しい経営状況にもございますので、統合に関わらず、今後も給水人口の減少等が続く限り、いずれかの時期に、料金の見直しは避けて通れない状況になることも想定されております。

これは柳井地域のみならず、全国的に水道事業が、今、抱える宿命でございます。しかしながら、今回の統合により、少しでも合理化・効率化に努め、料金改定を少しでも抑制することができればと考えております。

また、田布施・平生水道企業団に委託しております下水道使用料の徴収につきましては、これまでどおり引き継ぐことになっております。

2点目の、統合後の送水管等の耐震化計画についてでございますが、田布施・平生水道企業団の管路につきましては、昨年度と今年度の2か年で耐震化更新計画を、現在、策定中ございまして、今年度中に策定した計画は、新たな柳井地域広域水道企業団に引き継がれるものと考えております。

3点目に、セグメント会計についてのお尋ねでございますが、今回の水道事業広域化経営統合は、柳井地域広域水道企業団が水道用水供給事業と水道事業の全てを行い、各水道事業ごとの会計で分離するセグメント会計を採用することとされております。

したがって、交付金の申請や企業債の発行は、新たな柳井地域広域水道企業団においてなさ

れることとなります。また、統合の基本協定書において、余剰金等の資金は現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないものと定められていることから、各事業に係る交付金についても、同様にそれぞれのセグメント会計の中で管理されることとなります。

4点目の、柳井地域広域水道企業団職員についてのお尋ねでございますが、現在、本庁から田布施・平生水道企業団に3名を派遣いたしております。来年度からはその人数も含め、各市町からの派遣職員で、施設や管路の維持、管理や整備、料金徴収などの水道事業の経営を担っていくこととなります。

新しい組織体制につきましては、現在協議されている案を、本定例会の中で全協議会で議会にお示しすることとしております。経営統合時は、田布施・平生の水道施設を熟知した職員が、田布施のエリアに係る業務に、当然、従事することとなると思います。

一方、経営統合により職員を集約するといった意味を考えましたとき、統合する企業団職員全員で、柳井地域全体の水道事業に当たっていく体制を早急に構築すべきとも考えられますが、なかなか難しい面も多く、現在、検討中の大きな課題の一つとなっております。

5点目の、水道に関わります突発事故や開閉、開栓の受付などの対応についてのお尋ねでございますが、水道事業全体のサービス低下を招くことがないように、構成市町においてどのような協力ができるか、現在、部会で検討しているところでございます。

6点目の、田布施・平生水道企業団浄水場の今後の管理についてのお尋ねですが、差し当たって現在の管理委託を、経営統合後も続ける予定となっておりますが、統合後2年以内には、管理体制や契約を見直していく予定となっております。

最後に、水道事業の将来的な統一についてのお尋ねですが、今回の経営統合は、会計の一本化や水道料金の統一など、より広範囲の枠組みによる連携を踏まえた水道事業統合へのワンステップとして位置づけられていると認識いたしております。

しかし、現在、少子高齢化がもたらす人口減少など、各水道事業体が置かれた経営環境は厳しさを増しております。水道事業統合につきましても、今後、県全体の水道事業の在り方や、さらなる広域化も含めた論議が前提となると認識いたしております。まずは、このたびの経営統合に向け、しっかり取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ちょっと再質問する前に、ちょっと確認したいことが一つあるんですけど、セグメント会計というのは、うちで言えば田布施・平生水道企業団を解散をして、柳井

の広域に統合するということで、田布施と平生が、何て言うんでしょう、それぞれが会計を持つのか、それとも今までのように田布施・平生が1つで会計を持つのか、ちょっとその辺が曖昧というか、ちょっと私の認識不足かもしれないんですけど、ちょっとその辺の確認をしたいんですけど。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） お答えします。

統合後は、柳井地域水道企業団、それから柳井市、周防大島町、上関町それと併せまして、田布施・平生水道企業団、この5つでセグメントを構成するということになってまいります。ですので議員御指摘のように、田布施と平生が会計を分けてということはございません。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ちょっと私の認識不足で、田布施と平生が別々になるのかと思って、そうすると、いろいろ分けなきゃいけないものがいろいろあって、これは大変な作業だなとか思っていたんですけど、そのままこの体制でということだということが分かりました。

まず、ちょっと水道料金の話からなんですけども、これがやっぱり一丁目一番地の最大の課題だと思っております。今さらこういう話をしてもと言われるかもしれません。やはりこの柳井地域水道料金が県内でもやっぱり一番高いということで、今回6月から改定はしましたけど、今、5,000円ちょっとぐらいですかね、平均というか。近隣、例えば下松とか光を見てみると、約その半分ぐらいということです。

水系が違うので、これは致し方ない問題だと思いますけど、やはり近隣の市町でこうも差があると、移住の問題とかにしてもそうですけど、やっぱり住みやすい町ではないのかなというふうに思っております。

やはり、もう改めて言う必要もないんですけど、弥栄から水を引く、その責任水量というのがやっぱり大きな課題になっていると思います。それから給水人口にしても、今後、減っていくだろうというふうに思いますし、管路も耐用年数が過ぎて、どんどん老朽化が進んでいって、これを更新していかなきゃいけないということで、そういう要因からすると、今後、ますます水道料金上がっていくのかなというふうに思っています。

何が言いたいかというと、これまでは田布施・平生という一企業団で、団体でやってきたものが統合すると、周防大島町、上関町、柳井市、平生町、田布施町、これが一つになるということは、より大きな企業体というか、その発言力も今までよりは増してくるんじゃないかなというふうに思います。

やはり水道料金を下げるというのは、なかなかこれは難しい問題だなというのは分かっています

ので、大きくなった分で、例えば県とか国とかに要望等をしていただいて、どうにか料金のほうをなんないかなということ、ちょっと要望等をしていただけないかと。そういうことを柳井広域の会議の中で言っていただけないかというようなことの質問ですけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 水道料金につきましては、やはり先ほど申し上げましたように、給水人口が、例えば半分になれば、やっぱり倍にせんにゃあいけんというのが商売上の理屈からいきゃあそう。それに加えて、やはり資材も上がっておりますし、老朽化、更新化対策と今までやっていない新たな事業を加えてやっていくということも踏まえて、広域化になれば若干、国の交付金等も変わってきますので、将来のその経営のことを考えて、統合という、今、枠組みをやっているわけですが、料金につきましては、弥栄からあれだけ高い水を買うこと自体が、どだい下松、光と比べること自体が全く無理だというふうに思いますし、今後、これまでも毎年知事要望では、一番で、各この柳井広域全員が知事に要望しております。

なかなか県知事さんの力だけでは無理だと思いますので、また国におきましても、弥栄ダム自体の、今、性格と申しましょうか、私から思うと防災ダムとか、そういった所管を変えて、防災関係のダムにするということにして、その水の取り扱いとか、これまでの考え方は変えていただく以外に、やり方がないというふうに思っておりますので、今、いろんな国会議員の先生とか勉強会等もやっておりますので、その中で名案が出てくれば、また具体的に柳井広域の1市4町で、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 町長おっしゃったように、国レベルの問題というか、全国にも似たようなところがたくさんあると思いますので、取り組んでいただいたらというふうに思います。

そうですね、水というのはやっぱり貴重なライフラインで、民間が参入しないということは、採算が取れないからだということですね、やはりこれは自治体が責任を持って守っていくべき事業だと思いますので、本当、国レベルで協議していただけるよう、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次が、耐震化計画ということです。

私も水道企業団の議員でして、いろいろ説明を聞いています。広域化して余りメリットがないということも説明をいただきまして、その中でもあるメリットというのが、耐震化をする際に、交付金を活用できるということを聞きました。これからどんどん老朽管を更新していかなきゃいけないので、そこで交付金が使えらば、それはそれでいいのかなというふうに思っております、先

ほども答弁であったと思うんですけど、例えば柳井広域の中を比べて耐震化を進めていくその順番
というか、そういうのがちょっとどうしてもその中心部というか、柳井のほうに偏って、そこから
されてしまうんじゃないかというような懸念もあるんですけども、その辺はあれですよ。ちゃんと
田布施・平生で計画をつくって、その計画どおりにやっていくというふうなことの理解でよろし
いでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） まず、交付金のほうについてなんですが、交付金につきましては
広域化に関する交付金と水道事業に関する交付金がございます、これはそれぞれ算定率が決まっ
ております。

今回、メリットとなる部分と思われますのが、広域化事業こちらのほうに採択された場合に、有
利な算定率が適用されるというふうに聞いております。こちらのほうを採択に向けて努力していく
こととなると考えております。

次に、事業の優先順位についての御質問ということになるかと思うんですけど、事業の優先順位
につきましては、統合後も各市町の町長、市長、副市長、副町長等が、企業長、副企業長、参与と
いう形で、合併後の企業団の意思決定機関のほうに、関わっていくこととなります。そちらでの協
議を踏まえた上で、計画を進めていくということになりますので、一部の地域だけが事業をする
ということはないかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 一部の地域だけがというようなことはないということで、そこは
よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、算定率ですかね、交付金。こういった事業のほうを採択されるよう努力する。なかなか
採択されるというのは難しい事業なんですか。その後、広域化事業、それ採択された場合、その交
付率というのがどのくらいよくなるか教えてください。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 広域化につきましては、県内でも柳井地域が一番最初の広域化の
取組として行っているところです。それに対しまして、県のほうもできるだけ協力していきたいと
いうふうに話をいただいているというふうに確認はしております。

交付率につきましては、通常であれば4分の1であるものが、3分の1になるというふうに聞いて
おります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） できる限り、３分の１を事業でやるよう、お願いしたいというふうに思います。

それから次ですが、セグメント会計でちょっと質問です。

会計自体は混同はしないということですね、そこはちょっと安心はいたしました。例えば、各市町というか、企業債あると思います。借金をしていろいろやっていると思います。それを混同されて他市町のものをうちが負担するというようなことを、ちょっと心配したんですが、それはないということで安心はいたしました。

この企業会計上、やはり企業債残高と、あと資金残高、おそらく現金預金というか、貯金というか余裕のあるお金という、この２つが重要だと思います。

田布施・平生水道企業団は、企業債残高、約ですけど、おそらく１５億ぐらいあって、資金残高も８，０００万程度であると、ちょっとそういうふうに認識しておるんですけど。例えば、この柳井地域のほかの市町の企業債残高とか、資金残高というのはちょっと教えていただくことはできますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） すみません、今時点の各市町の企業債残高とか、資金残高とかというのはちょっと把握しておりませんので、お答えを差し控えさせていただけたらと思います。

なお、今月の１９日本会議後の全員協議会で、事業計画の概要版について御説明する予定で、今、準備を進めておるんですが、そちらの中で令和１６年度時点の試算ではございますが、企業債残高と資金残高についてはお示しできるかと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 余り他市町のことを言うと、ちょっとあれかなと思います。

やはり自分考えるのは、企業債もやっぱり更新していくと増えていくと思いますし、資金残高もそれにつれて目減りをしていくのではないかなというふうに思います。

不足すれば、また町から繰出金を出して、そこを調整するというような、ちょっと負のスパイラルというか、そういうことにもなっていくんじゃないかなというふうに思いますが、しっかりと計画を立てられて、ちょっとでもそこは緩和されるよう、お願いしたいというふうに思います。

それから、次に企業団の職員ということで、本町からは現在の水道企業団による職員プラスアルファが出向するという言い方でいいのか分かりませんが、行くということだと思います。

やはりちょっと水道というのは、すごい特殊な業務だと思います。管がどこにあるとか、どこを

掘ったら出てくるとか、それから例えば、その管を切替えて水の流れを変えとか、なかなかその熟知した職員が必要だと思いますし、そういう職員を柳井の広域内でも育てていかなきゃいけないということだと思います。

おそらく出向しても、3年から5年ぐらいでまたこっちに帰ってくるんじゃないのかなというような気もしておりますし、ずっと出向しっぱなしというのも、本人にとってはかわいそうなのかなということで、やっぱりこういう問題というのは、柳井の企業団で独自に職員を採用して、そこできちんとそういうプロの人を育てるというようなことになるんでしょうか。ちょっとまだ、たればの話ですけどお願いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 今回の経営統合の目的が、今後の水道料金の改定をできる限り抑制すること、それと加えまして、議員さん御指摘のように、水道事業を継続していくための人材の育成確保、これが大きな目的となっております。今、お話ありましたように、どうしても一定期間で人事異動があるという状況では、専門性のある人材の育成というのは、なかなか難しいと考えられます。

こうしたことから、経営統合後は企業団のほうでプロパー職員の採用をしたり、長期的な視点に立って人材の育成、技術の伝承を行える体制を整えていくということになっております。

そうすることによりまして、将来的に柳井地域の水道事業を継続していくということになっていくかと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） よく分かりました。人材の育成はとても大事だと思いますので、その辺もお願いいたしたいと思います。

それから、本庁内に担当部署をどうするのかということです。

水道の開始や休止の届けというのは出てくるわけですし、3月、4月のこの人の入れ替わりの時期なんか、本当に件数も多くなると思います。やっぱり一番懸念しているのは、本管から漏水をしたと、道路から吹いているとか、例えば敷地の境界線付近から吹いていて、どうしたらいいかというような突発的な場合、柳井から駆けつけてくるよりは、田布施から行くほうが早いし、どここの砂田のあの辺でと言われたらすぐ行けるし、なかなかそれが柳井から来るということになれば、本当にゼンリンを引っ張り出して、そのページをめくったりなんなり、やっぱり手間がかかると思うんですよね。その辺で、やはり本庁にもそういう担当部署なり、人が必要でないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。まだ考えておられませんか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 御指摘のとおり、水道管の漏水等につきましては、速やかな対応が必要となってくるかと思えます。今回の統合で、どうしても地理的に遠くなってしまうということとは避けられないかと思えます。こうしたことに対応するために、今、検討委員会のほうで協議を重ねられているというふうに聞いております。現時点で聞いておりますのは、漏水など一報が市町に入った場合、閉庁時間内であれば土地勘のある市町の職員が現場の保全、整理までを行うと。柳井地域広域水道企業団の補修を待つという対応で考えられているというふうに聞いております。

また、夜間閉庁日につきましては、宿日直からの柳井地域広域水道企業団への連絡体制を整えるということで、協議が進められているということです。

もう一つ、水道の開閉栓の手続につきましては、市町のほうで受け付けて、今、平生町さんがやられているのが、平生町で受け付けられたのを、田布施・平生水道企業団のほうに、後、持つてくるという形になっております。こういった方法と併せまして、メール、ファクス等による利用者からの直接の申込みという方法についても、併せて協議されているというふうに聞いております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 平生のいい例があると思いますので、そちらを参考にされて知っていただいたらということと、やはり統合によって不便になったとか、不利益を被ったということがないよう、協議のほうを進めていただけたらというふうに思います。

それから続いて、田布施の浄水場の管理ということです。

統合後2年以内に、管理体制や契約を見直していく予定ということだと思います。

浄水場は、やはり施設がある以上、維持管理費や今後の更新費とか修繕等、そういうのもかかってくると思います。当然、お金がかかってくると、管理のお金がかかるということがまず1点。とはいえ、やはり災害時や濁水等、もしあった場合は、大切な備えというか、そういうことにもなってくるので、本当にどうしていくかというのは、熟考を重ねていかなければならないという思いであります。

例えば、今度広域の財産になると思うんですけど、ここの浄水場はですね。そういう施設をどうにかする場合は、やっぱり広域全体で考えていくのか、それとも田布施・平生が考えていくのか、その辺いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 田布施浄水場の維持管理につきましては、現在、責任水量だけでは田布施町と平生町に必要な水量を賄えないということもございまして、今後も欠かせないものと

考えております。

また、災害時のバックアップ水源という位置づけもあることから、現時点ではこれも必要な経費というふうに認識しております。

しかし、議員御指摘のように、今後、人口減少等により必要水量のほうも減ってまいりますことから、長期的な視点に立ちまして、検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、田布施で検討するのか、広域で検討するのかという御質問についてなんですが、基本的には広域水道企業団のほうで検討することになりますが、当然、田布施町、平生町としましても、この検討の中には入っていくものというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

今回、余りいい質問というか、余りよくない質問というか、気がめいってしまうような質問ばかりで、本当、申し訳なかったと思うんですけど、今までのいろいろ勘案すると、余り乗り越えていかなければいけない壁というのは、本当にたくさんあると思います。

答弁でもありましたけど、やっぱり料金であったり、お金、それから物、施設とか管路、それから人を育てると、やっぱりこの3つをきっちりとやっていかないと、この壁は乗り越えていかれないというふうに思います。ぜひ統合まであと僅かですけど、協議を重ねてよりよいものにしていただいたらというふうに思います。

やはり冒頭でも言いましたけど、やっぱり国、県レベルのやっぱり支援が必要だと思いますので、その国、県への働きかけを含めて、先送りすることなく議論を続けていっていただきたいというふうに思います。

これで、1問目の質問を終わります。

それでは、続いて2問目です。

子ども子育て支援について。本町は消滅可能性自治体となった。子どもを産む中心の世代となる20歳から39歳の女性が半数以下に減少することがその定義のようだ。将来の人口減少抑制のためにも、子ども子育て支援を核とする施策の実施が必要であるとする。

そこで、次の2点についてお尋ねします。

1、医療的ケア児及びその家族の支援について。令和4年6月本会議、令和5年6月本会議において、希望する施設に通うことのできる支援体制や看護師などの人材確保をお願いしてきました。今回で3回目の質問となりますが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

2、子ども家庭センターの設置について。令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月か

ら、市町は子ども家庭総合支援拠点、児童福祉と子育て世代包括支援センター、母子保健の組織を一体化した相談機関、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談対応、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成やマネジメント等を行っていくこととなるようだが、本町の取組状況をお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の医療的ケア児及びその家族の支援についてでございますが、昨年、6月議会での御質問に対しまして、その支援体制や人材確保について、町で医療的ケア児が看護師の配置された障害福祉サービス事業所を利用できる仕組みについて、検討を進めているとお答えさせていただいたところでございます。その後、具体的な方策や要項案等について、内部で検討するとともに、近隣の事業者の方々への働きかけも行っておりましました。しかし、事業者側の体制整備や経営負担等、行政だけでは解決し難い課題もたくさんあることから、現時点での具体化は困難な状況であると認識いたしております。

また、柳井地域圏域自立支援協議会においても、広域として取り組むべき課題として、医療的ケア児連携体制整備プロジェクトを立ち上げ、検討いたしておりますが、各市町が共に協力して一体として取り組むためには、さらなる協議と調整が必要だと考えております。

こうした中、町内の事業所において、医療的ケア児の通所に向けて施設整備や看護師の配置などの準備を進められており、今年度中の事業開始を目指されていると伺っております。

町といたしましては、問題解決に向けた非常にありがたい取組であることから、できる限り行政としても支援をさせていただこうというふうに考えております。

また、今後も、柳井圏域と連携して取り組むとともに、本町としても御家族に寄り添う思いで問題解決に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目は、こども家庭センターの設置についてのお尋ねでございますが、本町では妊産婦や乳幼児の保護者を支援する子育て世代包括支援センターと、虐待や貧困の問題を抱えたお子様や保護者を支援する子ども家庭総合支援拠点の機能を統合して、これを一本化することで連携と協働をさらに深め、相談支援体制の強化を図るため、新たにこども家庭センターとして、令和7年4月の設置に向けた準備を進めております。

現在、本町の子育て世代包括支援センターは、保健センターの中にありまして、本年4月に支援が必要な妊産婦へのサポートプランを策定いたしており、それぞれの方々に合ったプランを作成するため、一人一人との面談等を行う中でプランを作成し、現在、試験的ではございますが、運用す

る中でブラッシュアップを行っているところでございます。

次に、子ども家庭総合支援拠点についてでございますが、令和4年4月から平生町と一緒に、ゆうなんこども家庭支援センター、ポコ・ア・ポコと申しますが、これを運営する社会福祉法人はるかに業務の一部を委託する形で運用を行っております。これらの今後の取組について、昨年から平生町と社会福祉法人はるか、そして本町の3者で協議を進めているところでございます。

また、こども家庭センターへの配置が義務付けられている組織全体のマネジメントを行うセンター長や、母子保健と児童福祉の業務に十分な知識を有し、俯瞰して配置することができる総括支援については、専門的な研修の受講が必要となることから、現在、先行事例等を参考にさせていただいて調整を進めております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） まず、医療的ケア児のほうから再質問させていただきます。

3年かけていろいろ要望していったんですけど、ようやく町内の事業所で医療的ケア児を、通所ですけど預かることができるということで、いろいろ言ってきましたけど、本当にありがとうございました。医療的ケア児本人も、またその家族も、やはりそういう預かってくれるところができるというのは、大変ありがたいことだと思いますし、本当にもう感謝の言葉しかないです。

開設に向け準備をしているということですけど、もし分かる範囲でいいんですけど、例えば時期とかそういうことが分かれば、どの程度進捗しているのか、お聞かせください。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ずっと福祉の担当と、それから事業所の担当者と、いろいろ町の施設でまず預かってほしいという最初の要望があって、いろんな協議をしてなかなか難しいということで、どうにかならないかということで、ケア児のお母さまも来られていろんな話を聞いて、何とかしたいなという思いがあった。それが、事業所のほうで一時的に預かってやってみたいということで、町としては非常にありがたい申し出がありました。

今、山口県で私どもが知っているのは、長門市が医療的ケア児の受入れをしていますけれども、ほかの市町はなかなか難しい。柳井圏域でもいろいろ今までも協議をしたんですけども、やはりどこか壁があってなかなか難しいということで、やっと一つの壁を乗り越えられたなという思いがあって、協議の中では秋ごろまでに事業所のほうとして体制を準備して、事業としては県の補助事業を事業所がやる場合にあります。上限はあるんですけども、4分の3の県の補助が利用できるということで、残りの4分の1を事業所と町で協議をしながらという方向になるんじゃないかなと

いう思いはしますけれども、一応、早ければ秋ごろにという話を伺っていますので、町と事業所と協議しながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 本当にありがとうございます。大変うれしいことです。

医療的ケア児、田布施町にも何名かいらっしゃいます。柳井圏域を見ても、柳井市にもいたり、周防大島町にいたり、それは１２かぐらいはいると思います。やはり柳井圏域内にそういう施設がないということで、今、町内の事業所が受皿となって、そういう方を受入れていくよう、今後も町の御協力というか、また御支援をいただきたいと思いますし、柳井圏域全体のことから、柳井圏域の協議会の中で、また諮っていただいて、支援をいただけるよう協議をいただいたらなというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

では続いて、次のこども家庭センターに行きます。

この来年の４月１日に向け、今、準備中ということの答弁がありました。結局、主管課が、今、２つ事業がありますけど、健康保険課になるのか町民福祉課になるのか、まずそこを教えてください。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 包括のほうは、御存じのように保健センター管括、健康保健課で。それから養育、児童福祉のほうは児童係が、今、保健センターに配置をして、ポコ・ア・ポコとか、いろんな関連機関と連携を取って、保健師とも情報共有してやっていくのが、今の現状の体制です。

家庭センターは、子育てと児童とより連携するということで、資格も要りますし、体制的にはセンター長がいて、統括支援員がいて、保健師の職員がいるということで、３人の体制でいろんな問題を迅速に情報共有しながら、いろんな機関につなげていくということで、今、以上に体制整備され、すごく機能的に働くという思いはします。となると、場所はもう決まったようなものだと思います。そこは保健センターでやっていかざるを得ない。ほかの場所でやることはなかなか難しいかなということで、来年の４月の体制整備について、いろいろ検討、協議を重ねております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 詳しく説明していただきありがとうございます。

今、副町長からもありましたけど、統括支援員という言葉が出ました。こども家庭庁の資料を見ると、統括支援員に求められる資質ということで、統括支援員はこども家庭センター内で、母子保健機能と児童福祉機能の双方について、マネジメントができる責任者として、母子保健、児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切り目ない支援を行うため、以下が求められるということ

で、予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること、支援に活用できる社会資源を熟知していること、支援のモニタリング評価、見直しに関して一定の判断ができること、というようなことが書いてあります。

統括支援員には、母子保健及び児童福祉に関する必要な研修を積極的に受講することが望まれる。また、児童福祉法により導入される、こども家庭ソーシャルワーカーを取得することが望ましいということが書いてあります。

これを読むと、大変内容が多岐にわたって、また深くて、業務量もなかなか膨大な難しい職業というか、仕事だなというふうに思います。

この方は、うちの職員がするのか、それとも外部から専門的な人を呼んでくるというのか、派遣してもらおうとか、そういうふうなことはどうなんですかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるとおり、基本的な資格が、保健師さんとか、保育士さんとか、社会福祉士さんにプラス、今の研修等を踏まえた知識を得るということで、かなりの深い知識があって、今、3人体制と言いましたけれども、人材的に難しければ、センター長と統括支援員は兼ねてもいいということで、市町の状況に、田布施町あたりでは、おかしくはないんですけれども、基本的には3人体制で、職員で対応。優秀な職員がいるということです。期待しているということです。だから今から研修を受けなきゃいけないんで、資格は保健師さんとか保育士さんとか持っていないらっしゃる方、いらっしゃるんですけど、それに対してプラス意欲と研修がプラスされますんで、期待をしているということで、よそから呼んでくるということは、今、考えていませんけど、はい。いいですかね。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

町の職員がそこを担って、町のこども家庭センターを担っていくということが、やはり町の子ども・子育て支援につながっていくのではないかなというふうに思います。

やはりこの方が、このこども家庭センターの核となる人だと思いますので、大変だと思いますけど、よろしく願いしたらというふうに思います。

このこども家庭センター、こども家庭庁の資料を読むと、主には事業内容というのは、相談とサポートプランの作成というところが主な業務内容ということになるかと思います。相談で言えば、保健師等が中心になって行う各種相談等を行うとともに、こども家庭支援員等が中心になって行う子ども等に関する相談を一体的に行うということになってますし、サポートプランの作成について

は、対象は母子並びに乳児及び幼児の真摯な状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者及び要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦に加え、この養育に不安を抱え行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦となる、サポートプランには解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載するということで、これも本当に、今、言葉で言っても、自分でわけが分からない感じになるんですけど、やはりなかなかの業務量があるなというふうに感じております。

ぜひ、子育てするなら田布施町と言われるぐらい、いいこども家庭センターができることを願っております。

最後になります。ちょっと、今、副町長からいろいろ説明があったんですけど、このこども家庭庁の資料を見ると、今回この2つの事業を統合した理由というのが書いてあって、これまでの2つ、子ども家庭総合拠点と子育て支援包括センターに分かれていたということで、連携が不十分であったり、サービスのマネジメントが不十分であったことにより、支援が届かなかったというふうなことがあったということです。

本町においても業務は統一はしますが、やはり町民福祉課と健康保険課が、分割をするというようなことになるんだろうなというふうに思います。やはり窓口等是一元化をして、同じ部署がこれを担っていくというのが理想だと思いますし、県内のほかの市町を見ると、半分ぐらいは同じところがやっているところがあって、半分は分かれているというような現状もあるんですけど、田布施町も将来的にはここを統一化して、やってみてはいかがなのかなと。やはり子育てするなら田布施町ということを、叶うならば統一したほうがいいのではないかと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、内山議員がいろいろ申されましたが、本来、今、おっしゃったことがスタートであればよかったんです。所管が違うから、それぞれのところだけ問題を解決しようとしてばらばらにつくったから、今、おっしゃられるように厄介な話になってきているわけで、ですから現場から見ると、そういった問題というのは、もう必ずそれまでもありましたし、これから解決せんにやいけんねというふうに、ですから現場の保健師も、児童系の職員も、それを十分認識してきておると思います。国が言うというふうになるんですが、現場から見ると、当然、それがミックスして活動していないと、どうしても取りこぼしが出てきてしまうという、様々なケースがありますので、1個のパターンだけで対応できるというのは、今、私が見てもなかなかない、ケース・バイ・ケースですね、家庭の事情、お子さんの事情、それぞれ違いますから、そこでやっぱりアイディアとかノウハウとか、今までの経験をどんどん出して、プランをつくれる、その能力をつ

くることが大事かなというふうに思います。一本化すればいいんでしょうけど、当面、人材が本当に限られておりますので、少ない人数で何とかセンター長とか、統括支援員とか、そういう人だけに負担をかけるんじゃないくて、やっぱりチームとして、アリさんのようにみんなが働いて、それぞれ力を出していくという田布施流のこども家庭センターづくりも必要かなというふうな実感は持っておりますが、おっしゃるとおり、やっぱりちょっと役場の業務が、健康保険、町民福祉課、どうしても子どもさんの関係については、福祉もそうなんです、福祉もあっちとこっちに分かれていたりしておりますけども、なかなか人数が100人ちょっとのところ、それぞれつくれというのは、防災もありますし、まちづくりもありますし、いろいろありますから、もうちょっと機構をシンプルにして、余裕が出れば当然前を出して取り組まんにゃいけん問題だというふうに思いますので、また町のほうも、議会のほうには、こうしたプランをお示ししながら、議会の皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますし、当面、医療的ケア児については、内山議員、本当に御心配いただきました。いろんな投げかけを柳井広域にもさせていただいて、なかなか当初は保育園等ということも考えたんですけども、なかなか施設的な制約と人的なものがクリアできませんでしたので、いいお答えになりませんでしたけども、違う形で支援をして、当面は早く寄り添った形の体制が取れるように、いろいろ今後変わっていくかも分かりませんが、取りあえず希望の光を出していただきたい。

また、通所の形も2時間でいいのか半日なのか、その体制も随分変わってきますので、お子さん自体のまた御要望に応じていろんな形で、本来なら柳井広域圏に、もう少し真剣に考えていただきたいなと思っておりますし、私からも提案はこれからずっとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

町長も、今、すごいいいことを言われて、チームワークで頑張っていくということ。本当にこれだと思います。統括支援員1人に負担をかけてもいいけないし、変にプレッシャーをかけてもいいけない、やっぱりチームで取り組んでいくべき課題であるというふうに思います。

医療的ケア児のほうも、柳井圏域で取り組むようおっしゃっていただいて、本当にありがとうございます。これからは田布施町の子ども子育て支援、どうぞ取り組んでいってください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、伊村渉議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） それでは、通告に従いまして質問を行います。質問方式は一問一答で、答弁者は東町長でお願いします。

それでは、まず１の項目の質問事項１、田布施町消防団、これからは。田布施町消防団、団員の定数は１８７名である。町内を、城南、西田布施、東田布施、麻郷、麻里府の５地区に分け、５分団に設定されています。これは、町消防団条例に基づいて配置されています。

直近の建物火災は、死亡事故が多く、原因の一つに建物の近代化により土壁がなくなったこと、建築法などの改正で地震に強い構造も考えられるのではないかと。団員の使命として、第一に人命を守ることではありますが、団員一人一人の能力とチームワーク、また近代化された消防器具を使用して、ロスのない消防活動を行うために、改善点の洗い出しをし、新たな消防文化を構築していかなくてはいけないのではないのでしょうか。

そこで質問します。

- １、現在の団員数は何名ですか。また、定員に満たない場合の対策はありますか。
- ２、機能別消防団員の団員数と役割は具体的にどのような仕事でしょうか。
- ３、町内消防分団のある５地区で、年１回の避難訓練を実行していくことはできないのでしょうか。
- ４、町内の建設会社と提携して機甲班をつくり、大規模災害などに対応し、道路の加工、瓦礫の撤去など、大型重機を使用し、迅速かつ効率的に対応できないのでしょうか。
- ５、危機管理課を組織し、光地区消防組合から消防職員を１年間出向していただき、指導を受ける体制はできないのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、田布施町消防団について、５つのお尋ねにお答えいたします。

まず１点目は、現在の消防団員数と定員に満たない場合の対策についてでございます。

消防団員の人数は、４月１日現在で１７０名でございます。定員に満たない場合の対策についてですが、このたび田布施町消防団募集チラシを新たに作成いたしましたので、今後は町ホームページや回覧、公式ＬＩＮＥ等で募集を周知してまいります。また、毎年実施いたします田布施防災フェスタや避難訓練で、消防団の実動訓練を予定しておりますので、そうしたイベント等の際に、消防団の役割や活動についてＰＲし、団員募集に努めてまいります。

２点目は、機能別消防団員の団員数と具体的な役割についてでございます。

現在、団員１７０名のうち、機能別消防団員は１０名でございます。その役割についてでございますが、主に平日の昼間に発生した火災への対応や、大規模災害時等の後方支援を行うといったものでございます。消防団員は、日中働いておられる方が多く、平日の昼間に発生する火災等への対応に支障が生じることもございます。そのため、人口が少ない地域や団員に限られる地域において、消防団ＯＢを中心に機能別消防団員を組織し、消防団員の後方支援等を担っていただいております。

３点目は、消防分団のある５地域で、年１回の避難訓練が実施できないかについてでございます。

現在、各地で頻発している地震や大雨災害等に対し、こうした災害から人命、財産を守るための訓練は待ったなしと考えております。毎年、消防団が管轄します町内５地域の持ち回りで、年に１回、１地域で、町主導での避難訓練を防災田布施フェスタに合わせて行うこととしており、さらに、今年は、いつ起きてもおかしくないといわれます地震、津波を想定した避難訓練を麻郷・麻里府地域自主防災会と連携して行ってまいります。

こうした訓練で、第一に自分の命は自ら守るといった住民の実質的な行動訓練を通じて、地域の防災力の向上を図り、いざというときに備えたいというふうに思いますし、こうした訓練で得られた教訓を基に、今後、５地域でどのような避難訓練を行っていくかなど、田布施町自主防災組織連絡協議会と協議をしてまいります。

次に、４点目は、町内の建設会社と連携して、大規模災害に対応できないかについてでございます。

現在、１社と災害時の資機材提供等に関する協定を締結しており、また、今月中にもう１社と同様の協定を締結する予定となっております。これまで町内で災害が起きた場合には、田布施町災害対策本部から、町内の建設業者に応急対応を要請し、迅速な対応をとっていただいております。

今後も、町内の建設業者に引き続き御協力いただくとともに、町と災害協定を締結している業者からも御支援いただきながら、迅速な災害対応を行ってまいります。

なお、将来起き得るであろう大規模災害への応急体制の整備については、田布施町地域防災計画に基づき、山口県や防災関係機関との相互連携を強化して対応してまいります。

最後は、危機管理課を組織し、光地区消防組合から職員を出向できないかについてでございます。

現在、総務課総務係で消防、防災業務を担っておりますが、頻発している地震や大雨災害等に対し、町として災害時の迅速な対応や危機管理に当たるため、今年度から消防防災担当を１名増員し、体制の強化を図っているところでございます。

しかし、近年は防災に対する住民のニーズの多様化や消防、防災業務が多種多様にわたり、かつ増大してきております。今後、それに対応していくための体制づくりとして、危機管理の専属部署

を設ける必要があるかについては、将来的に組織改編を行うタイミングで検討してみたいと思いますが、当面は、現状の組織で消防防災の対応を行ってまいりたいと考えております。

また、光地区消防組合から消防職員を受け入れてはということでございますが、現在、具体的な予定はしておりませんが、今後、よい御質問でございますので、消防組合とも十分話し合ってみたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

まず１の質問で、現在の団員数が１７０名という御回答でありました。それに欠員は、今、ＰＲをしながら団員の確保をお願いするような形をとりたいというようなお話もありました。消防の場合に、今、男性、女性を問わない、各地でそういうことを行動に移されている自治体も多々あるかと思いますが、田布施町で女性の団員がおられますかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、１７０名の団員で活動しておりますけど、そのうち１３名が女性消防団員でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

その１３名の方というのは、この５地区の分団に配属されておられるんですかね。先ほど言われた機能別団員の後方支援とかいう形のものじゃないんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 女性消防団員の１３名なんですが、本部が５名、２分団が３名、３分団が２名、４分団が３名というような内訳になっておりまして、先ほど機能別消防団員というお話がございましたが、機能別消防団員１０名なんで、それとはまた別の活動をいたしております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） そうすると、女性の方も男性と同じような形で、行動を一般的にはされるという認識でよろしいんですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） いろいろ消防団は定期的な訓練をいたしております。そういう訓練の中でも、女性消防団員にも入っていただいたりしていることもございますが、また先ほど町長から答弁ございましたけど、防災フェスタとかそんなイベントなどにも、女性の視点からいろんな活動もしていただいているところでございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

今は、とにかく女性が活躍をしていただかなくてはならない時代になっておろうと思いますし、またいろんな形で、男性、女性という区別なく、仕事にしても消防活動にしても、いろんな形で協力していただきたいと、かように思いますし、これからもこの団員の確保に、女性を十分活用していただいて発揮していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の機能別団員の人数と役割、これについてですが、この機能別団員の後方支援というような形のものを考えておられると言われておりまして、フルコースの仕事ではないよと。例えば子どもへの指導であるとか、災害予防広報、応急処置、救護など、ほかの自治体の消防活動を見ますと、そういうふうな支援もされておられるように拝見をいたしましたけど、この子どもへの指導、訓練や学習を通じて、防災の知識を高めるというようなことは考えておられますかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 現在、機能別消防団員というのは、先ほど町長の答弁でございましたけれども、日中に災害が発生した場合、特に大規模災害もそうなんですけど、あくまでも後方支援を行うという形で、田布施町の場合は活動させていただいております。

議員、今、御提案のございました子どもの指導等について、そういった取り組みを機能別消防団員が担っているということは、取り組んではおりませんが、一つ、今、ありがたい提案をいただきましたので、また消防団とも協議してみたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

今の回答にもありましたが、子どもというのは将来の町を担う人材ですから、子どものときから、そういう活動であるとか、PRであるとか、そういう指導をしていくのが大事じゃないかと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、救急で応急処置、心臓マッサージ、AEDの使用というような形のものもあろうかと思えますけど、このAEDは、いろんな公民館であるとか、本庁の中にも設置されておりますし、会社関係にもある、駅であるとか、そういうところにも、ただ設置されておりますけど、このAEDの使用が、職員の方、大体みんなできるような体制になっちょるんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） AEDの講習というのを、職員ある程度一定数受けていると思いますが、実際何人講習を受けているのか、というところについては、申し訳ございませんけどちょっと

把握しておりません。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） このＡＥＤは、心臓マッサージということを含めて一番最初に使う、心臓が止まったときに動かす、一番大事な動作じゃろうと思うんですよ。これは消防関係に関連する職員の方には徹底をされて、もちろん町の職員の方にも、何か月に１回かは、必ずＡＥＤを使用するというを前提に、進めていっていただきたいと思います。せっかくある宝の持ち腐れになっては駄目ですから、どんどん活用して、いざというときにすぐできる、これが一番です。それによって人の命が助かるんですからね。助からなかった人がまた助かるし、それをするによって、あのときあっこまでやってできなかったというケースもあろうかと思います。一つよろしくお願いいたします。

それから続きまして、消防団のある５地区、１分団から５分団の避難訓練。高潮の場合、地震、集中豪雨、台風の場合、想定した訓練を年１回必ず実行してはどうでしょうか。また、その訓練に各分団の団員と一緒に参加して行うことが可能でしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、今年度につきましては、先ほど町長の答弁がありましたけど、地震、津波を想定しました避難訓練、これは麻郷、麻里府地域の自主防災会と連携してさせていただきたいと思います。

そういった中、今、消防団員にも分団にも当日は参加していただきたいというふうをお願いもしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） まず全体である消防団の訓練というのは、今まで何回もずっと継続されてきたと思うんですけど、こういうふう突然、そういう災害が起こる時代になると、１分団、２分団、３分団、それから４分団、５分団と一緒に活動すると、１、２、３と活動、３、４は海岸線ですから、そういう高潮に対応できるような、そういう想定をした訓練ができる。そういうような活動も訓練も必要と思われまして、そういうことも踏まえながら訓練を実施する、こういうことも大事な部分になってきちよるんじゃないかと思われまして。

そこらも考えて行動、訓練ができるようお願いしたいんですが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） そうですね、近年、議員、先ほど言われました、いつ地震とか風水害、いろんな地域で頻発しております。そういう中で、消防団の役割というのは本当に拡大しているん

だろうなというふうには思っていますし、そういう分団が、例えば3分団、4分団と一緒に訓練するということもあろうと思います。今回、そういう麻郷、麻里府、3分団、4分団と一緒に当日訓練していきますので、そういう訓練で得られた教訓を基にちょっと検証いたしまして、また消防団とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、次の④に移ります。建設会社との連携。具体的に機甲班というような形で書いておりますが、道路上の障害物の撤去であるとか、交通整理、消防との連携、機甲班が使用する器具を使い、迅速に行動ができるような体制。今日も朝、役場に来るのに、そこの橋が通行止めになっちゃるというのを忘れておまして、今さっきぐるっと回ってここに来たわけなんですけど、そういうふうに想定しないことが突然起こると、ぱっと何をせにゃいけんかということを考えるわけですね。

そういうことが、例えばそういう災害が起きたときに、最低限度の装備品、今、非常に近代化された道具が、消防車にみな設置されておるとは思いますけど、昔は懐中電灯、これが装備されておるんですが、結局使おうと思ったときに電池がなくなっちゃったというようなケースが多々あったんですね。

それが今はもうLEDに変わって、もうちょっとしたことでも、ものすごい明るいですね。もう昔はほんま昼あんどんじゃないですが、暗いのを手探りで探して行きよったんですが、今は本当に小さくてコンパクトで、充電さえしておけばいつも使えるわけです。これはもう最高の万能器具じゃろうと思うんですね。やっぱりLEDライトを活用するというのは、非常に大事なことじゃろうと思うんで、そういうことも含めまして、消防車の中に積載されておる備品の中に、このLEDライトであるとか、紅白の手旗であるとか、そういうものは設置されておるんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 消防車の中にLED、投光器とかというようなことと思いますが、多分、装備されていると思います。手旗もあると思っております。

そういう消防備品については、定期的に機庫点検を含めて、消防団がしております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） もうとにかく懐中電灯は古いですから、これはもう廃棄されて、とにかく安いLED、これを絶対に装備されてなくてはならないと思いますので、そこらもよろしく願いいたします。

それからちょっと聞くんですが、昔は消防団員の心得というふうなものが、各分団に貼ってあっ

たと思うんですが、今現在そういうものがあるんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 消防団員の心得というのが貼ってある。ちょっと申し訳ありません。
私ちょっとそのことについては、ちょっと承知しておりません。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） この消防団員の心得というのが、やっぱり消防団員は人命を預かるという、人の人命を助けるというのが趣旨であって、もちろんまずは自分の命を守るという策をせなきゃいけないと思うんですね。人を助ける前に。だけど消防団員の自覚というのが大事であろうと思うんですよ。そういうことを常日頃、我々は町民の鏡だというような形で、それは昔には放尿であるとか、いろんなところでやっておりましたけど、結局それは今の時代は、そういうことがまかりならん時代になっちゃるわけで、やっぱりそこらは本人の自覚じゃろうと思う。

日頃からそういう流れで我々は消防団員だと、そういうことによって人の模範になる行動を取らなくてはならない。そういうことが一番大事なことじゃろうと思うんで、そこらはやっぱり、いろんなほかの自治体の消防に関わるそういう条例の中に、こういうことはしてはいけないよとか、こういうことは率先してやりましょうとかいう文言があらうかと思いますから、そこらも踏まえて、各分団の意思の疎通といいますかチームワーク、これが第一ですから、そういうところも規律の中に入れていただいて、しっかりと団員を指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、⑤に移りますけど、危機管理課を組織し、光消防署より職員の派遣をいただき、緊急時の対応であり、活動マニュアルの検証など、様々な助言やフォローをお願いできないでしょうかというような形をお願いしたんですけど、前向きにそういうことを検討していくという町長の回答でありましたけど、やっぱり消防職員というのは本当にプロですから、本当に一つ一つの行動がやっぱり違うと思うんですよ。こういう電話がかかってきたときは、まずはこれをしなさい。救急の取りあえずじゃないですけど、１、一番急ぐことを１、次はこれですよ、次はこれですよというような形で、きちっと彼らはマニュアルの中にちゃんと入っちゃるんで、そういうことをすることによって、やっぱり対応が違うと思うんですね。

隣の柳井消防署の方は、市の庁舎内の危機管理課に出向されて、２人チームでチームをつくって、危機管理課に６名体制で入っておられると思うんですけど、それは前の日は、その２人で入っている前の日は飲酒を絶対しないと、そういうとこまで徹底をしてやっておられるそうです。

ほやけ、次の日がもうその危機管理課に入る日は、前の日の夕食の飲酒はもう絶対できないんだというふうに徹底をしておられるそうです。そういう意識がやっぱり大事じゃないかと思います。

いざというときのですね。それ以外の日は何ぼ飲まれてもええわけで。そこらも、やっぱり危機管理課に入って初めて分かるようなことも多々あるかと思います。よろしく願いをいたします。

それと、県が、山口県が今促進をしておられる自主防災組織、これは具体的にどのような組織で、本町でもそのような組織があるのかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、２点目の自主防災組織については、各５地域について自主防災組織、自治防災会が組織化されております。また、今年度５月ですか、田布施町自主防災組織連絡協議会というのもし立ち上がってきたところでございます。

最初の光地区の消防組合への派遣のことについて、これは地方自治法上、派遣が可能だというふうには考えておりますし、光地区消防組合にちょっと確認しましたところ過去、田布施町じゃないんですけど、数十年前に派遣をしたことがあるというふうな御回答をいただいております。

将来的にはそういう組織改編といいますか、機構改革等があるタイミングで光消防組合とも、要請があれば協議してくれるという話だったので、協議をしてみたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。今の出向の件ですけど、今度新しく東消防署が新しい場所に移転をするようなことになっておりますが、何年か後にですね。そういうふうになると、近くもありますし、もっと連携もしていかななくてはいけない。それは非常に大事なことであらうと思うんで、どんどんそういう提案をされて、そういうせっかく田布施町内にある光地区消防組合ですから、一緒に連携をして効率のよい消防活動、そういうものができればと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして２番の問題に移ります。

質問事項２、人口減少への課題と対策、答弁者は東町長でお願いいたします。

毎回、一般質問で人口減少関連の質問が出ております。重要な問題であります。今回の一般質問も７名の議員の方が、私を含めて、人口減少に関連する質問をされておると思います。田布施町の人口は令和６年で１万４,２１３人、３０年前が１万６,２１７名で、２,００４名の減少をしていますが、直近の５年間では８８０人の減少です。加速減少の状況であります。

現在、人口をいかに維持していくか、現在人口をいかに維持していくか、各課題の目標数値を決め、実行を継続することが必要ではないでしょうか。令和５年から入居が開始された城南住宅では、子育てに特化した建物に新築され、入居者からも大変好評のようです。

城南小学校の生徒も増加し、順調にいつていると思われます。しかし、この状況を維持していく

のが大変です。麻里府団地住宅も小学生家族を対象の入居者で平成9年に新築され、27年たった現在、小学校は廃校になりました。

そこで質問をします。1、本町の現在人口を維持していくためにどんなプランを考えていますか。

2、のんびらんど・うましまの行事で、5月にキッズチャレンジショップという行事を開催されました。出席者数、内容、どのような結果であったでしょうか。

3、米出の信号から県道187号線を田布施方面へ向かって、蓮輪の光泉寺を通り、麻郷郵便局のところへ出る町道ですが、町道の拡張はできないでしょうか。

この3点、以上よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、1点目のお尋ねでございますが、人口減少は今日本が抱える全国的な問題であり、山口県そして本町においても同様でございます。現在、人口を維持するためには、相当の社会増を見込む必要がありますが、現在の社会情勢においては現実的なものとは考えておらず、本町の人口ビジョンにおける推計でも将来にわたり減少を見込んでおります。

人口が減少する速度を少しでも抑制する観点から、現在、最重点課題としております子育て世代への支援であります高校生までの医療費完全無償化、おむつ定期便等、いろいろやっておりますが、これを継続するとともに、もっと新たなプランもチャレンジしてまいりたいというふうに考えております。

また、同時に総合計画に沿ったバランスの取れた施策を展開し、本町が持ちます住みよさをもっと磨き、町外の方にもその魅力を感じていただけるようにしたいと考えております。

2点目のお尋ねでございます「キッズチャレンジショップ」についてでございますが、主催はのんびらんど・うましまで、共催が田布施町と田布施町観光協会、第1回目を令和5年11月19日に開催され、来場者数は約250名でございました。このたび、第2回目が令和6年5月19日に開催され、来場者数は300名を超え大変盛況だったと聞いております。

内容は、事前に募集しました小中学生18人の子どもたちが店長となり、似顔絵や体験ゲーム、ヨーヨーすくい、ポストカードや流木小物の販売、アクセアリー作り等のキッズショップを出展したり、高校生・大学生が電子工作やスタンプラリーを行ったり麻里府婦人会や、たぶせみんなの食堂が飲食店の出店を行い、独自通貨のウーマを使って、買物や体験ゲーム等を楽しんでもらうといったすばらしいイベントで、にぎやかさを演出されておりました。

来年度は70周年という年を本町が迎えますので、私としては記念イベントの一環として、さら

に進化したチャレンジショップにしていいただければと思っております、今後、のんびらんど・うまし等と協議を進めて、早めにプランを作りたいというふうに思います。

3点目の蓮輪の光泉寺前を通ります町道納谷蓮輪線の拡張についてでございますが、主要集落を連絡する道路でもなく、将来とも交通量の増大が予想されない日常生活の道路であること、また沿線上の両側に家屋や太陽光発電パネルが所在に点在していることなどから、現在のところ拡張・拡幅等の計画は持っておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） 回答ありがとうございます。人口減少、本当に厳しい時代を迎えまして、少子化、高齢化、結婚、出産に対する意識の変化、子育ての生活環境への不安、経済的不安、負担などが挙げられますが、また有効求人倍率の上昇で人手不足が進んでいる状況です。こういうふうになるとやっぱり金融機関であり、病院であり、飲食、小売サービスの縮小、撤退が考えられていきます。

交通機関の減少で、町内外の移動手段がだんだんと厳しさが進行している状況です。空き家や廃屋の増加が目立つ昨今ですが、町内での苦情や要望がこの空き家、廃屋で何件かありますか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 管理不十分の家屋ということで、特定空家が1年間に数件、苦情等が入っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） それは空き家なんですか、廃屋なんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 建設課のほうに問合せがある家屋は廃屋、管理不十分、人が住んでいない危険家屋のほうの相談がございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） そういう危険な廃屋の場合の対応は、もちろん基本的には持ち主が責任を持って処分をするというのが基本じゃろうと思いますけど、それができていないというのはどうなんですかね、持ち主に連絡がつかないとか、ついちよるけどが対応してもらえないというケースが考えられると思うんですが、そこらはどうですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 特定空家協議会というのを年2回行いまして、その中で特定空家に該

当するかどうかというのを決定した後に、所有者のほうに連絡等しております。大抵のところは手紙が届いております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） 特定のそういう廃屋に指定された場合には、例えば１年間以内にその廃屋を処分をなささいというような指導的なものは町のほうからできるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） まず、特定空家に該当するとなれば、通知書のほうを郵送させていただくようになります。１年間ではなくて、二、三年通知書のほうをずっと送らせていただいて、アクションが起こるかどうかというのを見て、また協議会のほうで、その後どういう対応をするかというのを協議させていただくようになっております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） 通知書が届いたか届かないかという配達指定というような郵送ではないんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 現在、配達指定の郵送ではありませんが、こちらのほう返ってきておりませんので、お手紙は届いているものと考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） それで、持ち主から全く連絡がないんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 連絡がない場合もありますし、連絡がある場合もあります。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） とにかく連絡があった場合には、町のそういう地域住民の要望をしっかりと相手方に説明されて、とにかく早く対応ができるような形でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、その廃屋の場合に、多分、雑草が生えたり、もう大変な状況になっちゃうと思うんですが、そういう場合のその地域の住民から、「もうどうもならんのじゃが、何とかしてもらえんじやろうか」というような、要望事項はありませんか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） そういった要望事項もあります。それも併せて特定空家のほうで対応しております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） よろしく願いいたします。

それと、話は変わりますが、麻里府地区は今年度から集落支援員という形を実行していただきまして……。

○議長（南 一成議員） 伊村議員、質問状にないことが多いんですが、簡潔にお願いします。

○議員（１１番 伊村 渉議員） 今のこの集落支援の週２日ほど派遣ということで、この間から総務課の方に自治会長集会に来ていただいて、いろいろ地域のコミュニティの活動支援、機能が落ちないような話し合いをしていただきまして、ある程度できたかと思われまして。また、これからもそういう支援をしていただくことが、コミュニティの活性化につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、２番の、のんびらんのキッズチャレンジショップ、今回２回目ということじゃったんですが、これは、のんびらんど・うましまが主催されたというような流れになっておりますけど、大体その予算はどのくらいかかっちゃるんですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 予算については、ちょっとこちらのほうでまだ把握はできておりません。のんびらんど・うましまの独自活動でございます。また、ちょっと決算のほうで、その部分が見えれば、またお示しのほうさせていただければと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ちょっと資料を持っておりませんが、多分観光協会から３０万円ぐらいの補助でやられてるんじゃないかと思います。料金とかいうものもありますけど、保険とか、渡船料とかいろんなその必要件にかかりますので、その辺は、今は観光協会から出ているというふうにも思い、町から直接出てはいないと思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。この間、５月の一斉清掃のとき、雨で順延になって、次の日曜日じゃったと思うんですけど、その日がちょうどキッズチャレンジショップといたしますか、うましまのイベントの日に当たったんじゃないかと思います。

ちょうどあそこの川のどべを上げるときに、若い女子大生が２０人ぐらいズロズロと通られて、我々もびっくりしてスコップに力が入ったような状況じゃったんですが、やっぱり若い人が移動されるということは、非常にやっぱり雰囲気がいいもんで、そこらをどんどん活用されて、人の往来といたしますか、そういうことを考えながらやっていただきたいと思います。余談で、すみません。

それと、3 番に移ります。

蓮輪の町道の件ですけど、蓮輪の自治会長さんから一応町のほうには申請をするということらしいんですが、あそこに二、三軒若い人が奥に家を建てられて、子どももおられるんじゃないと思うんです。それがやっぱり、消防車がかつがつ通るが救急車がどうやろうかちゅうような状況で、あれが例えば時間を限って一方通行にするというようなことは、町道の中で可能なんじゃないかな。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 規制につきましては、公安委員会のほうの対応になりますが、町道でもそういった規制をかけることは可能でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。とにかく、やっぱり日中はまだ明るいじゃないですけど、夜になると道と田んぼであるとか、そういう境がよく分からない、というようなケースもあるらしいんで、できれば何ぼ近くにそういうところがあるという家があったり、太陽光があったりするというようなケースがあろうかと思えますけど、待避できるような場所が取れば、またこれも変わってくるんじゃないかと思うんで、そこらも考えられて今の自治会からの申出があった場合に対応していただきたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。準備がありますので、どうでしょうか、30分、11時半からもう一回再開したいと思います。

午前11時23分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

次に、神田栄治議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） それでは、座ったままで失礼をいたします。

通告に従いまして、2問質問をさせていただきます。一問一答形式で、答弁はいずれも町長にお願いいたします。

1 問目は、個人商業施設の新規出店及び後継者育成補助についてでございます。

田布施駅前再開について、従来より様々な角度から議論されており、町の重要課題の一つ

でございます。駅前には町の顔であり、町のイメージを左右します。現在の駅前には建物は存在しますが、空き家状態の店舗が複数あり、将来的には取り壊されることが想定され、そうになると町のさびれた感が否めなくなります。

そうなる前に商業施設をいかにして復活させるかが鍵となります。復活させるためには商店の新設か、現在ある店舗の後継者確保が必要となりますが、そこで提案です。都市計画用途地域の商業地域内に、個人商業施設を新設するとき及び後継者確保を図るときの補助はできないでしょうか。

具体的には、企業進出時の固定資産税減免や新規就農者への資金援助等にならない、単独補助の新設ができないかお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

本町の玄関口であります駅前周辺の明るさや元気にぎわいが町の活性化にとって重要であると認識しております。しかしながら、議員御指摘のとおり現状では駅前周辺に限らず、空き店舗が多くなってきている状況でございます。

こうした状況を踏まえ、本町では今年度から新たに町内の商業及び地域コミュニティの活性化を図るために、空き店舗等を活用して事業をしようとする方に対し、空き店舗等の改装及び機械設備費として100万円を上限とさせていただき、補助対象経費の2分の1以内の額を補助する田布施町空き店舗等活用事業を始めました。

しかし、まだ十分にPRができておりませんので、今後、広報やマスコミ等を通じ周知し、相談等があれば乗っていきなというふうに考えております。また、これとは別に、町内で新規出店を目指す事業者や起業してみたい方を支援するための事業等も引き続き検討してみたいと考えます。

また、後継者確保に対する支援についてのお尋ねでございますが、経済産業省中小企業庁の中小企業生産性改革推進事業として、事業承継・引継ぎ補助金がございます。これは、中小企業経営者の高齢化が進む中で、後継者不足が深刻化しており、事業承継に取り組まれる中小企業を支援する補助金となっております。

支援の対象によって3つの事業に分かれますが、お尋ねの趣旨に当てはまるものといしましては、親族内承継やM&Aで事業を引き継いだ者が、引き継いだ経営資源を活用し、設備投資や販路拡大等に係る経営革新等を行う際の費用の一部を補助する事業がございます。

条件にもよりますが、補助率が2分の1以内で、補助上限額は最大で800万円となっております。現在、9次公募まで行われ、田布施町商工会員であれば申請や実績報告等の手続など、田布施町商工会がサポートをされております。そのほかの町単独事業といしましては、事業所の設置の

ために取得された固定資産に付加されます固定資産税に相当する額を交付する田布施町企業立地促進条例の適用を受けた奨励金制度や、公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けた創業者に対して、単身世帯に60万円、2人以上の世帯に100万円、子ども1人につき100万円を交付する東京圏移住支援事業支援金、町外の企業等が本拠または本拠地とは別に町内にサテライトオフィスを開設される場合の補助制度として、田布施町サテライトオフィス等誘致推進補助金がございます。

今後も、新規出店及び後継者育成に資する国、県、町の支援制度を、より一層周知するとともに、町独自の策も展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。お尋ねなんですが、親族内承継の場合でございますけど、特に新規就農者の後継者の場合、資金援助ということで、農水省のほうであるようですが、現金支給があるわけですね。こうしたものが親族内承継の場合はないのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 先ほど町長のほうの答弁でもございました事業承継に関する補助金につきましては、先ほど申しました親族内承継と後継者の部分で今、山口県のほうでも事業承継の引継ぎ支援センターというものを開設しておりまして、そちらのほうであらゆるパターンによって相談体制を整えておりますので、そちらのほうで新たな新規就業者の方が、その部分を継承していくという部分も相談に乗っていただけるような体制にはなっておるというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 思いますのは、もう駅前、特に駅通りを見ますと、店舗数が数えるほどしかなくなっている状況でございます。1店舗は休業状態で店を閉められた飲食店もあるような状況で、これからが踏ん張り時なのかなという気がするんですね。

そして、今御説明を受けた制度があるよということを、皆さん御存じかどうか、もっとPRが必要ではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） こちらもまだ十分PRのほうが、不十分な点もございますので、今後、その周知を分かりやすい回覧等の文章も作成を今、検討しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ぜひチラシ等でもいいと思うんですが、作っていただいて、該当

の店舗等にも周知をしっかりと図っていただきたいと思います。

それと、もう一点おっしゃられたんですが、町内だけにPRしたのでは不十分だと思うんですね。特に、飲食店であれば、おいしければ人は町外から遠くからでも、車で30分かけても1時間かけても来るだろうと。ちなみに、とにかくおいしいという評判が広がれば来てくれるわけですから、ぜひ町外の方にも、こういう施設があるんじゃが、田布施町で事業をすれば補助金が出るんだよというPRを、しっかりお願いをしていただきたいと思います。これは要望でございます。

では、1点目はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。2番目は、「消滅可能性自治体脱却のため町政アドバイザーの招聘を」についてでございます。

4月に人口戦略会議から消滅可能性自治体が発表され、残念ながら当町が県内では8番目の指摘を受けました。消滅可能性自治体とは、2020年から2050年の30年間で20歳から39歳までの若年女性人口が50%以上減少すると予測される自治体のことで、全国で744自治体が指摘され全体の約4割を占めます。

山口県では、今回、田布施町だけが新規に指摘され、危機意識を持ってこれまで以上の取組が必要と考えます。その方策として、次の4点を提言したいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

1点目は、消滅可能性自治体脱却対策本部の設置についてです。

2点目は、20歳から39歳の女性を対象としたアンケートの実施でございます。

3点目は、20歳から39歳の女性を委員とした「女性と子どもにやさしい自治体への提言」策定委員会の設置でございます。

4点目は、町政アドバイザーの招聘でございます。特に、アドバイザーの招聘を提言する理由は、町の抱える課題を客観的に捉えることができ、対策についても専門的な知見を有する人をアドバイザーにすることで、人口増加を図るための的確で有効な政策の提言を受け、予算に反映できると考えるからです。

御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

本町が新たに消滅可能性自治体とされたことを踏まえての御提言でございます。最初の河内議員の御質問でもお答えいたしましたが、分析されました30年間であと5名の女性が、30年後に5名の女性が多かったとしたら、減少率は49.9ということで、今言われております消滅可能性自治体とはならなかったわけでございます。

この点のみを考えれば、いろんなアイデアや対策もあると思いますので、また皆さんと一緒に、特に若い方と、小学生、高校生、中学生その辺といろいろ話をしてみたい。30年後ですから、生まれてないのかも分かりませんが、そういう気持ちを持ってやってみたいというふうに思います。

危機意識を持っていないわけじゃございませんが、あまりネガティブに捉えましても、言葉の意味が非常にネガティブな意味合いをどうしても持っているように私は感じますので、そういうことには十分気をつけながらやっていきたいというふうに思います。

それで、まず1点目の御提言でございます消滅可能性自治体脱却対策本部の設置についてでございますが、私の今の考え方としては、あえてそういったあまりネガティブな、脱皮せんにゃいけんとか、やっていきますけども、あまりそういった名称を出さない方がいいのかなと。具体的な取組を進めてまいります、現在のところそういった対策本部というのは設置いたしておりません。また、そういった必要があれば考えさせていただきたいと思います。

人口減少というのは、全国的な問題であり、近隣市町との人口の取り合いによる脱却では、根本的なその解決にならず非常に大変難しい問題であります、やはり本当は、難しいんでしょうけども自然増ということをやっぱり意識しながら、そのための方策や体制についても、今まで以上に新たな観点からチャレンジをしてまいりたいと思います。

2点目の20歳から39歳までの女性を対象としたアンケートの実施につきましては、本年度令和7年度総合計画の改定に向けた住民アンケートを予定しておりますので、広くまちづくりについての御意見をいただく中で、少子化等に対する施策についての御意見等いただいて、参考にさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたが、現在、小学生も中学生もいろいろな心配をされているようでございますので、こうした話題について1回意見交換等を行ってみたいと思いますが、まだ具体的にはなっておりませんので、また今後、学校等とも話をさせていただきたいと思います。

3点目の20代から39歳の女性を委員とする「女性と子どもにやさしい自治体への提言」策定委員会の設置につきましては、1点目と同じでございますが、現在のところは考えておりません。

最後に、4点目の町政アドバイザーの招聘でございますが、総務省においても様々な分野でアドバイザー制度がございますので、人口減少、少子高齢化、子育てに対する非常にいい人材があれば、やっぱりそういう外部から新しい意見をいただくということも、これからの取組に必要なと思いますので検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今、４点のお願いをしたわけですが、一番お願いをしたいのは、やはり最後の町政アドバイザーの設置でございます。

事例で言えば、岡山県の美咲町という町、それから近隣では隣の平生町が町政アドバイザーを委嘱したということで、ここはこの前、柳井日日新聞にも載っておりましたが、例えば１年ではちょっと短いと思いますが、一、二年間でも外部の使者をアドバイザーとして入れることは、先ほども申し上げましたが、客観的に見れるという点、また全国の事例を多く知っておられると思うんですよ。その知恵を借りるというのは、非常に有効じゃないかと思うんです。

これだけ人口減少と言われる中でどうやっていくか、町長がおっしゃいましたように、人口が減少するのは避けられない状況であるわけで、いかにブレーキをかけるかだと思うんです。ですから、このアドバイザーについて、ちょっと前向きにということでございましたが、どの程度、実現の可能性はあるか、再度お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 総務省のアドバイザー制度につきましては、大変多くの人材が登録されておりまして、本当に各種分野いろいろございます。その中で人口問題を扱うアドバイザーがどの程度いらっちゃって、どの方が一番それにマッチするかとかですね。

また、人口減少というのは、また様々な施策とか、世帯住民の構成とか、そうした結果的に人口減少が起きているところもありますので、その人口減少につながっているという、それをブレーキかけられるという施策についての、具体的な施策についてのアドバイザーを探すということも一つの手かとは思いますが。人口問題直接ということではなくてですね。そういう人材、ちょっと今から探してみようと思います。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。ぜひ、そういう人材を探していたいて、確かに費用もかかるかもしれませんが、それ以上の成果が期待できると思います。

余談になりますが、山口県内で人口減少をしていない横ばいは、山口市と下松市と田布施町ぐらいいだねっていうのをたてたものもあります。現に、当分の間１万６，０００人に横ばいだったと思うんですね。だから、いつも田布施町は優秀だなと安心しておったところなんです、いきなり消滅可能性自治体の指定を、それも田布施だけが受けなきゃいけないというのは、非常にがっかりをしまして、これは皆さんも同じだと思うんです。

だから、１０年後の発表のときに、もう必ず脱却をしとかなないと駄目なんですね、やはり脱却のために努力が必要だと思ひまして、今回質問をさせていただきました。

ぜひ、自治体町政のアドバイザーの設置は実現をさせていただきたいと思ひまして、以上になりますが、今日は終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。午後からの再開を13時30分、1時半から再開しますのでよろしくお願いします。

午前11時54分休憩

.....

午後 1時30分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

次に、高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、通告に従ひまして、2問、それぞれ一問一答形式でお願いしたいと思います。

1問目、答弁は東町長と鳥枝教育長にお願いいたします。

住みよいまち田布施一層の取組をです。

いのち育み未来へつなぐ笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施を将来像に据えた第6次総合計画も5か年計画のうち、既に丸3年が過ぎました。いよいよ後半の詰めの最中、消滅可能性自治体への登録との報道が衝撃をもって伝えられました。

田布施町は、人口もそんなに急には減っておりません。できることからコツコツと頑張っており、進められていると認識してまいりました。なのになぜであります。ただ、総合計画を着実に実行していけば、全く気にしなくてよいと感じております。

総合計画の基本目標1には、若い世代への出会いや結婚の支援、子育て支援の充実、出産・子育てに係る経済的負担の軽減、乳幼児・子どもの医療費助成やひとり親家庭への支援、家庭との連携による主体的・意欲的な学習態度の育成、学校と地域が連携・協働した体制づくりを構築、諸団体の活動支援や関係機関と連携した家庭教育の向上を図るなどが挙げられています。総合計画の基本目標1の現在の状況について伺います。

1、重点項目の出会いや結婚について本年度の支援の状況は。

2、新年度に入って登校できていない児童生徒はどれぐらいいますか。

3、登校できていない理由を個別に把握されていますか。

以上です。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず1点目のお尋ねでございます。若い世代の出会いや結婚の支援についてのお尋ねでございます。

本年度の取組でございますが、昨年引き続き、国の地域少子化対策重点交付金を活用した結婚生活応援事業を実施しており、御夫婦ともに39歳以下の方を最大30万円の助成、御夫婦ともに29歳以下であれば最大60万円の助成となっております。

婚活イベントにつきまして、まず山口県の取組として、令和6年度は新規事業として10月5日に下関市の海響館において、定員200名の大規模婚活イベントが予定されているほか、県内8圏域において、結婚スキルの向上につながるようなセミナーや出会いの場となる交流会が開催される予定と聞いております。

また、引き続き柳井地区広域行政連絡協議会の枠組みでも、実施を予定しており、本年度は田布施町と平生町で引き受けとなっております。秋から冬にかけての年内での開催を検討いたしております。開催につきましては、事業を委託しております柳井市が事務局で、プロポーザルを行い業者が決定いたします。

本町といたしましては、業者が決まり次第、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（鳥枝 浩二君） 2点目の新年度に入って登校できていない児童生徒数について、私からお答えをいたします。

新年度になりまして、二月余りが経過いたしました。5月末までの間に連続して3日以上欠席した児童生徒数について見ますと、小学校においては延べ28人、中学校では延べ17人となっております。

次に、3点目の登校できない理由を個別に把握されているかについてのお尋ねであります。学校を欠席する際には、必ず保護者から連絡をいただくとともに、その理由をお聞きしております。また、連絡等のない場合は、学校から保護者に連絡を取り、欠席等の理由を伺うようにしているところであり、全ての事由を把握しているところであります。

なお、5月末までの間、連続して3日以上欠席した児童生徒の欠席理由といたしましては、通院や入院のほか、風邪や発熱、頭痛など、病気によるものがほとんどであります。体調不良や家庭の事情による欠席なども見受けられます。

教育委員会といたしましては、新年度の入学・進学、学級・クラス替えなどの時期にも当たっており、学校においては、児童生徒間や教職員との人間関係づくりに十分留意しながら、子どもたちの信頼感や安心感等が保たれるよう、学校運営に努めることが必要であると指導助言しているところであります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

まず、出会いや結婚についてです。今、御答弁いただきました。

年1回、今回は田布施・平生が受入れというようなことも答弁ございました。ただ、本当に今お聞きしていると、積極的な支援の場ということではないのかなというふうな気もいたしました。なかなか若者の出会いの創出というのが非常に、今現在コロナというのもございまして、集まるということがなかなかできない中で、出会いの場がないということも、若い方たちから最近よく聞くことであります。そういった出会いの場の創出というのは、かしこまったところでなくても、いろいろなイベントを通じてでもというふうな気もするわけであります。

今、この山口県でも、婚活イベントというのが開かれている。また、県内の8圏域において、セミナーや出会いの場となる交流会ということも御答弁いただきました。

この若い方への周知というのはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 基本的に周知につきましては、町の広報紙ですとか、そういうホームページ等を通じて、一般的な周知の方法でやっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 若い方が主に見られるもので、多分周知しないと見ていただけないのかなというふうな気がいたします。

2問目にも出しておりますけれども、公式LINEアカウント、せっかく運営が開始されたわけですので、そういったものの周知というのも必要なのではないかなというふうに思っております。また2問目御答弁いただいてから、そういうこともいろいろ考えていきたいというふうに思います。

今、午前中、各議員から消滅可能性自治体という言葉が多く出てまいりました。田布施町は本当に子育て支援というのは一生懸命やられていらっしゃるということを思うわけであります。ただ、

そこへ行くまでの出会いという場が本当になかなか難しいなということを思うわけです。

積極的なそういう出会いの場の創出というものの、今回、馬島キッズチャレンジショップでも20代のグループ、ワカモノパレットというグループができて、お店も出したりして活動されておりました。そういういろんな場を通しての出会いの創出というものを考えていかなきゃいけないのではないかなと、改めて出会いの場を設けますから来てくださいではなくて、そういう若い方たちが参加しやすいようなイベントというものも、これから必要になってくるのではないかなというふうに思うわけであります。そういったものというのは、いろいろ企画をしなきゃいけないわけでありますけれども、そういう推進というのもしていただきたいと思っております。田布施にとっては大変重要な事案でございます、そういったことも、今後しっかり取り組んでいただきたいというふうに念願をしております。特に若い方、若い方に限らずですけれども、独身者ですね、しっかりと支援をお願いしたいというふうに思います。

また、おいおいいろんな場面を持ってお願いを、また確認をさせていただきたいと思います。

そして、今、学校のほう、不登校児童生徒のお話がありました。大体把握をしておられるということでございました。御答弁を聞くと、短期、体の不調、病気、そういったものの欠席が多いというお話でありました。そういった中で、どう言いますか、長期にわたって欠席という方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 不登校という定義がございますけれども、これは年間を通しまして、30日以上という期間になります。この長期というのがどのぐらいを指すのかというのは分かりませんが、文科省の統計では30日、90日、それから、年間約200日登校する日があるのですが、そういうふうな3つの分類に分けて内容を見ておりますけれども、一般的には30日、年間を通して30日ということで、今、議員のほうから御質問がありました、この2か月間で3日以上欠席をしている者の、今、注視をしているところであります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 今、不登校というお話がありました。不登校には、私は2つあると思うんです。どう言いますか、心の不調と言いますか、そういったもので学校にやむを得ず行きにくいというような形での不登校ということと、また学校ではなくて、よく俗に言うオルタナティブ教育ということを全面に出されたフリースクールがありますけれども、そちらのほうがいいからそっちへ行くというような積極的な不登校という、この2つが不登校にはあると思うわけであります。

田布施町の場合は、今お聞きした中では、そういったことはないのかなというふうに思うわけですが、そういう点ではちょっと安心をいたしました。

なかなか学校に行きづらいというようなお子様にとっては大変な問題でありまして、さらに親御さんにもそういった問題というのは多々あるかと思います。

昨年、同じように不登校の児童生徒の人数を確認いたしましたが、年間21人ぐらいというような御回答がございました。21人というと結構な数字でございまして、そういった子どもたちをどうやったら救っていけるのかというようなことが、これから大きな課題になってくるというふうに思うわけでありまして。

県のほうもそういった受入れというか、居場所づくりということを今年度推進するというようなことも出ておりました。

田布施町においても、そういったことを、何か居場所というのをつくれないか——私は家庭教育支援チーム、「たのじ」のメンバーに入っておりますけれども、そこでもやはり、そういう居場所づくりをこれからできないかというような議論が、この4月から始まったところであります。今回、平生のカンガールさんと一緒にそういうことも、またいろいろお話をさせていただく機会がありました。

本当にそういう不登校の子、また、親の支援というものをしっかりしていかなきゃいけないというふうに思うわけですが。

中には、フリースクールに通われるお子さんもいらっしゃる、その不登校になっている方でどのぐらいの割合がフリースクールの方に行かれているかというのは、ちょっと分からないんですけれども、そういうお子さんが今までもいらっしゃるんでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ただいまお尋ねのフリースクールの件ですが、これにつきましては、一応定義というのが非常に曖昧なところがあるんですが、一般的には不登校の子どもに対して学習活動、それから、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設ということになっております。

そのほか、これまでの取組としては、どこの市町も教育支援センター、あるいは適応指導教室というのを設置して、なかなか学校になじめないで、いろんな理由で登校できない児童生徒がそちらのほうに通うということはこれまでもありました。

先ほど御指摘のありました新しい法律として、教育機会確保法というのが、平成の28年にできておりまして、それから学校だけに限らず、居場所とか学校になじむ場所として、広く公的な支援

センターとか、適応指導教室以外にも民間のフリースクール等に通わすことも認めるべきだという
ような議論が中央ではされてきております。ただ、なかなかそれを教育課程として学習をしたと認
めることがかなり現実的には難しく、十分フリースクール等の民間施設とは、教育委員会、学校
と一緒に協議をして進めていかないと難しいかなと思っています。

今お尋ねありました本町における児童生徒に関しては、そういった民間の施設等に通所といいま
すか、通っているというふうに理由を保護者のほうから聞いているのは、数校の小学校に数名在籍
しているというふうに聞いております。これ以前からというか、いつ頃からというのは、はっきり
記録をしておりませんが、本町の状況はそういう状況になっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。なかなかフリースクールというのが、ど
ういう目的でというのが一番大事なんだと思うんですけども、これ、他町の事例でございます。
小学校のお子様をフリースクールに通わせていらっしゃる親御さんからお聞きしたんですけども、
その町の教育委員会から、現在、義務教育違反の状態であるというような内容の通知が毎年来るそ
うであります。田布施町でもそういった通知というのは出されておるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、他町の紹介がありましたけれども、恐らく学校教育法によりますと、
保護者は、その子どもに9年間の普通教育を受けさせる義務があると、さらに、その就学させる義
務を負うことということが定められておりまして、その義務の履行に関しては、教育委員会が保護
者に義務を怠っていると認められるときには、出席を督促するというふうに定められているところ
でございます。ただ、督促の方法については、特に規定はございません。本町では、今、御紹介の
ありましたように通知をとということだったと思いますけれども、そういうことはこれまでは行って
おらずに、面談の機会があります。教科書を配布したり、それから、定期健康診断のようなものを
学校でやっておりまして、そのときには必ず児童の保護者も来ていただきますので、そういう面談
の機会を通じて登校を促しているというふうに、各学校からは聞いておりますし、教育委員会もそ
ういうふうに把握しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今おっしゃられた教育を受けさせる義務、
日本国憲法第26条2項にも、そして、学校教育法の第16条及び17条にも、我が子に、1条項
で普通教育を受けさせる義務を負うことを定められておることとあります。そういう義務が
あるということがありまして、私も不登校の親御さんたちと触れ合う、接する機会というのが議員

になっていろんな機会ございました。その中で、「今じんこさん」という、この「学校に行かない君が教えてくれたこと」と、自分の子どもとのいろんな、子どもが学校に行かないという中で心の動きというものをエッセイの漫画にして出された本なんですけれども、これを読んだときになるほどというふうに思いました。やはり最初のうちは今の義務があるということで、大変御自分を責めたそうであります。そういった中で、子どもといろいろ接する中、あ、行かなくてもいいという選択肢もあるんだということに気づいたということを書かれておりました。

いろんな選択肢がある中で、その一つであらうかと思うんですけれども、ただ、そういうフリースクール、学校の校長先生が認められたフリースクールに行って、卒業したというようなことでもあります。いわゆる親御さんも大変悩んでいらっしゃるということが言えるわけでもあります。そうした親御さんにも何とか救いの手を伸ばす居場所というものを、やはりつくっていく必要はあるというふうに私は考えております。そうした、どう言いますか、子どもや親御さんが集まれる場所づくりということ、これから大事になってくる。そうしたところで、「たのじ」でもいろいろ議論は出るんですけれども、やはりお金がかかるよねというようなことでございまして、そういった支援というものを、町のほうでやっていただくということができないかということでもあります。その辺いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ただいま、これまでも家庭教育支援チームのほうにいろんな面で、不登校とか、あるいは登校しぶりのいるお子さんの保護者の方から、いろいろ相談に対応していただいております。

公的な機関としてなかなかどこに設置するかというのが非常に難しいところもありますが、現在はボランティアで地域の方が子どもを見守るという一環でお世話をいただいているのが実情でございます。

ほかの市町の様子を聞いてみますと、そういった相談の場、ママ友達ではないんですけれども、子育てに悩みを持つ、抱える方々が一同に集まって、いろんな会話をしながら、その問題を解決していこうという取組、これは場と人が必要だと思いますけれども、そういう取組も始まっております。

今、御提言のありましたことにつきましては、今後考えていかないとはいけないと考えております。ただ現在やれることは、教育委員会といたしましては、ちょうど1年かけて県のほうと折衝して、初めて、田布施中学校にステップアップルームという部屋ができました。これが公的に認められる不登校とか、登校しぶりがあるとか、集団の生活になじまないところの部屋を設置して、そこに専

属の教員、これを1名を加配で配置していただきました。それまでは22か所に全て13市町しか設置されていなかったんですけれども、何とかお願いしますということで、この4月にオープンというか設置ができました。これを拠点として、小中学校を一貫して、やっぱり見守って継続して、きめ細かくしていくことが、先ほど数値をお示しされましたけれども、小中学校で21名あった児童生徒の不登校を何とか解消していこうという取組を今年から始めているところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ステップアップルーム、私も去年からずっと携わっておりました。今年はエアコンをつけていただくということで、ありがとうございます。

本当にいろんな取組の中で、それが全て、この住みよいまち田布施につながっていくというふうに思うわけでございます。特に若い方、自分の子どもを育てる上で、どういった町を選ぶかということになってくると思うんです。そういった意味でしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。そして、先ほど伊村議員のお話の中にも出ましたキッズチャレンジショップであります。今回、多数の小学生、また中学生ボランティアたくまるの皆さん、田布施農工高等学校の食品科学と機械制御科の生徒さん、広島工業大学女子学生キャリアデザインセンター、うましまプロジェクトの皆さん、そして、田布施町内の20代で構成されるワカモノパレットの皆さんや、ほかの団体さん、それぞれ出店され、大変盛況でありました。

幼稚園から大学生まで一堂に会す機会というのは、田布施でも本当に少ない貴重なイベントだというふうに思うわけであります。

先ほどのお話もございました、来年は田布施町70周年ということで盛大にというふうなお話もございました。ぜひとも、このイベントが永続的に続くように、町として御支援をお願いしたいというふうに思っております。そういう取組、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどお答えいたしましたように、なかなかスポンサーとか、バックアップする企業とか本当はあれば一番継続できますから、大した額ではありませんから、呼びかけていけばいいかなと思います。それがかなわない間は、何らか公的なサポートで続けていければと思ひまして、特に来年は70周年という、口実と言ってははいけませんけれどもありますので、70周年ということで、来年は一応お約束して準備をしてくださいということにしませんと、やはりめどがない中で準備をされるというのは大変御苦勞があろうかと思ひますので、私の一存ではございますが、やはり多くの方が、若い方が来てということですから、いろんな婚活イベント、出会いイベントから見ても非常にいいかなと思いますし、そういった意味で、そういった細かいものを積み上げ

ていかないと、なかなかお金を配ったら少子化が止まるというものでは絶対ありませんので、日頃からやっていきたいというふうに思います。

将来は少しサポート体制なり、もう少し柳井広域で応援できるような形を取ってみたいというふうな実感を持っております。来年は、やらせていただこうということで思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

この今回のイベントの中で、ドリームツリーという、自分の将来の夢を書いて貼るというコーナーがありました。私が行ったときには誰もいらっしゃらなかったもので、子どもたちに呼びかけて、いろいろ書いてもらったり、また大学生や大人も夢をいろいろ書いてくださいました。なかなか夢を書けというと言えないんですけれども、子どもって本当にすらすら書けるんです。すごいなと思いました。

その中でも、本当に何になりたいから始まって、馬島に住んでみたい、馬島最高とか、馬島に人が増えますようにとか、そういったことも書かれておりました。この夢が一つずつ実現できるように、私たちも努力していかなきゃいけないというふうに思っております。

また、現在、田布施町地域教育ネットでは「ふるさとを愛し、未来の創り手となる人（ふるさとを支える人）」づくりに取り組まれています。

今回の馬島キッズチャレンジショップ、この場というのは、そういう教育の場、幼稚園から大学生までが集う大変大きな教育の場であるというふうに思っております。

教育長は、このチャレンジショップ、どういうふうに捉えられておられるかというのを一言お聞かせいただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） すみません、そのツリーのほうを直接見てはおりませんけれども、いろんなところで取組がされているのは承知しております。

恐らく子どもは、本当素直にこういうふうな夢を思うとか、目標を持つとか、私はこれが随分大切なエネルギー、子どものエネルギーになっているんじゃないかなと思います。それをできたら大人、社会がサポートして、それが実現できるような、いろんな関わり方を持っていきたいなというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。本当に子どものそういう活力というのが町の活力になっていくのかなというふうに、私自身は思っております。そういった意味で、ぜひど

んどん推進していただきたい。また、発展していただきたいというふうに思っております。

また、先月の２９日には、田布施町中学校運営協議会において、生徒会の皆さんと学校運営協議会メンバー、また地域の方で田布施町をさらに魅力的にするために私たちができることをテーマに熟議が持たれたと聞きました。

消滅可能性自治体に指定され、中学生なりに大変この町の将来というものを危惧されております。その中で自分たちができることは何があるかを真剣に話し合われたと聞きました。また、このことをさらに生徒会を中心にして、各学級でいろいろこれから熟議を重ねるようでございます。さらに熟議を深めていって、それを年度内にまとめて発表できるようにしたいということも伺っております。そういったときに、この町としてそういう発表の場というのをぜひ設けていただきたいというふうに思うのでございますけれども、そういった場をつくることをお願いできませんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 子どもたちが自分たちが何ができるのかというスタンスで話し合いをしているとか、熟議をされているのは非常にいいことだろうと思います。自分の町をというコンセプトがそこにありますので、そういったものであれば、私もできる限り、子ども議会とかいろいろな場は問いませんが、どういった形でいいのかというのを一番考えてみたいと思いますし、私からすると、そういった中で何か一つでも具体化できる、現実になんかできたねというものがあると、夢が実際になるという、そういうプロセスを少し大人のほうで考えながらやっていったら、子どもを言ったばかりで、ちいあれじゃろうというですね、やっぱりいきませんので、そこはまた学校関係者の皆さんとも準備をしていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（７番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。と申しますのも、こども基本法ですね、こども基本法で、こども大綱が国で去年の末、決まりました。現在、多分、県のほうで、こども計画策定をされているというふうに思うんですけれども、それができますと町のほうでも、まだ努力義務ではありますけれども、こども計画を作っていくということになります。

子どもの権利というものもしっかり明記するようなことになってくると思うんですけれども、子どもの施策については、子どもの意見を聞くということが、このこども基本法の方で定められております。そういう町のことを考えるという力というものを、ぜひ養っていったら、そういう対処をしなきゃいけなくなったときにでも、しっかりと子どもたちが自分の意見を言えるというような雰囲気、ぜひつくっていただきたいと思います。そういう子どもが主体的に町のことについて考え、喜びを持って考えられるというような状況というのが、これからの田布施、生き生きとしたまちづ

くりに必要ではないかというふうに思うところであります。ぜひともそういったことも踏まえて、子どもたちいろんな意見を持っていると思いますので、それを集約できるような場というものをつくっていただきたいと思います。

それでは、続いて2問目に移ります。答弁は東町長にお願いいたします。

積極的なPR広報活動についてです。

現代の広報は、町政を町民に知らせることとともに、町の今、そして魅力を広く伝達する役目があると感じます。例えば広報たぶせ、最近の表紙は町民にスポットを当てられ非常に好感が持てます。ほかには、町ホームページや窓口でのチラシ、そして、今年度導入の公式LINEアカウントなどバリエーションが大変増えてまいりました。しかし、本当に今の田布施町をしっかりと伝えられているかという、まだまだ足りない面があるかと思っています。

今までも、一般質問で多くの議員さんから広報が足りないとの指摘がなされています。今日もそういう御指摘ございました。

町の魅力を発信することは、多くの方に田布施町のファンになってもらうことであります。特に、子育て支援に重点を置く田布施町は、近隣に先駆け、高校生までの医療費無償化やおむつ定期便などを行いました。ただし、このことはまだまだ町民や周辺の方には知らない方が多くおられます。

そこで、いま一度PR活動への取組について問います。

- 1、町のPR広報の現在の手段など取組状況は。
- 2、公式LINEアカウントの現在の登録者数と年齢構成は。
- 3、公式LINEアカウントの今後の展望について。

お聞かせください。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。1点目のお尋ねでございます。

本町の広報等の手段でございますが、町では御承知のとおり、広報紙やホームページ、メール配信、たぶせメール、田布施町宣伝部のアカウント、YouTube、田布施倶楽部のアカウントでフェイスブックを発信しております。

そのほかにも、回覧を通じてチラシ配布や町内の公共施設へのチラシの設置、ポスター掲示があります。それに加えて、必要に応じて新聞社やテレビ局への報道資料の投げ込み等も行っております。

また、県をはじめ、広域連携等で作成される様々な媒体を通して、田布施町のことを掲載いただいたり、取り上げていただいております。

参考までに、昨年ですが、広島広域都市圏の枠組みで、R C C 中国放送制作の広島市広報番組「元就。二百万一心！」で田布施町を取り上げていただき、その際には、本町のふるさと応援大使でございます松村邦洋さんに出演していただいて、広島県での田布施町のPRを行ったところでございます。

この番組は、山口県内では放送されませんが、今であれば、R C C 中国放送の番組ホームページからバックナンバーで、2023年8月16日放送分として見ることも可能でございます。

次に、2点目は、田布施町LINE公式アカウントについてのお尋ねでございます。

田布施町LINE公式アカウントの友達に追加された数は、6月3日現在でございますが、774でございます。

年齢構成は、50代以上が44.7%、40代が27.1%、30代が18.7%、20代が4.6%、あと不明が4.8%というふうになっております。

この数字を見まして、特に若い方に、御質問の趣旨でもあると思いますが、やっぱり魅力を感じてもらえるようなものにしていかなければならないというふうに感じております。

次に、3点目のお尋ねでございます。

田布施町LINE公式アカウントの展望については、今年度、LINE公式アカウントを利用したのオンライン申請等が可能なように開発に取り組むとともに、一例を申し上げますと、通知機能を活用した小・中学校や他業務で、関係者のみにお知らせ等が通知できるような様々な開発も検討していたしております。

併せて、LINE活用やDXをより一層推進するために、田布施町と地域活性化起業人でございます派遣元である合同会社DMM. comとLINE運用システムの開発元である株式会社プレイネクストラボとの3者で連携協定を締結する予定といたしております。

正式な運用が始まってまだ2か月が経過したところでございますが、たぶせメールを始めたときに比べて、友達の加入登録は順調に伸びているのではないかなと思います。その中で、本町からLINEを通してのお知らせをどのように運用するか、あまり通知ばかりするとLINEの場合は通知をブロックされてしまうという悲しい面もございますので、そうされないように、町民の方に適切なタイミングで気持ちが良い情報発信を感じられるような運用ができたかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたとおり、いろんな媒体を使つての広報ということが行われております。そ

の中で、公式LINEアカウント、今、利用者774名ですか、人口に対して5%というようなことでありまして、これをさらに増やすにはどういった取組が必要だというふうにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、町長答弁にもございました6月3日17時現在で774ということでございますけれども、今は、現時点で申し上げますと870程度、100ぐらい増えております。

3月にLINEを立ち上げまして、広報紙で連続して、友達になってくださいというPRをして、その成果もあるだろうと思います。

今後とも、またいろいろイベント等がございますので、その機会等を利用して、またPRをしていけたらと、一人一人に対してやっていけたらいいんじゃないかと思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ広めていただきたいというふうに思います。これ私も登録しておりますけれども、ごみ出しすごく助かっています。前日に通知が来るので、ああ、用意しておかなきゃって思うんですけども、そういったところ、今、イベントでというふうなこともおっしゃいました。イベントでQRコードを大きく出していただければ、関心のある若い人も、特に登録をしていただけるんじゃないかというふうにも思います。そういったいろんな機会を通して、また町民会議なり、いろんな機会があるわけですから、そこでどんどんPRをしていただくと、利用者が少なければ、本当にせっかくいいものも役に立たないわけですし、防災も絡めていくということになると、なおさら、ほとんどの町民が登録していただけるような取組というのを、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

なかなかPRというのは非常に難しいものでございまして、ただ今回、消滅可能性自治体に指定されたということ、田布施町という名前、全国に知れ渡ったなというふうに思います。東京の友達からも電話がありました。ある意味、名前は覚えてもらえたのかな。これからの取組をしっかりとしていけば、またさらに覚えてもらえるのではないかというふうに思うわけです。町外の方にも知らせるということ、大変重要なことだというふうに思うわけです。

このPRなかなか難しい点はございます。先ほどRCCテレビが作成された番組、バックナンバーでというお話ございました。これ、私初めて知ったんですけども、どこかにこういうバックナンバーがありますよというのは記載されておりましたでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） この趣旨がもともと広島の方に田布施のことを知っていただいて、

田布施を応援してもらったり、来ていただきたいという趣旨ですので、町民の皆様向けには周知をしておらなかったというのは事実でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そこだと思うんです。田布施町民が知れば、町外の方に紹介なり、いろんなことがしてもらえるというふうに思うんです。

田布施のいいところをせっかくこうやってテレビ局が番組を作っているんですから、ぜひいろんな手段を通してPRはできると思うんですね。そういう心がけて常に持っていないとできないものでして、ぜひ、これ皆さんに周知をしていただきたいなというふうに思うんです。そういったPR、特に広報、それはいろんなところに機会というものはあるんだというふうに、私は思っております。それを逃さずに、ぜひやっていただきたいというふうに思うところです。

また、PRの中ですけれども、なかなか町がPRするというのができないものの中にはあろうかと思います。例えば、町のホームページに、私は書きたいと思っているんですけれども、頑張っているけど、消滅自治体に指定された皆さん助けてください、ふるさと寄附金で、ぐらい書きたいなというふうに私は思うんですけど、町としてはそれ無理だというふうに思うんです。そういったことって、まず町では無理ですよ。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 消滅可能自治体という言葉が、やっぱりその言われる良い面もありますけれども、やっぱり非常に最初言いましたけど、数字がずっとある中で、ここにラインを引いて、こっち側グループということで指定すること自体がやっぱり正確な情報でないと、じゃあ、柳井は幾らですか、消滅しないですか、消滅すると思いますよ、そりゃ。ただ数字がたまたま50を超えるか超えないか論を、やっぱりその正確に国レベルで論議したものでないから危ないなという、だから一人歩きするのが怖いから、私は今それを使う気は全くありません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） すいません、あの例えで申し上げたんですけれども。もう一つ例えで言いますと介護保険料です。

このたび改正となって、2024年から27年度の介護保険料、基準額で月4,921円となっております。この額というのは自治体によって違います。全国一律ではございません。傍聴されている方も一緒にお考えいただきたいんですけれども、この月額4,921円というのは、山口県内ではどのぐらいの位置に位置するのか、全国の中で田布施町の介護保険料ってどのぐらいの位置にあるのかということを考えてみていただいたらと思います。

実は、この田布施町の介護保険料、山口県内では一番安い介護保険料になっております。さらに厚生労働省の集計によると、集計された全国1,573自治体中57番目に安い金額であります。

全国一高いところは大阪市の9,249円、田布施町より月額4,328円も高いということです。

大変な努力をもってこの介護保険料というのを安く抑えられているんじゃないかというふうに思うんですけども、ぜひ、今この料金に抑えられているというのはどういうことなのかということをお教えいただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） お答えいたします。

田布施町の特徴といたしまして、第1号被保険者の数というのはそれなりなんですけれども、第1号被保険者の数に比べて、認定者数というのが少ないという状況があります。ということは、それだけ元気な高齢者が多いということでございまして、それは日々、皆様方が町内で元気にお過ごしただけで、介護予防とか体のことを気をつけていただけているということであろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

本当に百歳体操とか町でも推進されて、いろんな御高齢者の方が取り組んでいらっしゃいます。そういった要因も多々あるかと思うんですけれども、こういう、介護保険料が安いよということ、町のホームページに書くわけにはいかないと思うんですね。ただ、言えることは、そういったことって、結構誇れることでありまして。そういう要因、今お聞きした要因なんかも全て、網羅していけば、大変いいアピールになるというふうに思うんです。

こういった、全国に誇りたいけど手前みそ的な行政の広報では、なかなかできない、そんなことを女子高生に発信してもらっている自治体がございます。前にもお話ししました、福井県の鯖江市です。この女子高生視点によるまちづくりプロジェクト、鯖江市J K課を設立されています。ちなみに、鯖江市J K課は、条例などで規定される正規の行政組織ではなくて、仮想的な課名を模した市民協働推進プロジェクト名であります。町を取材しPRすることや、まちづくりについて高校生の目線で考え提言するなど、幅広い活動をされています。

そういった中で、その活動が評価され、高校の現代社会の副読本の表紙、裏表紙に、J K課の事例や写真として掲載をされていました。このことは鯖江市にとっても大変大きなPR広報手段であ

るというふうに思うわけであります。こういったこと、目線を変えたPRというのをしっかり、取り組んでいかなきゃいけない。

これ実は、約3年前、令和3年の9月議会で、一般質問で私から質問させていただきました。そういった質問の中で、検討もしていくというふうなお話も答弁いただいております。約3年たっておりますけれども、どのような検討がなされてきたか、お教えいただけますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 3年前の記憶があんまりないものですから、ちょっと、答弁がひっくり返るかも分かりませんが、田布施View会議の話ですね、いろんなその情報発信なりというお尋ねをいただいたような記憶が残っておりますが、そうした場で、今おっしゃいますような高校生とか、そういったものの情報をどんどん発信する中で、地域情報を出していったらどうかという御質問でございました。いい御提案だと思います。

その後どうかというと、まあ具体的にはなっておりませんけども、今、農工高校と連携したものが、まあ、ちょっともう一歩前へ進んでないというのがですね、実情でございますので、今おっしゃられるような視点をですね。

やっぱりPRというのは、「パブリック・リレーションズ」という言葉で、まあ、単なる広告じゃないんですよ。日本人がよく使う「PR」というのはちょっともう、「新聞に載せる」だけの話なんですけど、何かその公共的な利益を、生むために、取り上げて、キャッチボールをしながら、例えば「介護保険料が安いね」「何で安いのかね」というのをキャッチボールしながらですね、じゃあもっと運動して、百歳体操をやって、健康づくり体操をやったらもっと安うなるんじゃないかという、そういう視点で、シリーズ物でやっていくのが本来のPRだろうと思うんですが、まあなかなか紙面上のですね、そこまで割けるものがないので、これからホームページとか、あんまり経費がかからないものの中でですね、そういったトピックス的なものもやって、PR、本来のPRにつながればということがあります。

御指摘のように、なかなか、田布施町役場の職員は、「奥ゆかしい」と申しましょうか、あまり、「どうや」という態度でしませんので。介護保険料もそうです、国保も少しね、下げたものもあるんですが。まあ、1行ぐらい入っていましたね、こうやって。引き下げましたという。あれが現実でございますけど、そういった目線を持って、もっと、自信を持って出すようにというのは、また職員にも徹底していきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ぜひですね、町内の住民の皆さんだけでなく、町外の方にもやはり届くように、していただきたいというふうに思うんです。そういった中で「田布施町っていいね」というふうな気持ちが湧いていただければ、また田布施へ行ってみようかというような交流人口にも、かなりいい影響を及ぼすのではないかなと思います。そういった意味で、いろんな広報の仕方というのをもう一度検討していただいて、漏れのないように、田布施のいいところをどんどん発信できるようなものにしていただきたいというふうに思います。

1問目でも質問いたしました、馬島でのイベントについてです。

馬島は田布施町でも有数の交流人口の多いところですよ。島民の方を主体に様々なイベントを運営されています。先ほども触れましたが、キッズチャレンジショップも今回で2回目のチャレンジでした。参加された方は馬島のよいところを堪能され、「いいね」という言葉をそれぞれ出されています。これも、田布施町、馬島を知ってもらふ立派なPRだと、PR広報だというふうに思っています。しかも、交流人口への貢献度も非常に大きいものがあります。この活動は、SNSでも発信されています。今後も続いていくような、ぜひ、続いていただきたいと思います。

ただ、やはり主役は、馬島の皆さんであって。その辺は、間違いのないように、しっかり協議をして進めていただきたいと思います。

なかなか、広報一つ取っても、非常に、難しいものがございます。ただ、先ほど中学生の話もしました。中学生も、また高校生も多分同じだというふうに思うんですけども、やはり自分の住む町のことを心配しているというのは、正直なところだというふうに思うわけです。そうした、子どもたちの意見というのをも吸い上げれるような、場というものをしっかりつくっていただきたいと思います。

子どもの情報発信力というのは、すごいものがあります。インフルエンサー。若い子が非常に多いです。そういった意味で、しっかりとコミュニケーションを取って、子どもたちと——も図っていただきたいと思います。

また、今回このチャレンジショップでは、渡船が非常に活躍しました。私も乗りましたけれども、もう、あんな船、初めて。前が浮いて走るようなイメージでありました。非常に多くの方に御利用いただいて、増便をいっぱい出していただいて、運送していただいたわけであります。

この広報資源の馬島へ人々を渡すという、唯一の交通手段であります。ただ、この船もいろいろお聞きすると、メンテナンス、修理を繰り返してきていて、いつ壊れてもおかしくないぐらいの、かなり限界が近いと伺っております。

また、新造船を建設するには約３年の月日がかかるということもお聞きいたしました。まあ平生町との兼ね合いもあるわけですが、新しく船を造るには、地域、利用地域住民との協議会をつくって検討しなければならないということも聞いております。大変手間のつくことが多いのではありませんけれども、一日でも早い協議は待ったなしだなということを思っております。このこともちょっと町長のお考え、お聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 渡船事業というのは、総合事務組合の一部事務組合として、やっております。特に管理者は平生町長でございますので、私からここで「やります」とか言うことはですね、ちょっと申し上げられませんが、そういった、時間がかかるとか必要性については、組合議会のほうでも、定例会のたびに持ち上げられて報告されておりますので、また両方でしっかり協議をして、やっていきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（７番 高月 義夫議員） ぜひ一日も早い検討というのをしていただきたいというふうに思います。

まあ待ったなしの状態ということを知っております。もし止まったら考えると、非常に田布施にとって大きな損失だなと思うわけです。まあ、平生町と共同でということになっておりますので、平生町の御意思というものも必要ではあるかと思っておりますけれども、私も熊南の委員として、しっかりこの問題、提案をしていきたいというふうに思いますし、今の船の現状をしっかり踏まえなきゃいけないなということも思っております。大体毎月、馬島のほうに渡って船を見るんですけども、いろんな面で、確かにがたがきているなということを印象的に思っております。

ぜひとも、この、どういたしますか、大切な交流の場——私は馬島って本当に交流の場だと思うんです。いろんな世代が、世代を超えて交流できる場であって、その大切な交通手段、支障がないように、次期渡船の早い検討、そのこともお願いし、また新たな田布施町のPR広報の手段ですね、そういったことも、しっかり検討いただいて、実施をお願いしたいというふうに思います。このことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 紙の原稿ありますけれども、タブレットを持って、やってみたいと思います。

その前に、高月議員のほうから介護保険について、「田布施町、ようやっとる」という話がありましたが、今日もらいました１９日の全員協議会の一番最後ですね、後期高齢、これも数字的に見たら、ぶちようやっちょるんですよ。３億からですね、収支差が６万。つまり、３万円使うて６円しか誤差がないような使い方しちょるちゅうことですからね、これまたすごい見込みだというふうに思いましたんで、最初に、最後に言うたら言い忘れるから最初に言いました。

それと、今回は、３月議会、６月議会、９人、１０人で一般質問をしますが、トップバッターとラストバッターが同一人というのもですね、非常に珍しいことだと思うんです。で、私が、この目の前に岩本選挙管理委員長がおられますが、選挙のことについて質問をする。で、次の國本議員が、また引き続いて、その選挙関係の質問をされるということで、この辺の組合せもですね、くじにしちゃ偶然にようでき過ぎちょるなど。

それで、いろんな方が、田布施が消滅するという、その悪いレッテルを貼られたというイメージでいろんな案を言われたりしましたが、今回、１番目の質問者から考えてみますと、河内議員は体調が悪いのにですね、無理して来て、何とか自分の肩の荷を下ろして帰ったと。だけど彼は、一般質問で以前何回か、終戦のサイレンの吹鳴のことを要望して、それがほぼ、うまいほうにいくような感じですから、彼は今日、おいしく、体調が悪いのに、昼御飯を食べたことだろうと、僕も今日お昼を食べながら、そういう思いをしました。

内山議員にしても、子どもの医療関係で、町のほうで対処してもらえると。伊村議員についても、のんびらんどとか、高月議員も７０周年の絡みとかですね、町のほう、いい方向で考えてもらえるようです。渡船のことも言われましたが、こちらも平生町と、まあ検討されるだろうというふうに思います。神田議員の質問についても、そのアドバイザーの人材を探すというふうに、みんなですね、今回は町のほうから、いい回答をもらっていますので、最初に私もですね、そういう思いじゃ引き続いてですね、本日の６番バッター、７番バッターも、町のほうからいい回答を期待しております。

それでは１問目、町長、教育長、「新生児５０人となり議論が必要」という質問事項で質問いたします。

数字で判断すれば小学校は近い将来、１０年程度か、田布施町に１校でよい。学校と公民館は地域活性化の核であるから、財政の余力、地域住民の要望があれば可能な限り存続が望ましい。

しかし、少子高齢化進行で、今、急激に人口が減少している。将来のばら色の財政は期待できな

い現状から、議論の先送りはできないと言える。

議員の任期は来年２月で、将来方針の決定は次期新メンバーの大きなテーマになるだろうが、話し合いができる体制をつくっておく必要がある。幼稚園、保育園も議論の対象になるのだろう。地域の声を聞く場、行政のプロジェクトチームなど、議会を含め、対話ができる将来展望の場づくりが当面の課題と思うので、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、まず私のほうからお答えをいたします。

小学校の今後の在り方に関しましては、昨年９月議会の一般質問でもお答えいたしましたが、当面、現在の４小学校をできる限り存続してまいりたいという考えに変わりはありません。

しかしながら、議員御指摘のように、近い将来、少子化に伴う児童数の減少は避けられない状況にありますことから、小学校に限らず中学校等も含め、今後の学校の望ましい姿を模索していく必要があると認識しております。

本町の新たな学校の将来構想の策定につきましては、学校は地域のコミュニティの核として、地域との深いつながりがあり、学校の存続に関わる重要な問題であり、今後の児童生徒数をはじめ、特に、学級数の推移を注視しながら、慎重に検討する必要があると考えているところであります。

こうしたことから、将来構想の策定に向けましては、まず、各学校における学校運営協議会において議論をしていただくとともに、そこでの協議の内容や結果等を踏まえることが重要であると考えております。併せて、保護者や地域住民、議会の皆様をはじめ、広く関係者のお考えを伺いながら検討を重ね、魅力ある将来構想になるよう、工夫してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 続きまして、保育園及び幼稚園への対応についてでございますが、昨年の９月議会でも御質問いただいているところでありますが、改めてお答えをいたします。

町立保育園以外の保育園及び幼稚園は、社会福祉法人及び学校法人が、それぞれの設立理念に基づき運営をされており、急激に進む少子化といった厳しい環境下においても、特色を生かして、子どもの健やかな育みについて、大変御苦労、御協力をいただいているところでございます。こうしたことから、町として、法人等の将来的な運営方針等について、踏み込む立場にはございません。

また、町立保育園においては、城南保育園、昭和５３年でございますが、麻里府保育園、昭和５０年に建設でございますが、共に、古くなってきているわけでございますが、多様な保育ニーズに対応するため、これまで修繕や改修工事を繰り返してきまして、おかげさまで、保育ニーズに合った運営ができておりまして大変好評というふうに聞いておりますので、当面はですね、要望もござ

いますので、2園での運営を考えております。

御指摘のとおり、本町においても少子高齢化、人口減少は大きな課題であり、田布施町の今後の学校や保育園及び幼稚園の在り方を含め、地域の将来展望について検討することは大変重要だと認識しており、町としても、タイミングを失することのないよう、こうした課題に責任を持って取り組んでいきたいと考えております。その際には議会の皆様方におかれましても御協力をいただきたいと、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 教育長にお聞きしますが、小学校の児童は、全員が徒歩通学です。徒歩ということになりますと、町の中心部にないそうですね、その多数、車両の数、スクールバスが、その現在の学校の位置ではですね、スクールバスが物すごく多くなると思いますので、それかといって、田布施の経済力考えますと、新しく小学校を造るというのは難しいと思います。そうすると、考えられるのは、徒歩通学で、真ん中で、新たな建物を建てないということになると、まあ中学校が候補に上がるんじゃないかと思うんですが、まあ、回答の中では、当面は4校の現体制でいくということなんで。

ですが、この50人の生まれた子どもが、10年先にはですね、小学校の5年生になるわけですから、のんびりと、その将来の絵を描くというふうなことを避けて通るわけにはいけないと思います。一応、当面は4校体制ですが、将来のグランドデザインというのはですね、以前は2校という案が出ていましたが、もう2校を通り過ぎて1校でいいという、私はそう思うんで、教育長にお尋ねしたいのは、そのグランドデザインはどのように描かれているか、まだこれから作っていく段階にあるのか、この辺りをお聞きします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今御指摘のありました、小学校の、特にですね、今後の在り方についてのお尋ねですが、現在は小学校は、スクールバスと徒歩通学ということで、回っております。スクールバスのほうは2台、現在ですね、小行司の児童生徒さんが通学を対象にならなくなりましたので、2台で回している、3校を2台で回している状況になります。

それで、以前、議会のほうでもお答えをいたしました。当初、小中学校の統合の在り方が検討されてきて、その結果、西と東に各小学校を新設するという案が示されたわけですが、それにつきましては、当時の耐震化を最優先に考えなくてはいけないということで、それが実現しなくて、現在に至っているというふうに聞いておりまして、これから先、さらに児童数が少なくなっていく中

で、新たな構想をつくっていかないと、現実的にはないというふうに、議員さんの御指摘どおりだと思います。

それで、どうするかというようなお話だろうと思うんですけど、今お答えしましたように、まず、学校運営協議会、それぞれのですね、これが学校の運営の今後をやっぱり担う一番の最先端の協議会ですから、こちらでまず検討も始め、併せてですね、同時に、町内にも検討する機関を設けて検討を始めて、最終的には公式の会を、検討会議を立ち上げて進めていくのが、私は、一番いいかなと思っております。

その際に、中央部の今の中学校を利用するのか、それとも新規に建設をするのかということ、それは、御指摘のように通学の時間とか距離とか人数とかによって、どういうふうにしていくかというのを検討していかないといけないと思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 私は、中学校が利用できればですね、小中学校にすれば、いいんだろうと思うんですが、今、インクルーシブ教育ということで、小学校６学年、中学校３学年のですね、９学年掛ける、その生徒数を定員で割るちゅうんですか、その数だけでというふうな教室じゃあなくて、それ以外にも教室が要るわけですよ。で、余った教室を、そのインクルーシブ教育で、その少人数を教えるんだから、大きい教室が要らないから小分けにすればいいと。こういうことが考えられるんですが、災害とか、犯罪者とか、こういうふうなことを考えると、その小分けにした教室もですね、廊下に面しとかんといけないと思うんですよ。

ですから、１つの教室は、まあ２ぐらいにしか増えんだろうと。それで、特に２階、３階は、絶対に、分けても２しかならんだろうと。袋小路になりますからね。１階が、事件とかあったら窓から逃げるといって可能ですから、これまあひょっとしたら、２以上に分けられるか分からんけども、まあ単純に２というふうにすればですね、そんなに空き教室も増えんので、小中学校にするとするのは５０人ぐらいの子どもの数になっても教室数が不足するんじゃないかと。という辺りも、考えてもらわんにゃいけないと。

で、まあ私の私案なんですけども、中学校が使えるで、新たな町の中に小学校の新設というのはですね、その費用のかかるという面もありますし、その場所をどこにするかという面もありますから、これも難しいということで、廃校になります熊毛南高校を平生町と田布施町で有効に利用するちゅう方法が浮かんでくるというふうな思いがありますので、学校運営会の中で将来的には話していけるんでしょうが、この辺りの今私が述べておいたようなことも頭に入れておいてもらったらと思います。

2問目、行きます。

ごめんなさい、ちょっと画面が消えとるから。——すいません、時間取りました。

選挙ポスター掲示板の削減。

田布施駅で電車から降りてきた農工の女生徒に、松田きくお後援会報を手渡そうとして、「おじちゃん、字ばっかりじゃけえ要らん」「若い者は字は見んよ」「見んと捨てるようになるけえ要らん」と言って受け取ってもらえなかった。読んでほしくてがっかりしたが、若者の本音が聞けてよかった面もある。

若いスマホ世代には、こんな人が多いのだろう。活字離れと言われ久しい。義務教育も情報端末使用となり、ペーパーレス時代の到来と言える。

そこで本題に入るが、スマホ世代は、掲示板の選挙ポスターは見なくても、ウェブサイトに掲載されている選挙ポスターなら見る機会があるのではないだろうか。町内の選挙掲示箇所は、車社会到来前を引き継いで数多くある。ポスターを選挙公報として扱い、ウェブ掲載すれば、大幅に掲示箇所が削減できる。選挙費用、労力の削減、また選挙公報のウェブサイト導入実現が可能と思えるので、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 選挙ポスターの掲示板の削減について、お答えいたします。

御提案いただいたウェブサイトでの選挙ポスターを掲示することについて、平成24年3月29日付総務省通知では、選挙運動用ポスター等を選挙管理委員会ホームページに掲載することは、公職選挙法第6条の規定による啓発、周知活動の範囲を超えるものであり、全ての候補者の平等公平な取扱いを制度的に担保することが困難であること等の理由から、同法第142条に抵触するおそれがあるため、掲載はできないとされています。

また、公職選挙法施行令第111条により、ポスター掲示場の設置数は、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められているため、直ちに減ずることはできません。

なお、選挙公報についてですが、委員会内でも再度協議し、若年層の投票率アップに向けて何かやるべきではないかという意見もあり、紙媒体での公報でなく、ウェブを活用した選挙公報等の掲載について多々議論をいたしました。

その中で、仮に選挙公報を実施することとなれば候補者に原稿の提供を求めることになるため、当委員会が独断で決定するのではなく、現町会議員の皆様の意見を聞いてはどうかという意見があり、全員協議会の中で皆様にアンケートを実施し、その意向を確認したいと思います。

議員の皆様が選挙公報の発行に前向きであるという意向があれば、公報発行に向けて条例化等も検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 紙媒体の選挙公報は、日程的に、今、期日投票をもなされる方が大変、比率的にも多くなっていますし、届く日にちを考えると、費用対効果ということを考えるとですね、幾ら長の選挙だといって多額な印刷代を使ってまで配付する価値があるかというのとはですね、大いに考える必要があると思います。

それと、当日の町議会あるいは町長であれば、選挙区間５日ですから、火曜日ですよ。火曜日の５時までは、印刷屋のほうへ持っていくことはできんわけですよ。それで、最近、働き方改革とかそういうことを言っておれば、残業を想定した早期の行動というのは望ましくないと思いますので、印刷屋のほうへそのデータを持っていくのは翌日とか、そういうふうなことを考えるとですね、本当、自治会を動かしたりすれば、まあせいぜい選挙前日に届けば、中には前日にも届かないようなところも想定されるんじゃないかと思います。ですから、私はウェブを提案したんですけども、その法律的に触れるという辺りはですね、全く思いませんでした。

ここの回答の中に、「全ての候補者の平等公平な取扱いを制度的に担保することが困難」とありますから、田布施町は、その立候補する者が全員、足並みをそろえて、町長選にしても、町議選にしても、ポスターを、文字でなく、ポスターをそれをデータとしてですね、選挙公報にすると。

岩本選挙管理委員長、急にこういうふうなことを聞いて、まあいずれにしても、あの回答の中で、いろいろ、全員協議会の中で話してくれとか、いろいろありますので、そういうふうに、明日の一般質問が終わった後、議会の全協たしか用意されておったような気がしますから、今回の選挙ポスターの掲示板あるいはその削減と選挙公報のウェブはどうかという質問は以上で終わります、質問の３に行きます。

○議長（南 一成議員） 待っています。どうぞ。

○議員（４番 松田規久夫議員） ちょっと休憩。

○議長（南 一成議員） 暫時休憩します。

午後２時５５分休憩

.....

午後２時５６分再開

○議長（南 一成議員） それでは休憩を解きます。どうぞ。

○議員（４番 松田規久夫議員） 終活支援事業担当と題しまして、町長よろしくお願いします。

死後どうするか。誰もが負の遺産のバトンを次世代に手渡したくない。終活という言葉もある。田布施町では、この終活を支援する担当は明確にされているか。終活は住民の関心が高い、解決の難しいテーマだ。

無縁遺骨と聞けば、名前や本籍地が分からない「行き倒れ」を想像されるだろう。実際には身元が判明しても、遺骨の引き取りがないケースが多い。３親等以内の親族が亡くなっていると、拒否されることが多いそうだ。町の発生状況はどうか。田布施町の意味確認は、引き取り人にどのように対応されているか。マニュアルで統一的な基準は示されているか。コロナ禍の影響もあり、家族葬が普通となった。今や、親子葬になりつつあると聞く。引き取り人が見つからず、町が遺骨を預かる場合はどうするのか。過去には真光寺さんに預かってもらった例もある。麻里府の町営墓地も候補と思うのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

「終活」支援に関しては、近年、エンディングノートの配布等が県内外の自治体等で実施されており、近隣では、周南市が令和元年度にこれを配布されています。

この「終活」支援の担当部局についてでございますが、高齢者福祉担当部門が担っている自治体もあれば、地域福祉担当部門が担当している自治体もございます。本町では、現在のところ、明確な担当課を定めてはおりません。いろんなケースがございますので、そのケースに沿った対応ということにしております。

次に遺骨の引き取りにかかるお尋ねですが、行旅死亡者、いわゆる行き倒れとされるケースや独居の高齢者が自宅で亡くなり後日判明する、いわゆる孤独死などの事案は、最近、発生はいたしておりません。資料として残っているものとしては、孤独死や、身元が明らかでも、親族が遺骨の引き取りなどに関与されない案件など、平成３０年度から令和２年度まで４件ございました。

このようなケースにおいて、身寄りが判明しない場合、町の行旅病人及び行旅死亡人取扱規則、または、手順書により、警察等と連携して親族の調査を行い、判明した場合は連絡のうえ、火葬などの手続きについて御案内します。また、親族が遠隔地にお住まいで、すぐに対応されない場合は、御了解をいただいた上で町が火葬し、後日遺骨をお渡しする際に、立て替えた費用を請求することといたしております。また、まったく親族が判明しない、または、費用が工面できないなどの事情により親族等が引き取りを拒否される際には、町で費用を支出して遺骨を残さない方法で火葬いたします。この場合、後日、県に費用を請求することとなっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 町長の答弁の終わりのほうに、遺骨を残さない方法で火葬するというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 火葬の際に火力のほうを調整させていただきまして、最後まで焼き切らせていただくという方法になります。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 灰にして、この灰をどこか、例えば、斎場の裏山へ持っていかとか、麻里府の沖のほうへ持っていかとか、何かするという事で、それじゃあ灰にして。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） すみません。その部分につきましては、私、ちょっと存じかねますので、また確認してお答えさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 灰とか、やはり焼き残しがあつたりします。それは業者がおりますので、炉の管理含めて、そうした業者に適正に管理させております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） ちょっと冗談めかしたことを言って申し訳ありませんでした。

葬祭扶助という言葉があるんですけど、これはどのような制度で、これを利用される人っていうのは。教えてもらったらと思うんですが。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ちょっと明確に答弁できないようなので、また後ほど御答弁させていただきます。申し訳ございません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 私も勉強不足で、さっきの選挙のことと一緒に、ちょっと勉強不足のことがあるんですが。要するに、経済的に困難な人が、特に生活保護なんかの人がっていうふうな場合だろうと思うんですが。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですけど、葬祭費がかかりますから、それを公費で出すということです。だから、本来なら身内とか関係ある方を探して、それで連絡が

取れる場合もあったり、取れない場合は当然その扶助になるんですけど、取れてもその方が全然もう無理だと意思表示をされたら、持っていくところがないんで、公費のほうで扶助して、葬祭費として処理するという流れだというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） この場合は当然申請者がいて、その費用を公費に頼って、遺骨は引き取るという形になると思うんです。私が今回心配しているのは、高齢化に伴って、独居老人等が増えています。それで亡くなる順序が、親が死んで子が死んでというふうに年齢順で死んできゃいいんでしょうけれども、そうでなくて、順序が逆転するようなケースです。子どものほうが先に、ということで、高齢の方が残った場合は特に、その身内で頼れるような人がいなくなると。こういう場合に連絡先等が分からなかったら、どういうんですか、金銭的な問題よりも遺骨の引き取り手が見当たらんので、町のほうとしては火葬ができなくなるっていうふうな、こういう心配を将来的には多く発生してくるんじゃないかという思いがあるんです。

ですから、提案としては、独居老人の民生委員の方が見回りに行かれたり、あるいは自治会長なり、各地区の隣近所の方が、親しい独居の方なんか、何かあなたが亡くなった場合は、どこにどういふふうな連絡をすればいいですかっていうふうな、そういう仕組みづくりっていうふうなのが、今後はいるんじゃないかと。民生委員の方が特に訪問されて、安否確認されるときに、いろいろ記入したりするようなものに、何かどっかにその連絡先を、埼玉県のほうに自分がもし亡くなったときには、引き取ってくれる、あと面倒見てくれる誰々がおるとかというふうな、そういうふうな仕組みづくりっていうのもいるんじゃないかと思って、この質問をしたわけです。各地区の自治会長さん、民生委員の方、いろいろよくやっておられるんですが、またこんなせんないことをさせるんかい、というようなことになるかも分らんんですが、亡くなった場合の遺骨の引き取り人がなくなる、それを防ぐためにも、こういうことがいるんじゃないかと思って提案しました。この辺も検討してもらったと思います。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 社会福祉協議会のほうで高齢者の一人暮らしの調査をやっているんで、その調査票、私も社協に行ったときにちょっとろ覚えなんですけど、連絡先は多分作っていると思うんです。だから、言われるように、なんかあったときに、最後に頼るところはあると思うんですが、高齢者の一人暮らしで対象でない、今まで私が経験した中では、町営住宅等で亡くなって、今言われたように、もう引き取り手がないとかというような場合はあるんですけど。今、高齢者、実態調査の中でずっと調査をされている中では、そういった連絡先等を明示するようにしています

んで。言われることもよく分かりますんで、あと連絡取り合って、また確認をさせていただきたい
と思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 安心して住めるいい町ができればいいです。亡くなる人にとって
は安心して、また別のその世界に安心していけるっていうふうな、そういうまちづくりも必要だと
思いますんで。これで今回の３問の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わりますが、先ほどありました
全員協議会は最終日、１９日の全員協議会でまた相談したいと思いますので、よろしくお願いま
す。

じゃあ、ここで暫時休憩をします。あの時計でちょうど１５分です。５分間休憩しますので、よ
ろしくお願います。５分、早い。じゃあ２０分。１０分ほど休憩します。

午後３時１０分休憩

.....

午後３時２０分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） では、私のほうから質問いたします。今回の質問方針は、一問一
答でお願いします。

では、大きな質問１に入ります。質問事項１は、安全・安心な住みよい麻里府地区にで、答弁は、
東町長をお願いします。

自然災害が、全国各地で激甚化していますが、これまでは、地震や台風、豪雨等といった自然災
害については、田布施町ではこれといった大きな災害にはなっておりません。地震では、先の伊予
灘での地震が、それに続く南海トラフ地震の前触れとすれば、安閑としてはられません。台風も
最大級の規模を予想し、満潮時に高潮と重なるなら、国道下の尾津東・中・西地区は、ほぼ全戸浸
水すると、県が提供するハザードマップでは示されています。これまでも何回となく指摘してきた
が、麻里府地区には安全・安心面では解決すべき諸課題があるので、それらについてここに質した
い。

①、以前質問したときには、麻里府地区の防潮堤工事は、平成２３年度から令和２年度までの１
０か年の計画で進んでいた、と答弁を得ています。すでに建設完了予定の防潮堤が、今もって未完
成の大きな要因は何なのでしょう。現公民館裏の防潮堤も含め、完成見通しはいつになりますか。

2 番目です。尾津東から中地区への生活道の離合の悪さもありますし、尾津東、中地区には高齢者や車椅子の障害者もおられますので、車による避難ができますよう、町道から国道に抜ける 2 車線の避難道の早期の建設をお願いできませんか。

3 目です。今回の公民館の移転につきましては、町ではおそらく初めての試みとして、地域に密着した公民館を考える会と、麻里府地域夢プラン検討会という協議会をつくり、防災拠点ともなる安全安心な公民館にするよう協議してまいりました。そこで、センダンの木についても、どう扱うかを検討して掘るという結論を出したにもかかわらず、高さの 2 メートル案も 5 メートルから 6 メートル案もそちらの協議会には諮らず、町の決定事項として報告されてきた経緯があります。どういった経緯で変わったのかの説明もなく、二転三転しますと、何のために 2 つの考える会や検討会といった協議会をつくり、案を練って結論を出したのか分かりません。こういった決定過程における手法に問題点はありませんでしたか。また、新公民館の敷地は大半が元湿田です。セメントで固めたにしても、地震のときには、液状化現象が起きないかという問題も当然想定されます。避難所としての安全性はどうなのでしょう。

4 番目です。新しいハザードマップと令和 7 年度に完成するという新麻里府公民館ができる前に、今年の 11 月に麻里府地区で、地震・津波対応の防災訓練をするというようになっています。いつ何時、自然災害が起きるかもしれませんが、そういった防災訓練を今年度に行う意義をどう住民に説明しますか。

5 番目です。以前、表層の水が桜川に流れ込んだ時には、上組の残土、処分場のところの表層の水です。桜川に流れ込んだときには調整池の不備が指摘されました。これから豪雨シーズンになりますが、そういった不備がなく、安全な操業ができるようになっていますか。また、水質検査は基準値以内で推移していますか。

6 番目です。これまで桜川にかかる片懸橋の橋脚に、流木が挟まり、何回も越水した片懸橋の橋脚は、自然崩壊することも考えられますが、それを待つのではなく、その前に橋脚の除去と、歴史的には麻里府村時代に赤線道として橋を架けたというような経緯から、町による新橋をとというのが地区民の願いですが、どうされますか。

以上をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、安全で安心な住みよい麻里府地区について、6 つのお尋ねにお答えいたします。

まず、1 点目の、「麻里府海岸の高潮対策」についてですが、この事業は、国の農山漁村地域整備

交付金・海岸保全施設整備事業の採択を受け、平成２３年度から令和７年度までの事業として進めてきております。

しかしながら、国・県に対し、毎年予算要求をしておりますが、調整港から国道までの護岸改良工事の予算要求額の配分がつかなかったこと、また、胸壁工事を行う予定としていた区間の地元調整が難航していることから、残念ながら、令和４年度から工事が進められておりません。非常に残念に思っております。

今後の見通しといたしましては、先ほどの胸壁工事が未実施となっている土地の東側に隣接する河川に、県がゲートを設置するための現地測量調査設計業務を来年度委託することに合わせ、町のほうも胸壁工事のための現地測量調査設計業務を実施することについて地元の了解が得られたことから、改めて事業を進めていくことといたしております。

また、麻里府公民館裏の未施工区間の胸壁工事と陸閘１基の設置に向けて、次年度実施要望を行っております。

次に、２点目の「尾津東・中地区から国道１８８号線に抜ける避難道」についてでございますが、まず、尾津東から西を横にはしっております町道の拡幅については、道路の両側に家屋等が点在し、以前の一般質問でも御回答いたしましたとおり、拡幅等は難しいと考えております。

なお、今回、麻里府公民館の移設に合わせて、先ほど述べた町道から、御質問にありましたように、１８８号線に抜けることが出来るような計画を現在進めております。これには様々な規制や条件をクリアしていく必要がありますので、この場での説明は控えさせていただきますが、詳細につきましては、今後、関係者及び関係機関と協議を行ってまいります。方向性等がまとまり次第、議会への説明や住民説明会を開催する予定にしておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続いて３点目は、「新公民館建設に至る手法と、避難所の安全性」についてのお尋ねでございます。

現在の公民館は津波や高潮の浸水想定区域内にあるため、個別施設計画に基づき、新築移転を行うものでございます。

令和４年度から基本設計に着手し、令和５年度は実施設計及び土地造成工事を行い、今年の１０月からは、建築工事が始まります。センダンの木についてのお尋ねでございますが、基本計画等ができました後に木を残してくださいというような御要望もございましたので、いろいろ調整をいたしましたが、先週、センダンの木を地元のお約束のとおり、５メートル程度伐採をしたところでございます。現在のところスケジュールが大きく遅れている状況ではございません。

また、避難所としての安全性についてでございますが、当該敷地についてはボーリングによる地

質調査を行っており、その調査で得られた地盤状況に基づき、安全性など総合的に判断し、工事の工法を検討しております。

駐車場側の地盤については、軟弱地盤であるため、路床土を安定させるための改良工事を進めております。

また、建物側につきましては、杭基礎の施工を行うことにより、建物の沈下等防ぐ工法としております。

次、4点目、「ハザードマップや新麻里府公民館ができる前の防災訓練の意義」ということでございますが、住民が安心・安全に暮らすため、その生命と財産を災害から守る防災対策は、行政上、最も重要な施策の1つでございます。

特に海岸沿いの麻里府地域では、地震・津波による大きな災害が心配されています。御承知のとおり、各地で大地震が多発している現在、こうした災害から人命、財産を守るための訓練は待ったなしと考えており、タイミングを失してはならないと考えます。このため、地震・津波を想定した避難訓練を11月24日に行わせていただきます。

今後、麻里府地域自主防災会や消防団等と連携しながら、第一に「自らの命は自ら守る」という住民の皆さんの自発的な行動訓練を通じて、地域の防災力の向上を図り、いざというときに備えたいと思います。

また、この訓練で得られました教訓や課題は、直ちに、今後の麻里府地域の防災対策に生かしてまいりたいというふうに思います。

5点目でございますが、「上組地区にある残土埋立地は、豪雨時にも安全な操業ができているか」についてのお尋ねでございますが、当該残土処分場は、平成29年4月1日の山口県の林地開発行為の許可に基づいて事業が進められており、事業者から県へ定期的に報告が必要な、施工状況報告なども提出されており、安全対策についても報告がされていることを許可権者である岩国農林事務所を確認いたしましたところでございます。

これら開発行為に関し、問題が生じるような状況が見受けられた場合には、県と連携して対応していくことを考えております。

また、水質の件につきましては、当該残土処分場へは、令和3年度以降、県外残土の搬入は行われていないため、田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例及び施行規則に基づく規制の対象外であることから、立ち入り検査並びに土壌及び水質検査は実施いたしておりません。

今後、県外残土が搬入される等により、本条例が適用される状況となった際には、町の規則で定めた検査項目に基づき、適切に検査を実施し、安全基準を超えるような土砂が搬入されないように

対応していきたいと考えております。

最後に6点目の「桜川に架かる片懸橋の橋脚の除去と新橋」ということでございますが、現在、この橋に係る資料を町で調べましたけれども、片懸橋が赤線であるという資料はありませんでした。

個人的に架けられた橋と思われ、ほかにも同様なものも多くあると思いますので、以前の一般質問でお答えいたしましたとおり、現在、町で行うことは予定をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今の答弁の中で、高潮対策の方が平成23年度から令和7年度までというような答弁があったと思うんですが、以前、山中課長からは、先ほど申しましたように、23年から令和2年までの10か年の計画で進んでいたというようになって、いつそういったように変わったのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 実際に今、令和7年度まで延伸をされております。令和2年度に、先ほど町長が答弁で申しました理由で、実施、また調整がつかなかったところから延伸をさせていただいて、5年間延伸をしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） そういったようなこと、ちょっと初耳だったので。すみません。今、大上造船の沖の防潮堤が完成しないと、浸水地域は麻里府地区だけでなく、戎ヶ下まで及ぶように、県のハザードマップでは色塗りされています。この防潮堤がないために、ハザードマップどおり浸水した場合、被害総額をいくらと想定していますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 被害総額については、想定のほうはしておりません。ハザードマップで最悪の事態の場合は、そういうふうに示されているものだと思いますが、20年ぐらい前に、大型の台風が徳山港沖に通過するとき、大潮と満潮が重なったときで、私も渡船場のほうに潮位確認のほうを行ったときは、超えてきた経験がありました。そのときも道路冠水があったのですが、それ以上の潮位の上昇があった場合は、そういった被害がありますので、できるだけ早く防護ラインを確保するような方向に向けて、実施に向けて調整をしていきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） そういった被害総額を想定するとか、あるいは防潮堤を作るとしたら、概算はいくらになるかとか、そういったものを比較しながらやっていくといいんじゃないか

と思います。県が出しているハザードマップで、浸水区域を根拠に、現公民館裏の防潮堤も含めて、県や国に強く予防して予算獲得をお願いできませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私が町長になりましてから、毎年ずっと知事のほうへ直接最重点項目ということで、自民党含めて全部、要望はさせていただいております。なかなか交付金事業をやっておりますので、2,000万円という額を超えるものが、県から配分がないものですから、それじゃできませんよということは、その都度御要望させていただいておりますが、なかなかいい回答が得られないというのが実情でございますので。そうであれば、細かく区域を分けるかとか、今後の対応を今現場のほうで考えているさなかでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 先ほどの答弁だったら、町道から国道へ抜ける道は、今、その方向で進めている。離合するスペースは取らないということですね。それと、以前、速度制限はどうかといった場合には、保安委員会からそれはできないという、そういったように回答があったと思うんです。警察庁が、このたび生活道への制限速度導入というようなことを出しております。そういった場合、この町道は、それに該当するのか。中央線がないとか、幅が5.5メートルだとか、そういったのがありますよね。この町道はどうなんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 町道は道路法上の道路となりますので、法律が施行されれば、それに伴いまして適用されるというところでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 避難路については、作る方向で進んでいるということで安心しております。前にも副町長のほうが研究したいと言っておりましたから、どうなったかなというふうに気になったところです。

じゃあ、次の再質問に入ります。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、國本議員のほうから避難路という言葉が出ましたが、避難路は基本的にできませんから、誤解のないように。研究をさせていただいて、避難路に代わるような何かを、町と地元で協議して作っていくということで、道路を作るというのは非常に困難なのでできません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 承知しました。

次の再質問に入ります。センダンの木の５メートルから６メートルの高さは、切る切らないという両者の折衷案として出されていると聞いております。昨年、林さんからのセンダンの木を切らないでほしいという申し入れが町長に届いてきて以来、センダンの木を切るなという意見は、電話やメールでいくら町に届いていますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 全体の声がどのくらい届いているかというのは、数としては分かりませんけれども、双方から切る、切らない、残す、いろんな声が届いています。その数はカウントはしていませんけど、双方から入っているのは事実です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 今朝の報告事項の繰越明許費について、麻里府地区防災拠点施設整備事業の繰越理由として、地元町政に不測の日数を要したためと書いてあります。センダンの木をめぐってから、ずっと１１月に確定したというようなことを、この理由にしているのですか。それとも別の理由があるのですか。３月議会のときには、県の土砂が入らないという説明だったと思うのです。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前お答えしたとおり、無償でもらった県の残土で造成をするという計画で、予定の県の残土が入るのが遅れていましたので、それに伴う工事の遅れ、それを地元町政という言葉で表していますけど、中身はそういうことです。センダンの木は、木のやり取りで遅れたというものは全くと言っていいほど感じていませんので。強いて言えば、県の残土が早く入れば工事は早くできたということです。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 町の報告で、そういったように繰越理由が書いてあったから、そうなのかなと思いました。

次の質問に行きます。３月末の住民への説明会では、センダンの木は切る時期を間違えれば枯れるから、１０月に切るというように話されたと思うんです。ところが、この６月７日には５メートルから６メートルの高さで切っていますが、それについては樹木医とか、そういった人たちの意見を聞いて切ったのでしょうか。その辺を聞かせてください。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 専門家に当然相談しています。専門家のほうからは、切る時期は葉があ

まりない時期のほうがいいという判断であったんですけど、いろんな諸事情を説明して、6月でできるだけ早く切りたいという協議をしたら、それでも大丈夫だろうということで、先週立ち会って切ったという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 以前、センダンの木の勇姿を写真に撮ったり、あるいは切った木を製材して活用するといったことはこれから考えていないです。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 木については地元から要望があったので、一応伐採のときに立ち会って、必要な木は確保されていると思っています。それから映像については、ドローンでちゃんとした撮ったのがありまして、町の企画財政課のほうで保管しております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。今回、県が想定した高潮対策のハザードマップを、これから町で加工してから第一避難所はどこかということを書き込むと思うんです。麻里府地区の第一避難所は、どこになるのですか。それはいつ発行して、いつ全戸に配布するようになりますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 麻里府地区の避難所についてなんですけど、今の新しい公民館が第一避難所、一次避難所というところになってくると思うんですけど、実際にその供用開始、今のスケジュールでは令和8年1月というスケジュール感になっておりますので、そのときから避難所に地域防災計画等も指定していくようになるというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） だから、今現在で言うと南防災センターが第一避難所というように考えていいんですね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） その通りでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） そうすると、8年の1月から許容開始ということであれば、新しく作ったハザードマップは今度すぐに変えないといけませんよね。そういうような感じになる。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） それは一応想定していますので、建設課のほうと協議して、そういうこ

とが起らないような方策を考えてくださいということで今、投げかけています。だからやりかえなくていいような、何かいい方法があればということで協議をするようにしています。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 無駄な金を使わないようによろしくお願いします。

それから、今回地震や津波の避難訓練をやりますよね。地震や津波の場合、上組とか私が住んでいる中郷、それから尾津西の人は、西田布施公民館への避難を想定している人が多いです。下に下がるんじゃなくて、上のほうに上がっていく、そういったような避難を想定している人が多くいます。今回、11月に行う地震津波対応の防災訓練に事前説明をするんじゃないかと思うんですが、それはいつ、こういった内容で、自主防災組織とか、そういったのを活用するということだったですよ。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今現在、麻里府の自主防災会では、尾津東から馬島にかけても、みなそれぞれ近くの高台、どこに避難するか、上組で言えば上組の集会所とか、尾津西であれば河美の採石場とか、命を守る第一の避難というのを決めていらっしゃると思います。今度はその訓練については、11月でございますので、予定では9月頃から、自主防災会を通じてとか何らかの形で、いろんな媒体を通じて周知していきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） では、次の質問に入ります。以前、熱海の埋立地が崩壊して大きな被害が出て以来、埋立地の規制が厳しくなったように聞いています。それ以降、上組の埋立地では、どういう新しい規制に対処してきたか分かりますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 上組の残土処分場については、先ほど答弁させていただきましたけど、県の開発行為に基づいて実施されているものでございます。こちらのほうが施工状況報告書とか毎年提出が義務付けられておりまして、その中で安全対策とか、そういったものの報告も記載されていることで確認しております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 調整池の機能はどんなかっていうのは分かりますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 調整池につきましては、これは事業者さんにも確認しておるんで

すが、毎年土砂が堆積してきたら浚渫されているということで、大体年に2回から3回浚渫されているということで確認しております。これにつきましても、施工状況報告の中でも記載されていると聞いております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） これまでに何度となく指摘しているのに、片懸橋の橋脚に流木が挟まって越水しています。それで、県道とか下の家屋に浸水しているのですが、そういったものが度重なったら人災ということにならないのですか。橋脚をそのままにする、個人が作ったので、お前らでどうにかせえということになるのですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるとおりです。勝手橋というような名所があるのですが、赤線とか、通常の町道とか、ちゃんとした基準にのっとり、町道の中でも基準にのっとっていないような橋もあるのですが、一応、個人、地域が勝手がいいように作った橋を、町が新たに作ったり提供したりするのはなかなか難しいので、そういう支障があれば、町としてもできたら地元で撤去していただきたいという希望はあります。ただ、難しいかなとは思うのですけれども、そういう橋がかなりありますので、1つだけではないので、正確な数字が分からないぐらいというレベルです。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） じゃあ、豪雨で水かさが増えてから流木が流れるというときには、町のほうもその現場を見るとか何とかそういったのを検討してみてください。

では、次に大きな質問2入ります。質問は、関係人口創出による麻里府地区の活性化をで、答弁者は東町長と鳥枝教育長をお願いします。

麻里府地区は、地区内に医者と商店、小学校が全てなくなって以来、町内5地区の中では少子高齢化が一段と進み、自助共助だけでは立ち行かなくなってきています。公助によるてこ入れが切実に求められています。

麻里府地区がモデル地区となるよう、このたび新公民館建設に合わせて、地域に密着した公民館を考える会や、麻里府地域夢プラン検討会が創出され、今年度夢プランを具現化するために、現公民館長が集落支援員として併任しました。これからの活躍次第で費用対効果がどうか等、町内外から注視されるのは必至です。私も地区住民として厳しくチェックしていきたいと思っています。

そこで、これまで質問した元議員や他の議員の答弁の経過を踏まえて質問します。

1つ、これまでに私だけでなく、麻里府地区から選出された石田元議員、伊村議員からも指摘されています。麻里府体育館や麻里府グラウンドの活用策と、埋蔵文化財の保管庫になっている旧校

舎や使用しないプールの撤去計画はどうかについて質問します。昨年度の体育館の使用やグラウンドの使用実績を見ますと、他の公共施設と比べると非常に少なく、宝の持ち腐れ感があります。石田元議員や伊村議員が要望しているような地元民だけでなく、私は地区内外からも広く多くの人が集まり、リピーターとして関係人口を増やせる活用策があるのではないかと考えています。どうでしょうか。

2 番目、後継ぎのいない程度の良い見田団地の家屋の空き家バンク登録により、多くの子ども連れの家族の移住促進を図るとともに、それとマッチングして麻里府団地の満室化の対策が図れませんか。

3 目です。町内では麻里府地区にいち早く集落支援員が導入されました。デスクワークより現状把握のために地元に飛び出して麻里府地区に精通し、自治会ごとに今の状況、自治会ごとの強みと優位性、弱みと課題が把握でき、想定される効果が具体的に描かれる集落支援員を私は望んでいただけに大歓迎です。町内では、いち早く導入された麻里府地区地域夢プラン検討会で策定した夢プランの具現化のために、画餅化しないよう、集落支援員等の活躍を願います。

4 番目。町内でいち早く、その当時の町の職員が手がけた、中郷自治会の魅力ある中郷づくり委員会を母体にし、麻里府地区に広げて結成された高齢者支援や環境整備という自助共助の面で、町内では先進的に活動している「支えあいまりふ」があります。そういった活動している地元民と、飛び出す公務員の事例に学び、町の職員、集落支援員が協働し、一緒に働き、全町への普及を図ってほしいと願いますが、どうでしょうか。

5 番目は、新麻里府公民館はこのたびの避難所となる防災機能だけでなく、活用法もこれまでのような公民館ではなく、平生町や光市のようなコミュニティセンターにしたらどうかという案も、伊村議員や多くの地区住民から聞くし、夢プランの中でも浮上しています。御検討願いませんか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず私のほうからお答えいたします。

1 点目の旧麻里府小学校の施設の跡利用等に関する御質問ですが、旧麻里府小学校の「麻里府体育館」につきましては、週 2 日程度、バスケットボールクラブの練習や盆踊り前の時期に太鼓の練習等で利用されております。また、「麻里府グラウンド」は、土日にスポーツ少年団が野球の練習に利用したり、盆踊り大会やどんど焼きの会場として利用されたりしており、これらの施設につきましては一般に開放しているところでございます。

なお、旧校舎の教室棟につきましては、現在、埋蔵文化財の保管場所としておりますが、安全面から一般に開放することは難しく、プール施設と併せて、関係部局と協議しながら、今後の在り方

を検討していく必要があると考えております。

さらには、一般開放しております「麻里府体育館」と「麻里府グラウンド」の利用促進につきましては、今後も引き続き有効利用されるよう、地域住民の声も聞きながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 2点目からは、私からお答えをいたします。2点目は、「見田団地の空き家バンク登録による移住促進と、麻里府団地の満室化の対策」についてのお尋ねでございます。

まず、見田団地の空き家バンク登録による移住促進については、議員御承知のとおり、空き家バンク制度がございます。今年度から賃貸だけでなく、売買も可能な物件の取り扱いを行っております。また、空き家の相談窓口として、株式会社ジチタイアドに業務を依頼しております。

内容といたしましては、固定資産税納付書通知での、空き家管理に関する啓発に加え、遠方に住んでおられ管理できない方や、手放したい、解体したいなど、流通困難な物件に対して、ゼロ円物件のマッチングを行うなど、各専門業者への紹介等を行っております。

また、対策を進めるためにも、今後、新たに空き家コンシェルジュ等の任命を行いまして、専門的な相談や、各地区の巡回による優良物件の掘り起こしを行い、貸し借りや、売買につなげていければと考え、現在、そのための準備等を急いでいるところでございます。

続いて、麻里府団地の満室化の対策につきましては、麻里府団地住宅だけではなく、ほかの町営住宅も同様ですが、入居時における条件である連帯保証人の廃止を行い、町営住宅に入居しやすい対策を行っております。

また、麻里府団地住宅は現在4戸の定期募集を行っておりますが、規定数に足らなかった場合は随時募集を行うことといたしております。

3点目は、「麻里府地域夢プランの具現化」についてのお尋ねでございます。夢プランの具現化に向けた、町のサポートといたしましては、やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業の専門家派遣の活用を行っております。

これは、夢プラン等で地域課題や地域づくりの目標が明確化された地域に、地域づくり等に関する知識と専門性を有する有識者、専門家を派遣し、地域の課題解決に向けた自主的、主体的な取組を継続的に支援する事業でございます。

具体的には、夢プラン策定に向けてご尽力頂いた、NPO法人「市民プロデュース」に引き続き依頼し、専門家派遣による支援を受けて、今後、地域主体で組織される実行委員会の立ち上げを行い、夢プランに掲げた目標の実現を目指していくこととしております。

町といたしましても、集落支援員の配置も始めましたので、地域の関係者の方々と連携して、引き続きサポートを行っていきたいと考えております。

4点目は、「支えあいまりふと、職員が協働し、全町への普及」についてのお尋ねでございます。

支えあいまりふ等の協議体については、麻里府地区のほか、城南地区及び麻郷地区で立ち上がっており、活発な話し合いがされています。

この協議体には、生活支援コーディネーターとして、町職員及び社会福祉協議会の職員が携っており、地域と町の協働が動きだしているところでございます。

今後、西田布施地区や東田布施地区でも協議体を立ち上げる方針でございまして、協議体の活動に関わっていただけるような地域活動に関心のある人など、人材確保に努め、全町的な活動となるよう推進してまいりたいと考えております。

最後の5点目でございますが、「新公民館をコミュニティセンターにしては」とのお尋ねでございます。公民館は社会教育法の適用に基づき、地域活動の拠点や生涯学習が推進できる住民の身近な施設として運営されており、田布施町においては、公民館という名称は、非常になじみのある親しみやすいものと感じておりますので、町は麻里府公民館ということで予定をいたしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 高齢者や障害者等、生活弱者に優しい麻里府地区としてアピールするために、次の2つのことをお願いします。

1つ目は、体育館のトイレの外扉をつけたのはいいんですが、和式の便器をそのままにしたり、狭い階段では利用者は限られてきます。高齢者や障害者等の生活弱者が利用できるような合理的配慮を早急をお願いします。

2つ目は、今回の夢プラン検討会の中で、新公民館とタイアップして、体育館やグラウンドの利用率を高めてはどうかとの意見が出ています。子どもが集まれば、親も集まります。新公民館の敷地内では設置は難しいと言われるインクルーシブ遊具の設置をお願いできませんか。

以上2つをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今お聞きしましたので、また、麻里府地区は夢プランの策定検討協議会とか支援員もいらっしゃいますので、また地域の方々とも話し合っていきたいと思いますが、なかなかすぐというわけにはいかないものもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） 体育館のトイレについてでございますが、体育館のトイレについては外から入る階段の幅の狭さ、あと手すりの設置についての要望をお聞きしておりますので、関係部局と協議して対応してまいりたいと思います。

それと、トイレの洋式化につきましては、町内にも各施設、和式のトイレがたくさんありますので、その辺を踏まえて対応したいと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 麻里府体育館の活用では、スポーツ活動だけでなく文化芸術活動も視野に入れ、いつも中央地区の西公民館や保健センター、サリジェで行っているコンサートや講演会等での活用を、周辺地域で行うのはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） 貴重な御意見ありがとうございます。地域の活性化を踏まえ、もっと有効に利用されるようにという趣旨の御意見だろうと思います。若い方の意見も聞いたり、いろんなアイデアや対策も必要だろうと思いますので、タイミングを見ながら関係部局と協議しながらしたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） このままでは、以前、ニュータウンというふれこみで、70年代にたくさん団地ができました。見田団地もその1つです。ゴーストタウン化する見田団地の今後の活用策について、住民説明会や住民アンケートをとってはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ゴーストタウンとは思っておりません。いい団地だと思っております。私も友人がたくさんございます。いい人ばかりです。見田団地だけではなく、宿井団地や岸田団地もありますので、先ほど申し上げましたコンシェル、そういったものと地域の連携を含めながら、どうした掘り出し、活用ができるかを、新たに力を入れて、移住定住策の新たなテーマとしてやっていきたいと思っております。御協力よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 麻里府地区のように、新公民館を建設して、コミュニティ活動が盛んな地域から学んで、コミュニティ活動を活性化させませんかというように言いました。公民館の名称は馴染みがあるから、そういったのは、というようなことがさっき答弁でありました。お隣の平生町の曾根公民館、光市の室積公民館、これは新しくなっております。室積ではコミュニティ

活動も盛んです。そういったところから状況を聞くことはできませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 町も災害のコミュニティセンターを作っております。私の一存で決めるつもりはございませんが、今のところ、麻里府公民館ということで話が進んでおります。コミュニティセンターという意味合いもよく分かるのですが、反対に公民館を守るべきではないかという考え方もあるように聞いておりますので、コミュニティという非常に分かりにくい言葉でくるのが、どうかなという気持ちも正直ございますので、馴染みのある公民館ということで、やらせていただいたほうがいいかなと今思っております。正式には条例化のときに決めますし、コミュニティと申しますと所管場所が総務課になったり、コミュニティというと教育委員会ではない、社会教育ではないのですが、一切やらないといたら、それもどうなのかという気もしますので、今後変えたいという、変える必要があればなんぼでも変えますが、今は7年度末、8年の1月に向けたということでしておりますので、そうした予定で考えております。今後のことについてはまた考えさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 時間がおしましたので、次の大きな質問3に入らせていただきます。次回の町議選には選挙公報の発行をで、答弁者は岩本選挙管理委員長です。

町村レベルの首長選と議会議員選では、5割以上の自治体で選挙公報を発行するための条例化が進み、選挙公報が発行されています。他の自治体のように前日までの配布というように条例化すれば、自治会配付だけでなく、条例で指定すれば、先ほど答弁がありましたように、ウェブの選挙公報のウェブ掲載も可能です。本町では、他地区から入った住民や若年層が棄権することなく、13名以上の候補者の中から1名選ぼうと思ったら、選挙公報はいるんじゃないかと、一番最適じゃないかと思います。ほかにそれに代わる案があればお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 選挙公報の発行についてお答えいたします。

この3月議会でもいろいろ御質問を公報の件でいただいております。改めて、御質問の選挙公報についてですが、先ほど松田議員の一般質問答弁で申し上げたとおり、委員会で再度議論した結果、若者の投票率を向上していくための取組として、ウェブを活用した選挙公報等の掲載についても検討しております。

ただし、実施するためには候補者となる議員の皆様の協力が不可欠でありますので、まずは現町議会議員の皆様には選挙公報発行についてのアンケート実施をお願いし、その意向等を確認させてい

ただきたいと思います。

議員の皆様が選挙公報の発行に御協力いただけるようであれば、あらためて公報発行に向けて条例案、詳細な手続き、経費面も含め具体的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 3月議会で積み残しとなっていた、特に住民票は田布施町にあり、町外に出ている若年層や障害者の投票率を上げる案件はこれからどう対処するようにしますか。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） ただいま御質問ですが、3月議会のときにちょっと、町外の方とか、いろいろ申し上げたと思うんですが、成人の集いとか、そういうふうな方々、持っておられる皆様に対しての啓発活動というか、そういうようないろいろなパンフレットをお渡しすることができれば、いろいろと考えている次第です、現状は。それと、障害のある人に向けた取組などは、今のところ、現在委員会でいろいろ検討はしておりますが、いろいろ案は出ておりますけど、具体的にこうしたらいいということは、委員会でまだ検討段階ではありますので、この場では申し上げかねます。

以上でございます。

それと、若年層に向けて、これも追加でちょっと御説明しておきます。委員会の中で協議しておる中で、町内の高校と連携して啓発を行うことや、選管独自に選挙啓発のポスターを作成し、保育園・店舗等の掲示やメール、またはLINE等の媒体を利用し、周知等を検討しております。また、高校生に向けた出前講座についても、委員会から働きかけをして可能ならば行っていききたいと思います。出前講座について具体的なことといたしますと、これまでもパワーポイントとか、いろいろな選挙啓発に向けての内容についての出前教室を行っております。いろいろやるにしても、いろいろ考えながら、委員会のほうで検討して取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） これから再質問しましたら答弁がいただけないような時間帯となっておりますので、一応これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

(ベル)

午後 4 時 19 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 國本 悦郎

署名議員 高月 義夫

令和6年 第4回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和6年6月12日（水曜日）

議事日程（第2号）

令和6年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第30号
令和6年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第4 議案第31号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第5 議案第32号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第33号
工事請負契約の締結について（田布施町B＆G海洋センター（スポーツセンター第1体育館）大規模改修工事）
- 日程第7 議案第34号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 陳情第3号
学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請
- 日程第9 陳情第4号
上関町での「中間貯蔵施設」の建設の反対をお願いする陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 3 0 号
令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 4 議案第 3 1 号
令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 5 議案第 3 2 号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 3 号
工事請負契約の締結について（田布施町 B & G 海洋センター（スポーツセンター第 1 体育館）大規模改修工事）
- 日程第 7 議案第 3 4 号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 陳情第 3 号
学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請
- 日程第 9 陳情第 4 号
上関町での「中間貯蔵施設」の建設の反対をお願いする陳情書

出席議員（11 名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	9 番	谷村 善彦議員
10 番	瀬石 公夫議員	11 番	伊村 渉議員
12 番	南 一成議員		

欠席議員（１名）

８番 河内 賀寿議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	羽山 斉克君
書 記	有吉 純一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	吉藤 功治君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前９時００分開議

（ベル）

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、河内賀寿議員より欠席届が提出されておりますので報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、瀬石公夫議員、西本篤史議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） おはようございます。それでは2問質問いたします。どちらも一問一答で、最初に、消滅可能性自治体からの脱却についてです。

昨日も似たような質問がたくさんありましたけども、内容を具体的にどうすれば脱却できるのか、その辺も含めて質問したいと思います。

2014年日本創生会議が発表した消滅可能性都市は896自治体で、近隣では上関町、平生町、周防大島町が入っておりました。2024年の発表では、田布施町が新たに消滅可能性自治体に入りました。全国では人口戦略会議が行われ、1,729自治体中、744自治体が消滅可能性自治体となりましたが、239自治体が消滅可能性自治体から脱却いたしました。近くでは、福岡県香春町では、人口減少と高齢化にどうやって歯止めをかけるかという取組を町全体で頑張ってきてくれました。教育環境、子育て支援なども行いました。

町も脱却に向けて本気で取り組んではいかがでしょうか。若者向け住宅の充実、企業誘致、Uターン奨励金、安心・安全のまちづくりなど、戦略をお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

本町が新たに消滅可能性自治体とされたことに対する、脱却に向けた取組についてのお尋ねでございます。

昨日も申し上げましたが、30年間であと5名の女性が増えていたとしたら、人口戦略会議が今唱えている消滅可能性自治体にはならなかったわけでございますので、この点のみを捉えて考えれば、いろいろなアイデアもあるし、対策も考えられると思います。問題はそれだけじゃない、単なる数字の一個の指標でございますので、そのみを捉えておると、考え方も大きく違ってしまわないかと思いますので、国、県、近隣自治体と取り合いの施策だけじゃなくて、こっちからこっちに持ってくれば、こっちが減ってこっちがということになりますけども、県全体で一回考えてみる、流出が非常に多いわけでございますので、その辺は県も一生懸命頑張られておりますが、今後とも一生懸命対策を講じていきたいと思います。

しかしながら、人口減少は日本全体が直面している国家としての問題もございます。したがって、議員御質問のとおり、子育て世代の支援を中心に、住環境の整備や安全・安心の確保など、働き場の確保など、住みよいまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えております。

一方、人口減少は同時に著しい高齢化の進展も伴いますので、限られた財源の中で施策のバランスを取ることは大変困難を伴うこととなりますが、今回多くの議員の皆様から御心配を頂き、御質問を頂きました。この人口減少に伴う問題や課題につきましては、議員の皆様からぜひいろんな御意見を頂きながら、皆さんでいろんなアイデアを出しながら取り組んでいきたい。まだまだ時間はありますので、大丈夫でございますので、ポジティブに論議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

5人女性が増えればということなんです、10年後、減る方向の上で5人増やすということは、言い換えれば、5人減ったら5人増やすということは、10人増やさんにゃあいけんですいね、言い換えればね。なかなか難しいと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 女性のみを捉えた数字で言えば、いろんなアイデアは当然あると思うんですが、それが県レベルでいいのかなという、皆、首長さん思われて、女性の取り合いになるわけですよ。例えばここに女性の寮がある、女性の周南公立大学のアパート、町が無償でしましょうと。20代以上ですから。それが定住につながるかどうかというのは、また別の話でございますので、そこは危機感を持っていないわけでございますが、全体としてかなり数値が落ちてくるわけですから、それに伴う高齢化の問題、全体の問題を捉えていかないと、そこだけ見ると、大切かも分かりませんが、私の感覚としては今、全体として町の魅力を出して行って、一個一個取り組んでいかないと、そういった地域環境にある自治体も確かにございます。

今御質問にありましたような町は、小中学校を一緒にしたりとか、それがたまたま、そのぶつかったということもありますし、北九州のすぐそばですから、いろんなその事情がそこにあってと思うんですが、なかなか山口県の場合、そういう中核的な都市も減ってきておりますので、その中でどうしていくかというのは大変難しい問題だろうと思いますけども、人口問題の対策は、これをやればということでございまして、お金を出せばということでもない、時間をかけて一個一個住みよいまちづくりというものも、もう一回見つめ直していくことも必要だろうと思います。

昨日もいろいろ御意見いただきましたが、本当にたくさんの行政課題全てがそこにつながって

るということもございますので、優先順位等もありますけども、いろんな施策含めて、バランスよくやっていきたいというのが、今の実感でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 大変難しい問題だと思います。

今回紹介しました福岡県の香春町、教育環境の整備ということで、そこは人口が1万2,000人ぐらいなんですけども、田布施町は1万4,000人、学校の数が小学校が4校で中学校が2校、それを統合して小中一貫学校にいたしました。それで9年間、香春思永館といって1つの大きな学校にしたわけです。こういった取組をして、各ほかのともともとあった小学校とか、これはいわゆる地域のコミュニティセンター、そういったふうに活用して、地元で子育て支援、子育て支援センター、いろいろな使い方をしていったということなんですけども、田布施町も今少子化で出生数が減っております。いずれこういったことをしなければならないのかなと思っておりますけども、当分先と思うんですが、その辺、将来的に学校統合、そして古い学校を地元で子育て支援に使うと、そういった取組は可能でしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 可能というんか、段階を踏んで進んでいくべきものだろうとは思いますが。

今御質問のありました町は、そういうような事情があります。小学生、中学生を集めればいいというもんじゃないというふうな感覚もあります。結果的にいい方向へ行かなきゃいけないので、その辺の前提がそこにあると。

先ほども、先日も、教育長が答弁されましたけども、やっぱり地域の理解と保護者の理解、その辺の段階で進んでいきませんと、人口消滅の問題だけでそうしましたというんじゃ、全く住民の理解は得られませんし、やっぱりそこに住んでいて幸せで楽しくて充実感があるというのが前提でございますので、その数字だけを捉えて、何か面白くないねとか、昔はえかったねという話になっても、何のための人口対策かなというのがありますので、地域、今4つ小学校がありますけども、それを例えば1校にすれば、周りのところはもうほとんど人口が急激に減ると思います。

ですから、反対の意味も、集めるちゅうことは当然周りのところはもう通えんようになるから、もっと住環境のいいところへ転出してしまいかということも一気に進んでしまうと思いますので、お隣の光市も、小中一貫で、やまとやられていますけども、将来像もやっぱり5年、10年、20年となったときに、本当にそれでこう成り立つかなというのは、やっぱり確証があったものではまだないと思いますので、段階的にやられているということだろうと思いますので、町のほうも、昨日も松田議員から御質問ございましたが、当然、町としても考えておりますし、教育委員会と一緒に

に子どものため地域のためにどういったプロセスで進んでいくのがいいのかというのは、十分考えておりますし、タイミングを失することがないような取組のために準備は十分したいと思いますが、今この消滅だ何とかちゅうときに話を出すと、話が混乱すると申しましょうか、もっと落ち着いて、もう1年ぐらいたって、皆さんが冷静になった時点で、将来像5年、10年の話を出してみるというのがいいんじゃないかなという気持ちがありますので、準備とか研究はやっておりますけども、まだ出して、町の考え方とかいうものをちょっと今お示しするのは適切ではないかなと思いますので、事前の協議なり研究なりということでさせていただいております。

事例紹介のところは、私も十分見ましたし、お話もいろいろ聞いておりますので、また参考にはさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） こういった教育環境というのは本当大事なことから、1つにまとめたらええというものでもないと思います。

昨日も教育長のほうから、学校運営協議会、いろいろ協議してという話もございました。この辺もちょうと将来的に見据えて検討していただきたいと思います。

少子化対策ということで一番の課題は、結婚支援だと私は思っております。今は自治体、県、国がいろいろ婚活イベントをやったりしておりますけども、先日、婚活イベントに出るのに、独身証明書が公営の分はいるんですね。田布施町に独身証明書をちょっとお願いしたら、本人でないと駄目というんですね。で、親族、委任状も駄目、遠くに住んでおる独身の方が、田布施町に今の独身証明書をもらおうと思ったら、郵送か本人が出向かんといけんというんですね。遠くにおって本人出向くというのはなかなか難しいし、また郵送ということになって急ぐときに間に合わなかったりしますんで、その辺ちょっと改善する余地があるかと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今の法制度の中で、運用上は多分今言われたような、歯止めがかかっていると思うんですけど、今マイナンバーで、住民票も戸籍もいずれ取れるようになると思うんで、独身証明書も、そういうような方向で要望していけたらいいと思いますけれども、言われるように、遠くにおられる方が、何かの婚活イベントに出るときに証明書が要るので、なければ多分不自由なんで、方向性は多分そっちの方向性のほうが早いような気がします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） デジタルの時代ですから、ぜひとも活用していただきたいと思い

ます。

昨日も内山議員のほうから、子育てするなら田布施町というような看板のお話がありました。私は、平成29年に、当時は九州のみやき町というところに視察に行きまして、そのときにみやき町に行ったら、町が目立つところに大きな看板で、子育てするならみやき町っちゅうてから大きな看板が立つとるんですよ。田布施町もこういった看板を作ってはどうかという提案をしたんですが、いまだにできていないんですよ。どうでしょうかね。ぜひあの駅のホームにつけるとか、町の役場の前に立てるとか、いろんな方法で、車で行く、電車を通るときに、ああ、田布施町に住んでみたいなというふうに、ちょっとPRできたらと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、柳井市も言われていますよね。子育てするなら柳井市だと。みんなそういうふうに訴えておるわけで、そこが、私が思うに取り合いなんですよ、結局。その論法で、この地域が持つんかどうかちゅうんが、やっぱり、例えば高校生でもおらのんなら、東京のほうから留学でもこっちに呼び込もうというぐらいの施策があればええんですが、山口県、駄目なんですよね、1人で来る場合は駄目だと、家族で来いと。すごいハードルが高いんですよ。だから、例えば農工高校なり熊毛でも、もう今こういう教育をするから、全国にこういう教育を受けたい人って言って来れば、受けりゃあええと思うんですが、駄目だと言うんですよ。例えばの話ですけど。

ですから、いろんなことを、やっぱりよそからこの山口県に来てもらうためには、高校生が来てくれりゃあですよ、その10分の1でも残ってくれるかも分かりませんから、それはやっぱりやってみりゃあええなと思うんですが、なかなか山口県保守的なところらしくて、周防大島高校だけですかね、今、県教委で認められておりますのは。ですから、あそこも結構、フラダンスをしたいとか、いろんな子が結構来て定住に何ぼかはつながる。

だから、そういうこの農工高校が新たな地域と連携した農業なり、醸造なりすれば、そういったものもやっていかないといけないかなという気がいたしますので。看板作るのは簡単なんですけども、そこへ、あるにはやっぱり中身が大切でございますので、若干私が気になるのが給食費の話とか、その辺が少し、それとあと、保育料の完全無償化ですか、そこへ行けるだけの財力が、どうも厳しいかなという気がいたしますので、お金があるところは取るんですよ。お金がないところは取られるというような形でございますので、こういう面で言って子育てしやすい田布施ですよというものを、もう一回現場の人たちと一緒に、保育園の先生とか一緒に、話し合ってみたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 田布施のアピールするところは、教育のまちと思うんですよね。教育のまち田布施という格好で、大きな看板。で、子育てするなら田布施、家を造るなら田布施という、そういったね、ちょっと周りにない看板を立ててもらったら、ひょっとしたら人がいっぱい入ってくるかもしれません。

あと、１０年前に、今の日本創成会議の、当時、消滅可能性都市という格好で発表されたんですが、その後に地方創生というのをうたわれ出しまして、田布施町も地方創生戦略会議、まち・ひと・しごと戦略会議、いろいろ行ってこられました。その辺の、一生懸命皆さんやられたんですけども、その成果というか、経過というか、その辺ちょっと分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） いろいろ毎年検証のほうはやってきて、その年その年の達成度っていうのは、検証のほうはしてまいっております。

全体的なことになりますので、町全体がそれでどうなったかっていう、全体的なことについて見ると、まだ人口のほうも減ってきている。そういう流れは変わっておりませんし、そうかといって少子化対策もいろいろ進めておるところ。だから、なかなか指標に出てきていない成果っていうのは当然あると思います。その辺については、また全体的な、１０年目を迎えていますので、総括のほうを内部ではしてみたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 発展途上という、今意味合いで答弁されました。

今回１０年たったの結果ですね、まだまだ課題があるということで、今後、今回消滅可能性ということになりましたので、その辺でも今度、地方創生会議、この辺のこうしたほうがいい、新しい取組とか何かございますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） ちょっと今回そういう消滅可能性自治体ということで、委員さん方も結構、その言葉にはちょっと御興味を持たれていると思いますので、その辺の話題というのは当然今後の会議とかでも出てくると思います。

それを踏まえて、どういうふうに受け止めるかとか、どうしていったらよいかとか、その辺をちょっとワークショップ的に取り上げてみるということはできると思いますし、ちょっとその辺の話は出すかどうか検討はしてみたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 次回の地方創生会議で、恐らくこの消滅可能性自治体の話題がたくさん出ると思いますので、ぜひとも御検討のほうよろしくをお願いします。

転入を増やすためには、当然、住宅地の確保、これが大切だと思います。城南住宅、子育て専用住宅ということで、かなり好評のようですけども、今現在、城南住宅を利用されておられる方は、今満杯なんですか、その辺ちょっと状況が分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） お答えします。

城南住宅は、現在１８世帯で、満室でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 満室ということで、これは田布施町外から転入された方は何割ぐらいいらっしゃると思います。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 現在、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど調べまして御報告したいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） 田布施町内、町営住宅を解体して、更地、何箇所かあるんですけども、今後若者向けに子育て専用住宅と言いますか、そういったのをまた建てたらいいなと思います。

話に聞くと、ほかの自治体で、ちょっとハイカラな若者が喜びそうな色合いとか、レイアウトとか、そういった建物だったら、たくさん若い人が転入されたという話も聞いておりますが、その辺どうですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 城南住宅ですね、すぐ応募がありまして、たくさん子どもたちが、今は１年生が１６人ぐらい入ってきましたんで、まあ、やっぱり効果はすぐ出ますし、その下というんでしょうか、今から小学校に入ってくる子も継続しておりますので、施策的にはいいかなというふうに思います。

おっしゃりますように、何かこう特徴を持った、それほど、やっぱり子育てしやすいというメッセージを出すためには、そういったものがないといけんと思いますので、場所の話、将来的なやっぱり人口動態等も考えながら、どこにどういったものをつくりゃええんかというものを戦略として

考えておりませんと、いけないというふうに思いますが、そういう若者向けの住宅と、転入してこられたら固定資産税やっぱり何年間かもう免除しましょうとか、地域を決めて、この地域につくってほしいから、この地域につくっていただければというふうなモデル的なところも何箇所かまいて、そこを中心という、道路もついたり、インフラ整備も当然やっていかなきゃいけませんけども、そういったものをやっぱり総合的に、虫食いのようにこうつくらんとですね。

この前、下松のモールの奥にちょっと用があって行ったんですが、もうミニ開発でつくっていますから、どこの道をどう通ったらそこへ出られるんかつちゅう、全部行き止まりなんですよ。ああいうふうになると、消防車も入れないし、住民の方も、何かどねえかしてくれと思っていらっしゃるんじゃないかなちゅうぐらい行き止まりなんですよ、あの下松でも。

ですから、もっと住みやすい住環境がいいようなインフラ整備をする中で、優良な団地を造って、そこへ来ていただいてというのは、例えば給付金をまくというのはそれで終わりですけども、インフラ整備をするというのは将来残りますから、そういった方向へ投資をしていくということも集中して必要なという気がいたしております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひとも、ハイカラな住宅をぜひ造っていただきたいと思います。

2問目で質問するんですけども、空き家の活用方法ですよ、町内もかなり空き家があります。町外から田布施町にきたいという選択肢の一つに、空き家を活用して住みたい、そういった方もいらっしゃるかもしれません。で、この空き家をリフォームするのに、リフォーム代ですよ、その辺をある程度補助すれば、空き家を利用して転入されるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えします。

ただいまの空き家のリフォームの事業助成としましては、対象経費の2分の1の助成で上限30万円。また、不要物の撤去、そういったものに対しても対象経費の10分の10で上限10万円の助成を行っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ある程度補助出るということですけども、古い家をリフォームすれば、恐らく二、三百万円かかると思うんです。で、今の話でしたら30万円ですかね、補助が。もっと出してもいいんじゃないですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） その辺りはまた検討課題としまして、今の実績としましては、これまでに22件中14件の活用があったりしておりますので、また内部のほうで検討の方をさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） よそにない取組をしないとね、田布施に来ないと思うんですよね。田布施ならリフォーム代いっぱい出してくれるっちゅう話が広まれば、たくさん来ると思うので、その辺検討をお願いしたいと思います。

あと、田布施に行こうと思ったら、田布施に転入しようと思えば、やっぱり安心・安全が第一だと思うんですよね。先日、小学校の新任教師の方が田布施に来られまして、「いやー、田布施はええ町だな、とにかくみんな交通ルールをよく守る」とかね、「人柄がいい」とかね、そういうことを言われました。田布施町の特徴の一つと思うんですけども、その安心・安全をもっとアピールして人を呼び寄せると言いますか、その辺のことも大事と思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 言われるように、そういう話もよく聞きますので、その辺はどういう形でアピールして、どういう方向で持っていけばいいか、また内部のほうでよく検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、第2問に行きたいと思います。

放置空き家対策について質問いたします。

全国で放置空き家が問題になっております。全国で385万戸、山口県では14万戸、全国7位であります。田布施町は何戸ございますか。

各地で官民が放置空き家対策をしております。空き家を子育て世代に提供する循環型モデル、子ども食堂や福祉施設などに空き家を貸し出すなど、また、贈与型賃貸住宅として子育て世代に貸し出す方法など、対策をしてはいかがでしょうか。

また、改正空家対策特別処置法の管理不全空き家に認定された場合、固定資産税の優遇処置はどうなるか、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、本町の放置空き家の戸数についてのお尋ねでございます。

御質問の空き家の戸数等は、本年４月に国が公表した、令和５年住宅・土地統計調査に基づくものでございますが、これは速報値として都道府県単位で総務省が事前に公表したもので、まだ各市町の細かい公表というのは、まだこれからということになりますので、今年９月頃の確定数値が出ましたら、また御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

次に、空き家対策は非常に難しい問題でございますけど、他の自治体の事例も参考にした空き家対策をしてみてもというお尋ねでございます。幾つか事例を挙げて御提案いただきましたので、現在、空き家バンク制度のほかにも、本町でも取り組める対策があるか、また調査研究を行って議会とも御相談したいと思っております。

昨日の國本議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、空き家に関する専門的な相談や各地区の巡回、優良物件の掘り起こし等を行うため、専門的な知識と経験を持った空き家コンシェルジュの設置等の配置を進めたいということで、今、急ぎ準備を進めております。

最後に、改正空き家対策特別措置法の管理不全空き家に認定された場合の固定資産税の優遇措置についてのお尋ねでございますが、当該空き家が管理不全空き家と認められ、所有者等に対して必要な措置をとるような勧告がされた場合には、住宅用地に対する特例は適用されなくなるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

日本全国なんですけど、なぜ空き家が増えるかというと、人口減もありますが、いわゆる新築を建てる方が多いんですね。息子さん、娘さんが結婚されたら、実家に住まなくて別のところに家を建てる。あとはマンションに住む。そういったことで空き家が増えておるわけです。こういった空き家が増える原因が、そういうことなんですけども、この空き家を有効利用ということになりますけども、先ほども言いましたけども、ある程度町も補助して空き家の有効利用、これが大事だと思っておりますが、何か施策はありますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やっぱり人を呼び込むためには、非常にいい簡単な制度じゃないかなというふうに思います。

今、空き家バンク、名前が良くないですね。空き家というのが、私のイメージからすると、非常に何でそんなネーミングをつけるのか。空き家バンクっていったら、本当に何か若い人がここへ来て、魅力のある家に住んで、こういう将来を描くというふうなネーミングじゃありませんので、一

応名前も変えてみて、先ほど申しあげましたコンシェルジュとかがあって、生活とか就学とか支援とか、そういったものを含めて、こういうことにすれば子育てに優しい町ですよとか、そういったものもアピールしながら、農業がやりたい、漁業がやりたい、林業がやりたい、いろんなことがあれば、そういったものが住まいとお仕事と、そういったものも含めながら支援していくということが必要なというふうに思いますので、取りあえず今、コンシェルジュをどういった形でお探し、タイプがいろいろあったほうがいいと思うんですね。本当に地域に密着されたようなコンシェルジュの方、それと、もう本当にあんまりここには関係がない、いろんなことが自由に発言していただけるような、いろんなタイプのコンシェルジュさんがいらっしゃって、問題は地元の不動産会社と、民業圧迫になってもいけませんので、お互いにメリットがある形で制度をつくって、よそからそういった家を探している方、たくさんいらっしゃると思いますので、その方が、おっしゃるように、他の町ではこんだけしかないけど、ここに来ればこういった制度があるねというのが分かればいいかなというふうに思いますので、いろいろ人口対策もなかなかお金をまいてもまいても、成果は出ませんので、これはもう現実的に物件を探し出して、私からするといい物件を探し出して、次の世代に提供していきたいというふうに思いますので、また御意見があれば御提案があればいただきたいというふうに思います。

一緒に考えていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ネーミングが悪いということなんですけども、リフォームハウスとかね、いろいろネーミングをつくれると思います。

いわゆる放置空き家、また特定空き家というんがありますよね。また管理不全空き家というんがあります。この辺の違いは何でしょうかね。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） それぞれの違いは特にありませんけど、管理不全空き家を含め特定空き家等というように呼んでおります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 特定空き家というのは、何と言うんかな、ぼろぼろの危険なんが特定空き家に入るんじゃないんですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうです。特定空き家というのは、調べて点数で全部出て、もう採点表があって、これに2つ該当したらというのがあって、もうほとんどぼろぼろですよ。もういつ崩すか

というような状態で、入っても、見た形で、外から見たら大丈夫じゃけど中へ入ったらというのがありますので、建築士の方に入っていて、専門的に点数をつけて出てきて、抽象的に見るんじゃなくて、一個一個の項目について点数を出して、それが各項目で2つ以上あったらとかいうことで指定されます。

管理不全というのは、そこまでいかなくても、ここを何とかしてほしいとかいうふうな呼びかけで、特定空家に至るまでも、いろんな命令を出したり勧告をしたり注意をしたりというプロセスがたくさんあるんですが、そこへ至るまでの間も、やっぱり手をかけてもらわないと、もう10年たったらもうどうしようもなくなるねというところに対しても、やはり注意をしていくということで、そういう今、管理不全というような考え方も出てきましたけども、やっぱりその流れ的には1本の流れになりますが、特定空家というともう本当にどう処分しようかということになります。

町もいろんな補助金を出しておりますので、かなりお話をして解体されたというのも、また御紹介したと思いますけどもございます。やはり親族の方でお話をされて補助金を使ってやろうといったものもあります。なかなかそこへ行かないの也有りますけども、解消されたというのも具体的にありますので、また御紹介はさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 本当、解体寸前の特定空家がございますけども、所有者がはっきりしとったら、いろいろ連絡もついて、はがきも出せると思うんですけども、もともとの所有者が海外に行ったとか、亡くなって連絡がつかないとか、そういったときに住民からここを壊してほしいとか、のけてほしいとかいったときに、これは今の行政代執行、これは実際行われるんですか、行われた事例はあるんですか、田布施町内で。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 行政代執行を行った事例はありません。できる限り、所有者のほうとか親族の方等に連絡を取っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今まで連絡がつかなかったという事例はございますか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 今年に入って1件郵送したのが、連絡取れずに帰ってきたというのが1件ほどあります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） こういった空き家、いわゆる相続問題も発生すると思うんですよ

ね。例えば、所有者不明というときに、その相続はどういうふうになるんですかね。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 最終的には裁判所のほうにお願いするようになろうかと思います。それに至るかどうかというのを、年に2回ほど、特定空家等対策協議会というのを開いておりますので、その中のほうで議論していくようになろうかと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） あと、空き家を解体した場合、固定資産税、この辺が変わってくると思うんですよね。あと、空き家を放置して、従わない場合は50万円の過料が科せられるとか、その辺の詳しい内容が分かれば。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） まず、固定資産税の優遇措置ということなんですけども、通常、住宅用の家屋が建設されている土地に対しては、住宅用地の特例というのがあります。200平方メートルまでについては、評価額6分の1、それから200平米を超えた部分については、床面積の10倍までが3分の1となるような特例がついております。ただし、そこには特措法による勧告が出た場合には適用されないという、税法上の規定がありますので、それに従って解除になると。ですので、200平米までは6倍、元の金額に戻る。200平米を超えた分については3倍になります。

ただし、住宅用地から外れても、そのままになるわけではなくて、住宅用地以外の商業地等というんですけども、そちらになると今度は負担調整が入って、上限の7割ということになりますので、まるまるそこまで上がるものではありません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今回改正になったわけなんですけども、もともとの今の税制と今回の税制の違いというのは何でしょうかね。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） もともとは対象から外れるのは特定空家として勧告されたものだけだったんですけども、特措法の改正で管理不全空き家も、要するにそうなる恐れのあるものに対して管理不全空き家というのが出てくるんですけども、そちらも規定に盛り込まれたということで、どちらにしても、いずれかの方法で勧告が出た場合には、対象から外れるということになります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 家を解体して更地になりますよね。更地になったときに果樹を植えたら、税が軽減されるとは聞いておりますが、実際どうなんですかね。果樹じゃないといけんと

か、普通の松とかじゃ駄目とか、いろいろ制約があると思うんですけど、この辺ちょっと詳しく。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） このことには限らないんですけれども、空き地を利用して農地として扱う。これ大前提なんですけれども、農地と見るには、果樹を植えたり、畑、畝をつくって野菜を植えたり、そういったものをしっかり確認させていただいて、ここは農地ということで、登記上は宅地でも、実際の用途としては農地ということで課税することはございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） ということは、今、宅地であっても、果樹植えとったら農地と見なされるわけですね。普通農地やったら雑種地、宅地、１０分の１ですよ、大体ね、農地はね。そこまで下がるわけですかいね。

○議長（南 一成議員） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） ほぼ１００分の１とっていい価格ぐらいだと思います。宅地ですと１万円とか、安いところでも５，０００円とか、高いところで２万円とかなるんですけれども、農地にすると平米で１００円とか、そのぐらいになってくるんじゃないかと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） １００分の１ですもんね、大体ね、農地になった場合ね。

ということで、町内至るところに今空き家が増えて、近隣住民の方は、解体したらええのにと、いろいろ思っておられる方が多いんで、その辺も含めて、これから空き家対策よろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づきまして２件の質問を行います。質問方式はいずれも一問一答方式です。

質問事項は、日本一農業しやすい町についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

日本の農業は高齢化・担い手不足、耕作放棄地の増加、ＴＰＰによる価格競争など、課題が山積しています。企業等の農業経営参入により経営のノウハウを生かし、持続的で日本一農業しやすい町を目指しては、そこで次のことについてお尋ねします。

- 1、高齢化等で離農する農家がある一方で、新規就農者が増えない。対策は何かないでしょうか。
- 2、耕作放棄地等により、地域の治水や環境システムの維持といった多面的役割を農地は持っていますが、深刻な問題となっています。対策はないでしょうか。
- 3、農家にも効率化やコストダウン、独自の販路の確立、また安価な農産物に負けないだけの付加価値を見出す必要があるが、対策は。
- 4、マネジメント、管理や経営のノウハウを有する企業等の農業参入を促進し、地域農業者や農業法人との連携により、持続可能な農業経営の田布施モデルの確立ができないでしょうか。
- 5、水路、農道、町道等の公の土地管理が耕作者に集中するため、耕作者に多大な負担がかかっています。管理を町、地域で支え合う日本一農業しやすい町のシステムをつくってはどうか。
- 6、本町での営農型太陽光発電設置の第1種から第3種農地別の一時転用許可の条件はどのようなになっているでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

現在、国内の農業を取り巻く状況といたしましては、米施策の見直し、TPP、攻めの農業への潮流などが進んでおり、今後、あらゆる農業構造の転換に対応していかなければならない状況と考えております。本町におきましても、国営は場整備事業を機に、農業・農村の現状及び将来を見据え、農業振興、6次産業化振興、地域振興の3つの戦略を立て、現在進めているところでございます。

1点目の、新規就農者を増やすための対策はとのお尋ねでございしますが、御承知のとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足、後継者の不在等は、全国的にも深刻な問題となっております。国では、経営初期段階の不安定な収入補填のために、新たに農業を営む若年層に対する助成制度を見直すなど、後継者の確保・育成に資する様々な事業を展開されております。

本町におきましては、県の担い手支援日本一総合対策事業を活用した新規就農・就業者の定着に資する事業を実施しております。これにより、新規就農者が単独では確保が困難な優良農地での就農や農業法人が受皿となることで、初期の設備投資などのハードルを解決し、負担がかからず栽培技術の習得ができるといったモデルの事例もございます。ほかにも、関係機関と連携した町主催のお試し農業移住体験ツアーの開催や農業技術を学ぶことができる県立農業大学校での社会人研修、JANA南すおう統括本部が開催する南すおう営農塾、田布施イチジク栽培大学等、様々な情報を広報

等で周知するなど、農業に関心のある方の確保・育成に努めております。

次に、2点目の、多面的な役割を持つ農地に関わる深刻な課題と対策についてのお尋ねでございます。御承知のとおり、本町では、農地の維持管理や農村環境保全等、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動の増進を図るため、他市町にはない広域活動組織が設立され、広域的に支え合う地域活動を通じて、地域資源の維持管理がなされております。しかしながら、農地ののり面や農業用水路等の農業用施設の老朽化により、例年、大雨や台風等で機能障害を引き起こすことも発生いたしております。

そうした異常気象に加え、各活動組織とも定期的な見守りを行い、ひび割れなどの部分的な補修が必要な箇所が発覚した際には、資材の購入等によって必要な措置を施し、また大規模な補修が必要な場合には、長寿命化のための活動として、多面的機能支払交付金を計画的に活用していただくなどの対策を行っております。

次に、3点目の、農業の効率化及び農作物の販路、付加価値についてのお尋ねですが、圃場整備で整備された農地においては、地域の農業を担う農業者の農地集積、エリア分けされた農地の集約化による栽培作業の効率化が図られております。また、町外を含む複数の農業法人で構成する集落営農法人、連合体法人において、資材一括購入や共同利用機械の導入による営農コストの縮減にも努められているところでございます。

本町では、食用米の生産のほか、家畜用の飼料用米や、一部では有機農業の酒米の生産が拡大し、独自の販路を拡大されている農業者もございます。食用米でも農業ブランドを生かした、高付加価値化に成功された農業者もおられます。今後は、スマート農業の実現に向けた取組や収益性の高い施設園芸の確立など、水田農業の高収益化に関する支援措置を国が示しておりますので、本町の特色ある農産物が生み出せるよう、引き続き、県農林事務所などの関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の、企業の農業参入の促進についてのお尋ねでございます。一団で整形された農地や幅員の広い農道、土砂災害等の危険性が少ない区域の農地など、経営効率化やリスクを排除するための様々な条件をクリアした農地を企業は求めており、これまで条件に合致する農地をあっせんするまでには至っておりません。

そのため、現在、国営ほ場整備事業の工事が進められている地域において、企業が求める条件整備を進めるとともに、農地が効率的に集約されるよう、地域内で話し合いが行われ、現在、1社の農業法人の誘致を予定しております。今後、さらなる農業参入の促進に向け、条件整備等の体制を整えていきたいと考えております。

5点目の、耕作者負担軽減のための町、地域で支え合うシステムの創設についての御提案につきましては、2点目の御質問でお答えいたしました、多面的機能支払交付金を活用いたしました農業用水路の保全管理や農道路面管理などの活動組織の取組は、農業者だけで行うことでなく、地域の方を含めた非農業者の方と共同で行う活動となっております。町といたしましては、各地域の活動支援を行い、地域交流型活動を後押ししていきたいと考えております。

また、公共の土地の管理が農業者に集中し負担となっているのではないかと御指摘に関しましては、町道の草刈りなど、委託も含め、地元で管理をお願いしている箇所もございます。農業者に集中し負担となっているのであれば、町といたしましても、幅広く地域の方に参画していただけるような取組を促していきたいと考えております。

次に、6点目の本町での営農型発電設備設置の農地区分ごとの一時転用条件についてのお尋ねですが、まず、農地区分については、農地法上、優良な農地の確保の趣旨のもと、良好な営農条件を備えている守るべき農地を第1種農地、市街地に位置し、町ではおおむね都市計画法上の用途区域内にある農地を第3種農地とし、それ以外の農地を第2種農地と区分しております。

営農型発電設備に関しましては、上部の空間に太陽光パネルを設置し、その下を農地で営農を行うため、事業の実施に当たっては、パネル設置に必要な支柱のみを一時的な転用として許可を受ける必要がございます。許可申請に当たっては、さきに述べました農地区分に関わらず、通常の転用許可基準を満たす必要があれば、農地法施行規則により、下部で営農が適切にかつ継続的に行われるかを判断するため、追加の書類が求められることとなります。

しかしながら、全国的に営農型発電設備事業に関して、許可後に営農が適切に行われない事例が多く見られることから、国において、営農型発電設備設置に係るガイドラインが制定され、設置に当たり別の基準が設けられているところでございます。現在のところ、田布施町では設置事例はございませんが、今後、近隣市町等の状況も踏まえ、農業委員会において、適切に対処していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 先ほどお答えであったわけですけど、県の担い手支援日本一総合対策、国の若年層に対する助成制度ですね、5年間で最高に150万円くらい出すとか、いろんな制度があると思うんですが。それで、田布施町のほうに、こういう補助を使って転入されて、農業をされている方はどのくらいいらっしゃるって、どのような農業をされているか、分かれば教えてくださいたいと、このように思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

県の農業政策が本格化した平成27年、8年頃から換算しますと、今現在で10名程度の新規就農者、県の事業、町の事業を活用された方がございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） もしか、どのような事業をやられているか分かって、どうと言いましょうか、目玉みたいなものがあれば教えてほしいと思うんですが。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 大半は国、県の事業でございます。準備型、経営開始型の補助金、また農の雇用の補助金、また県の定着支援給付金、またそれに付随した、町の切れ目のない補助金を、今活用され就農されている状況でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 米が、米作りじゃなかなかもうからないとよく聞くわけですが、そういうことで、県の支援等を使われて、どのようなもうかる作物等を作っておられて、農業されて、うまく農業運営されている方等がおられたら、参考にちょっと教えていただきたいと思うわけですが。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） これまでは施設園芸のほうで、アスパラガスの栽培の認定新規就農者の方がおられたり、あとは、ほ場整備の事業を契機に、法人就農、そちらの方が、米、麦、大豆の作業従事者というふうな形の方が数名いらっしゃいます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 分りました。アスパラガスとか、米はなかなかもうからないというんで、そういう施設園芸等も力を入れていかれたらいいんじゃないかと思います。

それと、先ほど言いました、企業のノウハウを使つての企業参入ですね。企業の農業参入は、県が、県議会で答えている、一般質問に答えているわけですが、農業の担い手不足や高齢化が進行する中、新規就農者の確保と育成、企業の農業参入促進が重要とした上で、生産者と参入企業が地域の営農方針を直接話し合う場を設定し、将来の農地利用や担い手の役割を明確化した計画の策定を支援していると、県農林水産政策課によると、企業への雇用給付金の支給などの取組の結果、2022年に農業に参入した企業数は168社だったと。今後とも市、町やJAなど関係団体と緊密に連携しながら、県内の水田農業が維持、発展できるように、農業経営に意欲のある企業の参入に積

極的に取り組むとしている。こうしたことで県と連携して、農業が維持、発展できる田布施モデルをつくってはどうか。そのあたりを企業と一緒に、何か、田布施でいいモデルといましようか、これからつくっていく、そのようなお考えをお聞きしたいと、このように思っております。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 具体的な生産物に特化するというようなモデルは、現在のところ考えておりませんが、まず水田農業への企業の参入が円滑に進められるよう、生産者と参入する企業が地域の営農方針について直接話し合う場を設定したり、企業参入に伴う将来の農地利用や、担い手の役割を明確化した地域計画というものを、今後策定していく予定としておりますので、そちらを踏まえて、田布施の農業ビジョンというのを展開していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 米の価格も最近上がっているようで、企業の方によると、この辺りにちょっと企業で参入したいという企業もいらっしゃるようで、その方が言われるのには、今60キロで、2万7,000円で取引がされていると、それは、付加価値が高い、おいしい米だと思うわけなんです。そういうことで、農業で生活ができるような農業者を育てていくということが非常に大切だろう。付加価値を高めて、売ることが非常に大切かと思う。この辺りでも農業をやっておられる方、自然農法とかそういう米で、結構高く売っておられる方もおられるわけです。

そういうことで、企業の参入をされて、企業というのはマネジメントをしておりますんで、付加価値を高め、顧客満足度を高めるということで、そのような高い米を売れるような、そういうことも必要だと思うんで、そういう企業の動きもあるというので、そのあたりを、アンテナを張られて、特に前に進めてもらいたいと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 企業参入につきましては、土地改良区と県、JAとか、いろんな関係団体と、今協議をして、企業参入ということを、全部するわけではございませんので、段階的に、集落営農とか個人が無理だということを、企業参入でカバーしていったら、これだけきれいにほ場整備された、優良な農地が将来ともに残されるように、その一つの手段として、いろんな手段がないと、これだけの大きな農地は確保できませんので、そうしたいと思います。

そして、そうした企業は、米を日本で売ろうと思われていないんですよね。結局、海外に売るといふ販路が、今までは、日本国内で売ろうということしかありませんでしたので、海外に売る販路を持たれているから、私は価値があるんじゃないかと。だから、日本の国内で最近米が足らないと

いう話もありますけども、外国ではもっと日本の米がすばらしいということでもありますので、そういった販路をお持ちの企業さんがいます。

それは農業をやったことがない。それを結びつけるためには、やっぱり今まで地元の田布施の風土で農業をされた経験を企業とマッチアップしながら、よりよいお米を海外でもしくは売れればいいんじゃないかなということで、そのへんの準備を今進めているところでございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） ぜひ進めていただきたいと思います。私が知っている限りじゃ、企業というのは米の卸業で大きな精米所も持って、今言われるように海外でも、そういう職種を伸ばしているという企業でございます。そういうことで、ひとつ前向きに考えて、地域が潤うようにしていただきたいと思います。

それと、次ですが、先般研修に行って、国家戦略特区の取組と地方創生、養父市の挑戦ということで、兵庫県の養父市長さんの講習、講義を受けました。その中でちょっと気になったことがありまして、構造改革特区を活用して農業のしやすいまちづくりに取り組んでいるということで、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従業者の容認、そういうことが国に求めたらできるということと、企業による農地取得の特例等を説明され、農地が企業に持てるというようなことも、特例でできるというようなことを言われましたが、本町でもそのような何か研究をされたり、そういうことが、今、有害鳥獣等免許がなくても捕れるとか、そういう特区とかいうのができるわけですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 有害鳥獣の狩猟に関する特例、その他については、特段変更点はないものと認識しておるんですが、いろいろ農地に関する部分であれば、農地法、その他の促進法、そういうものに即して運用のほうはしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 簡単に言えば、国家戦略特区といって、どぶろく、この辺では、いろいろお酒を作るというのは許可が必要だけど、特別にもらうとか、そういうことがあるらしいですけど、そういうことで、いろいろアンテナを広げて、有害鳥獣等も免許が要らずにも、そういう指定をされたら捕れるようにも聞きました。そして、企業の農地の取得も楽になるんじゃないかと、このあたり、よく研究をしていただきたいと、このように思います。

そして、先ほどからある、農業者に公の土地、そういう共同の土地が担い手に集中すると、水路、農道等の管理がみんな集中するので、それが米をトラクターで耕して、米を植えて、草枯らしをまくまでは楽なんじゃけど、その草刈りが大変なんだと、よく農業者の方に聞きます。年４回は最低

刈らなきゃいけない。

そういうことで、ここにも、以前、寺田町長がつくれた、つくられたというか、県庁におられた方で、山口市が、割とあの辺りは環境のいいところできれいなんで、田布施へ帰って驚いて、田布施町の美しいまちづくり推進条例というのをつくられて、これには、宅地、店舗、事業所、工場、田畑、山林等の個人または法人の財産と、道路、河川、公共施設、自然公共物の公共財産との組み合わせにより形成されています。したがって、美しいまちをつくるには、個人や法人の財産を管理する民間と公共財産を管理する行政が一体となり、協力し合って努力していくことが大切です。行政、民間のいずれの努力がかけても、美しいまちは実現できませんとなっており、道路、水路などの公共財産が田畑の耕作者に多大な負担がかかっている。このあたりの管理のルール、担い手や企業参入の推進に妨げになるんじゃないかと、このような管理のルールをつくっておかなければ、こういう町の町道についてはどこまで管理するかとか、どうしてもそのあたりができないならばどうするかとか、そういうことも必要になってくるんじゃないかと思うわけです。

農道についても、町所有地の農道もあれば、そういうところを誰がどうするんかと、先ほどあった町道については、地域に管理委託をしていると、あれはメーター一年間で10円ぐらいと思うんですが、到底その金額じゃ油代ぐらいになるんか、到底それじゃ足りないという。

そして、多面的機能支払交付金で、それならそれでお金を出しているんだから草を刈りなさいといっても、それがうまく地域で回ってないんじゃないかと思うわけです。そのあたりをどのように使われているかというような、チェックは町のほうでよくされているかどうか、その辺をルールどおりにうまく回していくと、農業者にかかる負担も少なくなるんじゃないかと、このように思うわけで、ちょっとそのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農業者のほうに負担となっているという、今のお話をお聞かせいただく中で、農地の畦畔、そこは耕作者の管理区分になっておりますので、草刈り等はされると思うんですが、農道のり面、そこはちょっと微妙なラインもございますが、そういったものは、先ほど言った共同活動によって行われているものと思います。

土地改良事業で整備された農業用道路、支線農道ですね。それ以外の赤線など、農耕の用に供する農道、そういったものの所有権は、土地改良区であり、町ではございますが、いずれにしてもそれを日常的に使用する受益者の方、地域の方で、草刈りや清掃をしていただくというのは一般的でありまして、町のほうで全部そこを管理するというのは、現実的には不可能でありますので、そういった部分を取決めの中、また先ほど町長の答弁でございましたように、農村地域の共同活動によ

る道路・水路等の維持管理の支援策、また原材料支給、そういった部分で町のほうは対応を取っているところでございます。

また、多面的機能の日当等の取扱いにつきましては、規約、事業計画等を議題として、地域の中で合意形成を図って、総会等で日当の単価の取扱いを審議して、構成員全員が納得してもらう活動に取り組んでいただくことが大切でございますので、そういったあたりは呼びかけていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 多面的機能、その支払い、実際に動く人にうまくお金が回るように、よくチェックをしていただきたいということと、先ほどから出ますように、町では、ほとんど、うちあたりでは、担い手というか、耕作者が法人、あるいは農業者、耕作者がほとんど草を刈っておられるわけです。そのほうにうまくいくようにしてもらいたいと思うんですが、町は広いからできない、できない、それは分ります。それじゃけど、10町ぐらい作る人の土地というたらずごいすよ。それはあなたに任せます。そりゃあ2反、3反ぐらいを作る人ならそれはできるけど、10町じゃなんじゃなって、刈るところも2キロ、3キロになったら、その方なんかと言われるのに、スパイダーモア、草刈り機、油を腰につけていかんにゃいけん。向こうまで行ったらなくなると、途中で、そのような苦勞もされておりますんで、単価の見直し、町道を刈らすんなら、地元で刈らすんなら、単価の見直し、実情に合うような単価の見直し、また今の多面的機能も、これは国の補助金が100%で地元に来てるんですが、そのあたりも検討をよろしく願いたいと、このように思っております。

それで、先ほどの営農型太陽光発電の設置ですね。聞いてて、ちょっと分りにくいところがあったわけなんです、第1種農地は農地転用が原則不可能だと、このように思っているわけですが、さっきだったら、書類が整えや許可を出すというような言い方だったかと思います。

そして、営農型太陽光の設置申請が出た場合ですね、日陰問題やその部分が耕作物を作るんで、一帯広く営農として使えない、歯抜け状態になるんじゃないか、そのような危機感があるわけですが、そういう優良農地、第1種農地にも一時転用の申請が出たら、その許可を出されるんですか。そのあたりちょっと。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 許可を出す出さないは、農業委員会のほうで、協議の中で決まる部分ではございます。法令上は、第1種農地であっても、下部のところで農業、営農されるということであれば、適切な対応をされるという前提であれば、実際許可をしている自治体もございます。

ただ、田布施町におきましては、先ほども答弁ありましたように、適切に行われていない、営農自体が行われていないという事例が散見されるという問題が発生しておるのを踏まえて、そのあたりは慎重に判断をされるところではないかというふうに考えておりますし、基本的に、第1種農地ではちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 私、インターネットで見たんですけど、第1種農地、優良農地、これは原則不可能と書いてあったんですが、原則不可能なんでしょう、そのあたり。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） その原則をどう捉えるかによるんですが、山口市とかでは、許可をされているところもございます。実際にそういったお話も、第1種農地の申請も協議段階でございますが、あたりもしますけれども、原則難しいだろうという意味でいえば、原則許可のほうはないかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 農業委員会のそのあたりもありましょうが、農業者にこれから集積していくのにあまり迷惑が、支障にならないように取り計らいをよろしくお願いいたします。それでは次の質問に移ります。

質問事項2は、自治体の非正規職員についてお伺いします。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、自治体や一部事務組合で働く非正規職員が増えている。2023年4月時点で、約74万2,000人と、2020年に比べ約4万8,000人の増である。さらに、非正規への置き換えや民間への業務委託も進んでいる。非正規職員の多くは、任期1年以内の会計年度任用職員として採用されている。雇用が不安定で生活の見通しが立たず不安だと聞く。そこで次のことについてお尋ねします。

- 1、本町の会計年度任用職員の公募基準はどのようなになっているか。
 - 2、会計年度任用職員は賃金面でも低水準が目立つが、職員との差はどのぐらいか。
 - 3、民間が人材確保を競い合う中、公務職場の低い処遇は公共サービスの低下につながるのではないか。
 - 4、専門性や経験を正當に評価して、正規職員に採用する仕組みを広げる必要があるのではないか。それが住民の利益につながるはずだが、御見識はいかがでしょうか。
 - 5、民間の非正規雇用の5年ルールをどのように認識されていますか。
- 以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

御質問の会計年度任用職員は、令和２年度に多様化する行政需要に対応するため、職員の補助として一会計年度を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員として制度化されたものでございます。

その業務内容は、職員の事務補助や資格免許が必要となる専門的業務の職があり、勤務形態は標準的な業務の量に応じて、フルタイムの職とパートタイムの職に区分されております。フルタイムの勤務は、１週間当たりの通常の勤務時間が正規の職員の勤務時間と同一の職員で、パートタイムの職員については、正規職員より短い勤務時間の職員のことをいい、こうした任用条件は人材確保や柔軟な働き方の推進に資するものと考えております。

それでは、１点目の会計年度任用職員の公募基準についてでございますが、本町では、公募前の１０月に、継続任用か新規登録で対応するか、会計年度職員本人と面談を、実施をいたしまして、翌年度の任用予定調査を行っております。

会計年度任用職員の公募基準については、特に定めたものはございませんが、毎年１２月に広報紙とホームページにおいて、登録条件等を記載して公募をいたしております。

次に、２点目の賃金面についてでございますが、正規職員の平均時間給は１,９２０円、対して会計年度任用職員の時間給は、いろんな職がございますが、全職種の平均値で１,１２４円となっております。職種別のうち資格等を持った専門職員は、フルタイム勤務の場合、平均１,４３８円、パートタイム勤務の場合１,１３９円となってきておりまして、資格があるかないかでも変わってくるわけでございます。

今後、この賃金につきましては、職種や勤務条件で異なりますが、経験年数に応じた給与や報酬の在り方について、国が示す制度内で検討していきたいというふうに思います。

３点目は、民間が人材確保を競い合う中、公務職場の低い処遇では、公共サービスの低下につながるのではというお尋ねでございます。近年の景気の好転を受け、就職・採用活動が民間企業では活発化しており、正規職員や会計年度任用職員の募集状況は大変厳しいものとなっております。

会計年度任用職員は、公募によらず継続任用する職員については、本人の希望を踏まえ、人事評価等の面談を通じて勤務実績など、しっかり指導・助言するよう、各所管課長に指示をいたしております。

また、新たに採用する職員については、これまでと同様に、その職員の能力や適性を見極め、公共サービスが低下することがないように、採用時の面談において業務への意欲が高く、また、公務員

としてしっかり自覚を持てる方を積極的に採用していきたいと考えております。

4点目は、専門性や経験を正當に評価し、正規職員に採用する仕組みや、住民への利益の見解、見識についてのお尋ねでございますが、現在、国が示す制度上、そういった仕組みはございませんが、人事評価による職務遂行能力と適性を有するかなど、能力実証を判断に、あくまで本人の希望を踏まえた上で、正規職員への受験チャレンジされるケースもあろうかと思ひます。

また、正規職員に採用することで、住民の利益につながるのか、私の見解をお尋ねでございますが、今後、行政需要はますます高度化・複雑化・多様化すると予想される中で、優秀な職員で多様な人材を確保することは、ひいては住民の利益につながるものと考えております。

5点目の、民間の非正規雇用の5年ルールをどのように認識されているかについてでございますが、労働契約法の改正により契約職員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員といった期間が定められた有期契約労働者を対象に、契約期間が5年を超えれば無期契約に転換される改正が行われております。

ただ、この制度は必ずしも正社員になれるというものではなく、無期転換の申込みをすると、契約期間の定めがなくなり、雇い止めに対する不安は解消されますが、無期転換後の雇用区分については、会社ごとに異なっておりますので、それぞれの会社のルールに従うものとなるものと思ひております。

なお、非常勤公務員でございます地方公務員の場合は、5年ルールというものはなく、国の制度設計でも、会計年度任用職員については、一会計年度ごとの任用と法制度でされております。

最後に、会計年度任用職員制度については、施行後4年を迎えますが、今後も国が示す制度の範囲内で近隣市町とも十分情報共有しながら、適正な雇用に、制度に努めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 総務省の見解が出ているので、非常勤職員の多くは、2020年度に導入された会計年度任用職員として採用されていると、自治体ごとに異なっていた非正規職員の採用形態を統一し、賞与や退職金の支払いも可能になったと、一方で、自治体の8割が、継続雇用を事実上制限する公募基準を設け、以前より雇用が不安定になっている、そんな実情が総務省の集計で浮かび上がったと。会計年度任用職員の任期は1年以内で、先ほどから説明がありますように、会計年度は1年、1年、1年でということです。そして自治体の裁量で再雇用できるが、公募基準で3回目以降、それじゃから、3回目以降には、公募試験を課す自治体が少なくないなど、実情や経験を踏んだ人が働き続けられず、雇い止めを誘発する原因になっているとされて、そのよ

うに指摘されておりますが、本町の場合は、さっき公募基準はないということで、広報誌の12月のそれが全てだということでございましたが、この辺のお考えといいたいでしょうか。町の今の立場と
いうのを。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、公募基準については、先ほど町長答弁ございましたけども、作成をしているわけではございません。今、議員がおっしゃっていた継続基準というのも、私たち田布施町では持ち合わせていないところでございますが、会計年度職員というのは、先ほども町長言いましたが、1回、1会計年度ごとの任用となっております。継続任用する場合は、毎年継続契約といえますか、更新の手続を行うということになっております。何年間継続をできるかという意味では、本町の場合は、特にそういう定めは持っていないというところでございます。

その際、思うのは採用する側の町も、人事評価とか、職員の能力の適正を見極めて、翌年度継続していくのかどうかというのは、判断していくことになろうかというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） そうということならば、田布施町会計年度任用職員登録の募集ですね、広報の、それには、任用期間や勤務条件、報酬単価が記載されておるが、ほかの何年で試験を受けなきゃいけない、何年までというような規定はないということであると思われます。そうすると、任期は1年以内で、町の裁量で再雇用がずっと、いけば、先ほど、能力等の面接はあるけど、ちゃんと能力があればずっとおれるということですかね。

そうなれば、ある程度安心して働けると思うんです。昔は、パートの人は3年で終わりだというような、3年か、5年というような規定を役場つくったと思うんです。それでこういうことを聞いたわけですが、今は、それはないわけですね。能力の問題は、それは色々あると思いますが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 多分、瀬石さんが現職のとき、私も若い時代には、パート職員が3年という話は聞いたことはございます。ちょっと繰り返しになるんですけど、今は、毎年の継続契約、更新の手続によって、職員の能力とか適正を見極めて、お互いが面談の上で納得した上で、継続契約をやっているということで、何年というのは、今、取決めはないというような状況でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） そうということなら、働く人も来年の生活の、大体目安がつくのでいいことだと思います。あまり3年、5年たったらもう辞めなさい。それならもう、昔3年だっ

たといわれたら、もう2年ぐらいになったら次の仕事を探すのが一生懸命で、なかなか落ち着いて仕事ができないというのが現状じゃないかと、昔私も思っていました。そしてまた、人を探すのも大変で苦労した思いもございます。

それで、先ほど、ちょっと私の資料と違うんですが、平均給与、会計年度任用職員の時給は、ちょっと私のは令和5年12月現在のもので、ちょっと低い、昔の数字かも分かりません。本町の令和6年度の一般事務補助員の時給、これは今言いました、5年12月現在です。928円で、令和5年度の山口県の最低賃金でした。全国では、任用職員の平均時給は1,084円と、民間の非正規の平均時給は1,412円ということで、このあたりでも民間と相当の開きがあるわけです。

そして、地方公務員正規職員の平均給与2,045円となって、田布施の場合1,920円と言われて、そのようにちょっと倍程度の開きがあるということです。任用職員の処遇改善の余地があるんじゃないかと、このように思うわけですが。私がちょっと、田布施じゃないんですが、公務員ばっかりが仕事じゃないよって言って、今までは、公務員、職がない頃でしょうね、公務員、試験を受けて入ろう入ろうと思ったけど、もう諦めた。諦めたというか、職員なかなか試験が受からなかったのかも分かりませんが、そのように、なかなか今、民間も給与が上がって厳しい時代になっております。そういうことで、どのように、これは各町で賃金とか、それは決められるんですか、どうなっている。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 会計年度任用職員というのは、先ほどちょっと説明ありましたが、フルタイム勤務と、御家庭の都合の時間で制約がある方、短い時間であるパートタイム勤務の2種類、多様な働き方が認められているとこなんですけど、議員御指摘のように、特に一般事務の補助員とかについては、正規事務員とはまたちょっと単価が低いんですけど、そういう事務の補助という業務形態を考えれば、正規職員と差が生じているということは、制度上ある程度やむを得ないものなんじゃないかなとは思ってはおります。

ただ、町としても、報酬改定でいえば、先ほど最低賃金928円というのをおっしゃいましたが、そういう改定も受けて報酬額の引上げを、この4月行っておりますし、3月議決頂きましたけど、期末手当を支給するパートタイム職員の、その対象も拡充をしているところです。

この田布施町を勤務先に選んでもらえるように、制度も4年たちましたので、規則上、今、基準の上限にも達している職員もいますので、ほかの自治体との状況も踏まえながら、ちょっと報酬の見直しも検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 働きやすいように、そのほうの処遇の改善等も、時代時代に応じて前向きに取り組んでいただきたいと、このように思っております。

そして、さっきの５年ルールなんですね。５年たったら、結局、無期転換になると。また会社のことなんで、言い出したら切りがないんで、あんまりこれを悪用すると、こういうことが国で決まっているんで、訴訟問題にもなろうかと思えますんで、企業としたら、かなりのこういうルールがつくられると、負担にはなると思うんです。５年ルールをつくって。

そういうことで、国は民間企業に、非正規労働者の処遇改善や正社員化を求めているが、政府や自治体が非正規で働く人を増やしているようでは、説得力を欠くのではないかと、厳しい財政事情の中、少ないコストで行政ニーズに応えようとしてきたことが、非正規の増加につながっていると、非正規の収入は少なく、生活が不安定になりがちです。行政は処遇改善を図るとともに、希望者には、正規雇用の道を広げるべきと思いますが、先ほど処遇改善については検討ということで、正規雇用の道を広げる、このあたりはどのようにお考えでしょうか。試験を、今までのキャリアを少し吟味するとか、いろいろ、これは人事権ですから、私があんまり言うこともないんですが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 非正規の増加、処遇改善という観点からいえば、先ほども町長もおっしゃいましたが、行政ニーズというのは本当に高度化、多様化している中で、正規職員の定数だけでは、もう賄えない状況にはなっているというふうには思っております。

そういう中で、正規職員への採用というこの話なんですけど、これについては、議員が言われるように、人事の公正の確保という観点からいえば、正規職員の採用については、通常の受験をしていただくというようなことになろうかと思しますので、ぜひとも意欲の高い方があれば、チャレンジしていただきたいと思いますと思っております。

ただ、そういう基準といいますか、そういう仕組みなどについて、先ほど町長の答弁がございましたけど、今のところ何か持ち合わせているものがあるかとか、考えがあるかといったところについては、ないというような状況でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 民間の社長さんが言われたという、あなたたちに給与を払っているのは、アメリカの会社ですかね、うちのものを買っていただきたいから払うちよと。だから、町としたら、給与を払っても税金を払ってもらうんだからというような気持ちも少しはいるんじゃないかと、そのように申し上げまして。これフォードの社長が言ったらしい、君たちにこれだけの高給を払うちよるのは、うちの車を買ってもらうために払うちよるゆう。これもまた頭から昔の、

半世紀も前の話ですから、今じゃ笑い話ですけど、今頃そういうことを言うたら大変になります。

そういうお金ちゅうのは、給与を払ったら還元されてくるといことも、今後、町が発展するた
めにも取り組んでいただきたいと、このように思って質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開は１０分後の１１時ちょうどいたします。

午前１０時５０分休憩

.....

午前１１時００分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、西本議員の質問の回答を吉藤建設課長よりお願いします。吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 先ほど西本議員の一般質問でありました、城南住宅１８世帯のうち何
世帯が町外からの入居かという件に関しまして、６世帯、パーセンテージにしますと３３．３％の方
が町外から入居されております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） それじゃあ次に、一般質問を続けたいと思います。落合祥二議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） １０番目の質問です。一般質問のトリです。最近トリが多いので、
定位置と言われています。まあ、よろしくお願いします。

それでは通告に従い、２件の質問をいたします。

質問方式は一問一答で、答弁は町長にお願いします。

まず、１問目の職員採用及び町長が求める職員像並びに職員のスキルアップについてです。

町のホームページを見ますと、令和６年度田布施町職員採用試験（令和７年４月採用）の実施日
程のお知らせが載っていました。そこで職員の採用状況及び職員のスキルアップについてお尋ねし
ます。

まず１点目。

令和５年度中で退職した職員は何人でしょうか。

次に２点目。

採用予定人数は何人でしょうか。採用職種は行政職と保育士のみでしょうか。

３点目。

地方公務員の成り手不足の時代、やる気のある優秀な人材を確保できると思われますか。採用職

種は行政職と保育士のみでしょうか。

3点目。地方公務員の成り手不足の時代……すいません、今、成り手不足の時代……今言いましたかね3点目は。

○議長（南 一成議員） はい。

○議員（5番 落合 祥二議員） すいません。4点目。

町長が求める職員像は何ですか。その職員像を町民が知ることによりメリットがあると思われませんか。その職員像をホームページにアップする考えはありませんか。民間会社のように、職員採用情報のページをつくる考えはありませんか。

職員像については、1年前の6月定例会でもお聞きしております。

5点目。

現在の正職員は何人でしょうか。本町出身者は何人で、町外出身者は何人でしょうか。年代別の割合はどうなっているのでしょうか。

6点目。

職員のスキルアップをどう考え、どう実行していますか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目の令和5年度中の退職者でございますが、再任用期間終了などを含め、3名でございます。

2点目の令和7年4月採用予定人数と職種でございますが、現在のところ、行政職を若干名、保育士1名といたしております。

行政職の採用人数は、人事異動等により変わってきますが、職員採用も難しい情勢が続いておりますので、優秀な人材の応募があれば、積極的に採用していきたいと考えております。

次、3点目は、地方公務員の成り手不足の時代、優秀な人材を獲得できるかどうか、また、優秀な人材を獲得するための対策についてのお尋ねでございます。

近年は、好景気の好転、インターンシップを通じた早期の採用選考活動を行う民間企業が増加し、また、学生が内々定を獲得する時期や就職活動を終了する時期も早くなっているという現状がございます。

そういった中、行政需要は今後、ますます高度化、多様化、複雑化すると考え、今後の社会情勢の変化等に対応できる優秀で多様な人材確保が必要になってまいります。

こうした人材の確保対策としては、社会人経験のある中途・経験者枠の採用を実施するとともに、

専門的な知識、経験を持った専門人材を確保するため、国や県などの制度を活用したり、任期付の外部人材の活用も検討してまいります。

また、どの自治体も大変苦慮されておりますので、地方公務員法に基づき、協定により他の自治体と共同実施することができる職員採用試験についても来月、近隣自治体と意見交換をする予定にしており、人口減少、少子高齢化社会における職員採用試験の在り方について話し合い、研究してまいりたいと考えております。

また、採用する側の町も町役場を選んでもらえるよう、職員の働き方改革や若手職員の人材育成、管理監督職のマネジメント能力の向上など、雇用、職場環境の整備にも努めていきたいと思っております。

次に4点目は、私が求める職員像や町民が知ることのメリット、また、その職員像をホームページにアップし、民間企業のように職員採用情報のページをつくる考えはないかというお尋ねでございます。

以前にも同様の御質問がございますが、町長として私が求める職員像は、町役場の職員として最大の責務は、住民の、町民の、生命と財産と暮らしを守ることだろうと思っております。そのためには、町民の皆様が安心・安全に暮らせるように全力を尽くし、町民の皆様の立場に立って物事を考え、実行することにあるというふうに感じております。

また、職員が働きやすく、町民から職員が信頼され、笑顔あふれる職場にしていきたいと思っておりますし、日々、新しいことにもチャレンジする職員になってほしいなという感じも持っております。

私も職員一人一人の能力と積極性を引き出しながら、引き続き、全職員が一丸となり、田布施町の発展に尽力をしていけるよう、共に精進をしてまいりたいと考えております。

なお、職員像のホームページを掲載することや職員採用の情報サイトの作成については、現在のところ予定しておりませんが、議員御提案の趣旨もよく分かりますので、ぜひとも前向きに検討はさせてもらいたいなというふうに思います。

お尋ねの5点目。

現在の職員数と本町出身者、町外出身者の人数、また年代別の割合についてでございますが、町内、町外出身者の人数については、どういうふうにお答えしてよいかですね、本籍、現住所、いろいろな経歴を持っておりますので、ちょっとこの場での説明は控えさせていただきたいというふうに思います。

次に、職員の年代別の割合ですが、10代が0.7%、20代が15.5%、30代が33.8%、40代は26.4%、50代は18.2%、そして、定年延長・再任用職員の60代は5.4%となっ

ております。

最後に、職員のスキルアップをどう考え、どう実行しているかについてでございますが、新規採用職員については、町独自の取組として、田布施町新規採用職員育成マニュアルを策定いたしております。

役場に入りましてから、1年間で基本的、基礎的な事項を身につけられるかどうかで、今後、町職員としてどの程度の能力が発揮できるか、とても重要な時期となります。

そのため、新規採用職員に対する具体的な育成は、年代の近い先輩職員が育成担当者となり、指導、助言及び支援を行っております。

また、育成状況を把握するため、2か月ごとに振り返りシート、そしてチェックシートを作成し、それを基に所属課長は育成に必要な助言や指導を行ってまいります。

また、その他の職員のスキルアップにつきましては、地方公務員としての職務遂行上の知識、技能を習得させ、公務能率の向上と事務処理の適正化を図るため、毎年、研修計画を作成し、職場内研修や職場外研修となるセミナーパークの一般研修や特別研修、また、広島広域職員共同交流研修などを実施しており、令和5年度の実績で延べ206名が参加しております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） いろいろ検討したり、いろいろしていらっしゃるということでございますが、まず再質問として、①と②について、1点目と2点目についてちょっとお聞きます。

今回の採用予定は28歳までということでございますが、こういった採用が厳しい中、よその自治体ではもっと年齢を上げたところまで採用されていたりとか、試験の日程ですけども、一応、1次試験が9月29日、2次試験が10月20日となっておりますが、センター試験を一応、利用されるんだと思いますが、A日程、B日程、C日程とあって、6月末と7月と9月というふうにネット等で調べたんですが、そこに書いてあります。

一応、地方の上級は上限が緩和されて、35歳まで受験可能な自治体が増えています。経験者枠、今回は経験者っていうのはないですけども、経験者枠ですね、よそではもう59歳まで受験可能な場合が多いというふうにも書いてありました。

実際に受験される方は、今の言いましたように日程をずらしてやったりしているんで、4から5個ぐらい受験を掛け持ちして申し込んでいらっしゃることもおられる。

それと、最近の傾向として、自治体の担い手不足があるんですが、特に、とりわけ20代から30代の公務員離れがあると。

試験方法も多様化されて、面接だけでもいい、民間企業に用いられている S P I などの適正試験を導入しているところもある。

それから、公務員が、例えば田布施町役場だけじゃないですけど、一般的にですけども、公務員になったら優秀な人から辞めていく。ほいで、辞めても転職を世話するところがある。で、いろいろそういうのもあったりしてですね、もう 1 つは、年功給的な給与カーブを若者が嫌っているというようなことがいろいろ書いてございました。

これらについて、突然の再質問でございますので、ある程度、回答できるところは回答いただけたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、1 点目の受験資格のところ、28 歳までと今回させていただいています。

これについては、これまでも田布施町では、専門職とか中途職員の採用試験の際には年齢の引上げを行って、受験資格の緩和というのも図ってきたこともございます。

今回は 27 歳ということで、これについては、承認管理もはじめ、職員の年齢構成、バランスを考えた人事管理上の年齢要件でもございますので、その点については、ちょっと御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと 2 点目が日程についてでしたかね。日程については、統一試験というのを避けて、できる限り受験しやすいように統一試験日とは別の日に、独自試験日として実施することと今はしております。

あと、採用上、増やすための民間企業等というところの S P I 試験というお話がございました。

今、多くの自治体、市とか県では、教養試験というのは今、大体廃止をされて、その代わりに多く民間企業が採用している S P I という、適正検査ですよね。そういうのを取り入れられているというのは、もう承知はしております。

この S P I というのは何がいいかというと、新たに公務員になるための試験勉強をしなくてもいいというようなメリットがあるというふうに思っております。そうすることで民間企業と併願しやすくなるということもございます。あと、それについては、今すぐ S P I を取り入れるかどうかというのはちょっと分かりませんが、例えば専門職とか、大学卒について取り入れるとかというのは、将来的には考えてみたいというふうに思っております。

3 点目の年功序列でしたかね。年功序列と、そういう成果主義的なお話だと思いますが、こちらについては人事評価というところで、課の組織目標とか、個別目標を立てて、成果主義とは言いま

せんけど、ある程度、そういうところの取組もやっているところでございますし、でいうところの御質問の回答になっているかどうか分かりませんが、以上のような実情でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 今、ちょっとＳＰＩの適正試験ですよ。そういうものについてですけど、要は、例えば大学を卒業しても、公務員に入ろうと思えば公務員の試験があるからそれを勉強せんにゃあいけんわけです。いねえ。そんなのはもう面倒くさいと、もう民間に行こうと、民間はＳＰＩ試験であるから、そっちのほうやったほうがいいんだという選択も出てくるので、今後はそういった負担を軽減、受けやすくするようにするという意味で、今後、検討していただいたらというふうに思います。

続きまして、３点目について、地方公務員の成り手不足の時代、やる気のある優秀な人材を獲得できると思うか、優秀な人材を獲得するための対策があるかということで、若干私のほうでいろんな調べましたんで、先ほどの町長の答弁にもありましたけども、ちょっと何点かつちゅうより結構あるんですけど、少しずつ説明、紹介させていただいて、御意見をお伺いしたらというふうに思います。

自治体を取り巻く環境を踏まえれば、自治体は今後も少数精鋭の職員で運営せざるを得ない、そのためには求める人物像をより具体的に定め、どのような資質、能力を持つ人物を、どのような仕様によって採用するのか、明確にして試験の内容や仕様を見直し、人口の入り口の選抜精度を高める必要があります。

次に、求めている人物像は、通常、各自治体の人材育成基本方針に定められている。近年、総務省が自治体に導入を推進しています、人材マネジメントの考え方によれば、人材はあくまで経営資源の一つであり、主体経営の全体方針がまずあって、それを達成するには、どのような人材をどのように確保、育成、活用するか、となるはずである。ところが、全体方針である組織理念を設定している自治体は、３分の２程度にとどまっており、組織理念を設定している自治体においても、求める人物像とリンクしている自治体は少ない。これでは、真に必要な人材を採用することはおぼつかない。

それから、例えば採用強化には、職場環境の改善や人材育成の見直しが必要であり、育成には人事評価が必要であるなど、人事措置策は互いに連関している。まず明確な組織目標を定め、それを踏まえて、より具体的な求める人物像を示した上で、他の人事処置策への影響も考慮しながら、広い視点で採用施策を展開することが求められます。

次に、また若年層の流出が著しい、大企業との競争が激しいなど、受験生を求めようにも、人事

当局あるいは自治体だけの努力では、何とも難しい地域があることも事実であると。

近年でも新卒一括採用を見直し、中途採用の比率を上げる自治体も増えてきており、例えば神戸市では、一般行政職の新卒と社会人の経験者の採用人数を半々にすると表明をしておる。

いろいろ田布施町の場合は、さっきの総務課長の回答にもあったけど、人員構成の問題もあるから、なかなかその辺との関連もあるということではありましたけど。

さらに公務員経験者を対象とする採用試験を実施したり、経験者ですね、公務員の経験者を対象とする採用試験を実施したりするのが愛知県とか愛媛県、育児や介護等のため退職した職員を再度採用する制度を創設したり、これは富山県、静岡県、釧路市、那須市、塩原市など、といった取組も見られるようになったということです。

それから現在、政府の地方制度調査会では、採用が困難な職種等について、自治体が連携して共同で、町長答弁にもありましたけど、共同で人材を改造する議論も進んでいる。例えば、都道府県や連携中枢都市圏の中心自治地体などが、連携協約の締結を通じて人材を供給するといったことが考えられるという。先ほど、町長答弁にもありましたが、共同で試験をする。

それから、人材の共同活用まではいかなくても、複数の自治体が採用試験を共同で実施し、二次試験以降は、各自治体を実施するという取組も既に行われていると。一回の試験で複数の自治体へのエントリーを可能とし、受験者数の増加を図ろうとするものであると。

例えば、奈良県では、2016年度から県と県内の希望する市町村が共同で土木職の採用試験を実施しており、大阪府太子町、河南町、千早赤阪村の3町村では、2023年度から共同で複数職種の採用試験を実施している。

今後は、人材マネジメントの考え方を踏まえつつ、他自治体と競争するばかりではなく、互いに連携することも視野に入れて職員の採用活動を戦略的に進めることが必要であろう。

自治体もミスマッチを防ぐ取組に注意していないわけではない。2018年に全都道府県市町村を対象に実施したアンケートの結果であるが、規模の大きな自治体ほど、様々な取組を行っていることが分かるというふうに書いてあります。

それからインターシップを利用しているところも県レベル等でもあります。

それから受験者数が少なく、採用者数を十分に確保できないのであるから、受験者数を増やそうとすること自体は間違っていない。受験者数を増やすために公務員に興味を持ちつつ、受験勉強の負担がネックとなって、受験を諦めた、また諦めそうな層を誘引することも妥当であると。実際この層はかなりのボリュームがあると。

就活生を対象とする調査によれば、公務員を考えている就活生よりも、公務員を考えたが辞めた

という就活生のほうがかなり多いというデータです。

それから、近年は民間における雇用形態の多様化の動きを追うように、またデジタル分野など自治体内部に存在しない専門的な知識、経験等を有するものを外部から取り込めるように中途採用や任期付採用も行われるようになってきた。

それから最近では、土木職や保育士などの技術職、専門職の確保が特に困難になっていると、DXの推進が喫急の課題とされる中で、必要とされるデジタル人材についても同様の状況であると。

いろいろこういったことがあるんですけども、結局、いろいろな市町村を受けて併願する者もいますけども、そういう間口を広げないとなかなか田布施町の採用試験に臨んでももらえないのではないかと。

そこで一つ私思うんで、自分のことでもあるんですけど、私は関西にいまして、なぜ田布施町役場に勤めたのか。それは親が勧めたんです、私に。田布施町に帰ってこいやって。そういうふうに親に、私は長男というのもあって、実際、最後には田布施に帰ってこんにやいけないんじゃないかと思ったんですけども、そういうふうに、ちょうど私たちのころはオイルショックで、なかなかいい企業に就職できなかった。1か所就職は決まっておりましたけども、田布施町に帰れるような企業ではなかったんで、結局、お断りしたような状態で、田布施町役場に就職したわけでございますが。そういうふうに、親が、家族がそういうふうに勧めてくれるというのは、すごい大事なことで、そのためのいろんな対策もやっていただいたらと。

で、先ほどから言いましたように、学力重視型から今度は人物重視型に採用試験にシフトすると。さっき試験も、例えば熊毛郡が、町長答弁でも出ましたけど、熊毛郡で一体になって行うというのも大事なことで、と思います。田布施と平生と上関で、土木職と一緒に採用試験をしたら、そういうことも今後は考えていかんやいけん。

田舎は、お米も魚も肉も野菜も新鮮でおいしいんです。そういった魅力は、外に行った人間にはまた分かるわけですね。ある程度はですね。そういったのを発信していただいたらというふうに思います。

いろいろ申しましたが、その辺で何かございましたらちょっと答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろいろ情報提供いただきましたが、そのとおりでございます。いろいろ採用試験厳しいのはですね。

この前、山口市の市長さんと話しておりまして、山口市の場合、県庁と必ず併用だと。ですから、

何人残すかと言っても、県にも通っている、山口市にも通っている、それがもう当たり前になっていて、どねえしたらええか分からんというふうによくおっしゃっていましたが。これだけ併用とか民間事業がどんどん早くなりますと、やっぱり優秀な人材を確保すべきということでございましょうが、私の人材とすると、本当に健やかで、元気で頑張ってくれる普通の職員で十分だろうと思います。それから勉強してくればですね。だから、入るときにある程度の知識が点数がということは、私はあまり求めておりませんで、そういう資質、生まれ持ったですね、経験なり能力を持っているかどうか、それとコミュニケーションを取って、職場で一緒にずっと勉強してくれるかどうかということ。

今、若い人はどんどんどんどん職場、職を変えるという風潮になっておりまして、うちはあまりそうはないですが、ほかの市町ですと、もう深刻な状況になっているというのを聞きますので、そういういったことがないように、職場環境も改善しながら、元気のある職員を採用できて、一緒に仕事ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） よそに移るといので、私が知っているの、周南市役所に就職したけども、どうも物足らないので北九州市役所に移ったという人もいらっしゃいます。いろいろその辺はあるだろうと思うんですが。

それでは、次は4点目の質問の、町長が求める職員像は何でしょうか。その職員像を町民が知ることによりメリットがあると思わないか。その職員像をホームページにアップする考えはないか。民間会社のように職員採用試験のページをつくる考えないかということに対する再質問をしますが、前向きに検討するというところでございました。

私はその中で、倉敷市をヒットしたんで、倉敷市を見ると、倉敷市の中に、これ自治体はかなり人数も多いし、田布施町と比較するようなものじゃないんですが、一つのケースとして、ここはほいじゃけえ、職員採用のページが何ぽかあるんです。その中には、山口県もつくっていますけど、採用のパンフレットっちゅうのもあるんですいねえ。それから給与とか、福利厚生はこうなっていますよと。やっぱり田布施町役場勤めたいんじゃないけど、給料は何ぽかなんかいねと。そりゃ当然公報の、去年の11月には定員管理と給与ということで公表はされていますけども、こういうふうな一つのページの中に、そういったものを入れているというのも大事だと思うんですね。

それから、組織と業務。わざわざそういうところにリンクさせてもいいんですけど、こういう組織があつてこういう仕事がありますよというのもそのページにあるわけです。そういったこともいろ

いる職員採用するという中で、少数の少ない職員の中で、何もかもやるっていうのは大変でしょうが、そういったことも一つの視点として考えていただけたらと思うんですが。

中にちょっと聞きたいんですけども、田布施町の給与ですね。去年の11月のところを見ますと、県職と初任給は一緒なんですけどね。その辺でちょっと前回も、倉敷のことを言っていますので、その辺でちょっと給与のことを教えていただけたらと思います。初任給ですね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 初任給についてなんですけど、田布施町については、県の給料表に準じているというところでございます。

倉敷市についてですが、多分、市なんで国の給料表に準じていると思いますので、田布施町のほうが多分若干、大卒、高卒についても上回っているんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 田布施で倉敷市より少し初任給は多いんですよ。その後どうなるかというのはまた別の問題ですけども、そういったこともPRになるんじゃないか。田布施じゃけえ給料が安うてわしゃあ、町役場には勤めとうないでっていう印象を持たれたら、これは間違いなんで、やりがいもありますよと。それなりの給料はちゃんと払っていますよと。あえて倉敷市より多いですよと言う必要はないかもしれませんが、県と一緒にですよということですよ。

それでは、次に5番目の現在の正職員は何人か、本町出身者は何人で、町外出身者は何人か、どうなっているかということで、本町出身者、町外出身者っていう定義がなかなか難しかったと思うんですけど、要は、これ聞きたかったのは、私らあのときは、田布施町内から採用試験受けて通る人間が多かったんじゃないけど、今頃は公務員、ちょっと前、今は厳しいですけど、その前は公務員志向があって、まあ、よそから結構入られた。田布施町の地理とか、その辺が分からないと思うんですよ。それをどういようなことで、どういうんですかね、知らしめるちゅうんか、研修ちゅうんか、されているのか、その辺をちょっと5点目の質問に関してちょっとお聞きしたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 特に、町外出身というところでは、この先ほど町長答弁ございましたけど、主に入庁1年目の職員に対しては、独自のマニュアルつくってやっているところもあるんですけど、職場内研修の中で公務員としての心得とか、地方公務員法とか、その他制度の説明など、いろいろ研修もしておりますし、各課長による業務内容の説明もしております。町独自の育成プログラム1年かけて育成をすることにしております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 町外の人にもいらっしゃいますので、入って初任者研修のときに一応、自治会別の地図、名称とやって、終わったときにテストをします。覚ええと。1週間で覚ええと。いうんで一応、瓜迫ちゃあここだと。蓮輪ちゃあここだという。それがどれだけの意味があるか分かりませんが、電話かかってきたときに、蓮輪ちゃあ麻郷だな、麻郷ちゃあだいたいここだなというのは、テストをして覚えていただくように。満点かどうかちゅうのはよく分かりませんが、そういった取組とかいうのはやってきております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 現場に、職員見に行くことが多いわけですね。じゃけえ一遍です、現場、仮りでもいいですから、こういう現場にちょっと見てこいと言って案内させたらね、違うところ行くこともあるんです。私の経験としてね、あるんですが。そういうのがあからね、まあ紙ベースもええけど、当然、今なんていうか、カーナビじゃない、そのソフトでね、行けますけど。まあそういうふうなのが、やっぱしね、小さいときからね、住んでね、遊んだりした記憶がある人間とそうでないのは大分違うわけですから、その辺はまあ、十分に対応していただいたら。まあそれがずっと住んでる人間はできるから、その辺はね、仕事の中で分けられてもええとは思いますが。ほいじゃけえ、そういうことが仕事で今度、支障になってはいけないというふうに思っております。

次に、6番目の職員のスキルアップをどう考え、どう実行しているかということですが、まあ、いろいろやっておられます。これについてもいろいろ整理されて、倉敷市ですけども、ちゃんと載っています。で、そんなのも、まあ、試験受ける方はね、見られる方は見られるんじゃないかなというふうに思います。まあ、ちょっとレベルが違うんで、まあ、いろいろ、大学にも行かせるようなシステムもあるんであれですけど。

それと、倉敷市の場合、係長に昇格するまでに3つ程度の部署を経験してもらおうと。3年、5年、4年っていう感じで、そして身につけるといような形も倉敷市には書いてございました。それについて何かございましたら、ちょっと答えていただいたらと思うんですけど。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 倉敷市のことについてちょっとコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、職員のスキルアップという面については、職員の能力開発ということで言えば、与えられた仕事を通じてその図られる側面というのが、私は大きいんじゃないかなと思っております。その効果をより高めるためには、職場研修に限らず、いろいろ今、議員さん言われましたけど、

そういうことも必要だと思いますし、人材育成という観点からは、人事評価制度というものがございいますので、そこにしっかり取り組むことが職員のスキルアップにつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） １問目も長くなりましたけども、最後に、全国町村会に、コラム論説ということで投稿されている日本記者クラブで記者会見をされて、これ動画でも、Y o u T u b eの動画でも見れるようになっていきますけども、その一部をちょっと紹介させて、１問目を終わりたいと思います。

自治体全体の採用試験の受験者数は２０年前の６０万人台が、今では４０万人台、東京都でも地方部でも等しく低下傾向にある。

試験日の分散化や複数回の試験実施自治体の増加で、１人の受験回数は従来の２回以内から４から５回以上に増えており、実質的な受験者数は数分の１になる。

若手の辞職も顕著で、３０歳未満の辞職者数は９年間で２．７倍に増加している。

国際的に見て極めて多様な業務を極めて少数の職員で遂行している日本の自治体では、業務が質量ともに年々増えている。職員の負担増も著しい、職員には疲弊感が広がり、メンタルヘルス不調での長期急病者率は、直近では２．１％、１５年前の２．１倍、２５年前と比べると８．７倍に増加している。

なぜ若者は自治体を志望しないのか。

１つは民間企業の採用スケジュールとの時期の大きな乖離。

２つに、学生たちの就職感で最も多い、楽しく働きたい、これ大事なことだろうと思う、楽しく働きたいんですよね、みんな。というニーズを満たすように見せられていない。

３つに、年功級的な給料カーブを若者が嫌っている。

４つに、組織内で自己成長をと考える若者の選考に十分に応えていない。

なぜ若者は自治体を早期辞職するのか。キャリアショックによるもの、ステップアップを避けるもの、希望の分野につけないこと、ハラスメントを受けてなどが多い。

辞職を決断した後は、転職エージェントが次の就職先を見つけてくれる。解決の糸口はなかなか見えない。各自治体も採用試験方法の改善など、様々な努力をされている。だが自治体同士で人材の奪い合いになるのを防ぐには、公務志望のパイ自体拡大が必要だ。公務の魅力さをさらに高める工夫、兼業規制の緩和、流動性の拡大など、いずれも重要な課題だ。

また地域で担ってもらえるものを役場が手放す方向も検討の余地がある。住民サービスの土台で

ある自治体職員、その担い手不足は社会課題でもある。社会全体で考えていく必要が強いとされる。

我々も、ほいじゃから役場を受けなさいよというふうに、田布施町の中に若い人がおったらそういうふうに進めたいと思っています。

それでは次に、2番目の買物弱者対策についての質問をいたします。

町内には高齢化等に伴い移動手段がないなどの理由で、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる買物弱者が増えています。

この件については昨年の9月定例会でも一般質問しましたが、再度お尋ねします。

まず1点目、現状をどのように把握していますか。昨年と比べ変化はありましたか。

次に2点目、移動販売事業は効果がありますか。販売区域は広がっていますか。

3点目、身体的理由で移動販売の場所に行けないという方もおられると思います。民間の宅配事業を利用することも一つの方法と思いますが、どう思われますか。支援策はありますか。

4点目、買物弱者対策の一翼を担う地方公共交通も重要です。今年度中にはスタートすると聞いていますが、進捗状況や内容はどうなっているのですか。

5点目、昨年も国のマニュアルを参考に、買物弱者の視点でトータル的に買物弱者対策を構築すべきだと提言しましたが、検討されましたか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目の、買物弱者を取り巻く現状をどのように把握しているか、また昨年と比べ変化はあったかのお尋ねでございますが、昨年9月定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、本町には郡内唯一の鉄道の駅はございますが、バスにつきましては、近隣でも一部運行廃止や減便等が進んでおり、本町においても限られた路線でのバス運行であり、全く変わっておりませんので、現状につきましては、前年と、これまでと比較して大きく変化はございません。

2点目の、移動販売事業の効果及び販売区域についてのお尋ねですが、移動販売事業は、利用者がいなくなったため、廃止となった場所が2か所ございますが、そのほかの場所については、継続して利用される方がおられると聞いております。

また、現状では、事業者が新規事業に対応する余力がないため、販売区域の拡大は困難と聞いております。

3点目の移動販売の場所に行けない方への支援策についてのお尋ねですが、直接的な支援ではございませんが、介護予防、日常生活支援総合事業において地域住民が主体となり、高齢者等の日常

生活を支援する団体等に補助金を交付する制度を設けております。こういった取組に賛同していただける団体等への支援を行うことにより、移動販売の場所に行けない方を支えていく体制づくりを推進していきたいと考えております。

4点目の新たな地域公共交通の進捗及び内容についてのお尋ねですが、4月の議会全員協議会で御報告いたしましたとおり、従来の買物送迎サービスに代わる予約型の定額乗合タクシーの実証実験を行う予定としており、先週末、国へ補助金の申請を行ったところでございます。

実証実験の細かな中身につきましては、近日中に田布施町地域公共交通協議会で決定していくこととしております。併せて、今定例会においても事業費の予算の説明をさせていただきます。

5点目の買物弱者の視点で、トータル的に買物弱者対策を構築すべきとの御提案につきましては、介護予防日常生活支援総合事業において地域住民が担い手となり、公用車等の車両を活用して自動車等を保有していない地域住民の送迎支援の仕組みづくりについて研究を行ってまいります。

また、田布施町地域公共交通計画策定時に行った町民アンケートから課題を洗い出し、利便性向上に向けた方策を検討していくことといたしております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 1点目については、昨年と比べて変化はないということでした。

2点目は、販売区域が広がっているところか、辞めたところがある。これはお亡くなりになったとか、ほかの理由で利用することができなくなったとか、そういうことなのでしょうか。ちょっと教えていただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 行かなくなった2か所についてなんですが、1か所は御利用者がいなくなったということで聞いております。

利用者がいなくなったその理由についてちゅうのは、1か所については把握しておりませんが、もう1か所については、施設入所によりまして利用者がいなくなったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今まで前回のときにマックスバリュのバスですね、それともう1つ、コープ山口と2つあったと思うんですが、なくなったのはどこですかね。分かれば教えていただいたら。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） マックスバリュのほうでして、1か所が上組の地区で、もう1

か所が中郷の地区でございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 分かりました。なかなか若い人が追加するわけでもないという理由もいろいろあるんだろうと思うんですけど、施設入所とかそういった形で利用者が減っていくと。だけど、中には３番目の質問に関係してくるんで、３番目に移りますけども、行けないっていう方がいらっしゃるんですよ、その身体的理由で。例えば、馬島、極端な例ですけど。馬島の人にはね、そういう人はどういう形でしているのか、それとか集落からかなり離れたところ、ぽつんと一軒家じゃないですけど、そういう人はどういう形で対応しているのか、その辺は、もし把握していらっしゃったらお答えいただけたらというように思います。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 馬島の方につきましては、従前は馬島の有志によりまして、買物の支援というのをやっておりましたが、これについては、担っていた方の体調不良によりまして、残念ながら取りやめということになっております。

現在においては、マックスバリュの移動販売車が、船の、渡船が麻里府港に着く時間に合わせまして、渡船場のほうに行きまして、そちらのほうでお買物ができるというふうな体制を取っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 要は、馬島だったら、渡船に乗って麻里府の波止場のほうまで行って買うということですよ。だから、その渡船にも乗れない方というのは、何か事前に注文しとって渡船に乗せてもらって持ってきてもらうとか、何かそんなのがあるんですか。それとも、馬島のコミュニティで、以前は有志であったというんですけど、そういった対応とかच्छゅうのがあるんですか。その辺はどんなです。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 馬島で渡船に乗れない方っていうのについて、どういうふうな対応かというのは、生協とかっていうふうなものもありますので、そういうふうな支援をされているのかなと思いますが、詳細については把握はしておりません。

で、馬島のほうに、それまでの買物支援のほうにつきましても、ちょっと担い手の問題がありまして、現在もちょつと取りやめという形になっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 移動販売については社協に委託して、今もやっていらっしゃると思うんですけども、やっぱり町としても社協にみんな任せるんじゃないくて、その事業そのものはお任せしてもいいんですが、その全体像というのは、やっぱり把握していついていただきたいと思うんです。というのは、これからそういう面のほうも出てくるというので、まだ民間がやってもらえるからいいんですけど、先ほどありましたように、民間にもう広げる力がないという話も聞きますので、今度は本当に困る人が出てくると思うんですよね。ほいじゃけえ、そういったこともありますので、考えていただいたらというふうに思います。

４点目の地方公共交通の関係ですけども、これにつきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、近日中に協議会を開いて決定するということです。今の時点では言えないんだろうと思いますので、それについては、これ以上触れたくないんですが、何かちょっと報告できることがあればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 先ほど町長の答弁にもございましたとおり、４月の説明でもある程度の方角性というのはお示しさせていただきましたので、別に協議会に諮りますが、全てまだ公表してはいけないという部分ではございません。

前回の説明のときも、利用者の対象拡大だとか、定額制でいく、また地域間公共ネットワーク、バス系統への接続を含めたあらゆる拠点への移動、また乗り合い、そういった部分の大筋の方角性を基に、協議会のほうでも決定をしていく部分はございますが、全てが決定する部分ではない、要するに、まだ不確定要素がある、車両の購入時期とかもありまして、実証をいついつまでに始めるかといった部分は、大まかなスケジュール感は示させていただこうかと思いますが、そういった部分はまだ確定はされないですが、料金だとか、大体の概要は、了承、承認のほうを頂けるように、開催のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 大体いつ頃からスタートするような見込みですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 補助金の申請の話がございましたが、交付決定が今月下旬辺りだと思います。それでようやく入札に取りかかれるわけなんですけど、そこまではまだ納入業者さんの納期とかはまだつかめておりません。

ただ、事前の価格の調査を行ったときには、年内には納期が間に合いますという、指名参加業者の方の回答を頂いておりますので、その年内というのが、１１月なのか、１２月か分らないですけども、確実に年内には納車できるということなので、遅くとも年明け１月には開始ができるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 分かりました。

次に５点目ですけども、トータル的にこの買物弱者つちゅう視点から言えば、国で言えば経済産業省と農林水産省のマニュアル等が出ているんですけども、うちの田布施町役場で言えば経済課と健康保険課に分かれます。その辺も町内でよく連携を取って、この買物弱者の視点というのは、公共交通とはまた別の視点で一つ考えていただいたらというふうに思っております。その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） ありがとうございます。現在、経済課が主体となって考えている地域公共交通のほうに、会議のほうに健康保健課のほうも、会議のほうに加えさせていただいておりますので、情報共有しながら進めていってくれるものと思っております。

また、健康保健課といたしましても地域活力、地域の方々の活力を利用して、それらを保管するような制度っていうのができないかということで、今、検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） つまり両課が一体となってその辺の視点で考えている。で、馬島とか小行司とか、いろいろちょっと離れたところのそういう弱者ですよ。買物ができないという弱者をそういった方が出ないような形で、公共交通に乗れたらまだいいんですよ。それも乗れない、渡船にも乗れないっていうのもあるわけですから、そういったことも考えていられて、民生委員さんがいろいろ把握はしていらっしゃると思いますけども、そういう視点も町のほうで考えて計画立てていただいたらというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第３．議案第３０号

日程第 4. 議案第 3 1 号

日程第 5. 議案第 3 2 号

日程第 6. 議案第 3 3 号

日程第 7. 議案第 3 4 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 0 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定についてから日程第 7、議案第 3 4 号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで 5 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 5 議案の概要についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 3 0 号は、令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入から御説明をさせていただきます。

国庫支出金は、地方公共交通計画の実施に向けた共創モデル実証運行事業の計上により、増額補正でございます。

次に、寄附金は企業版ふるさと寄附金を計上し、増額補正といたしております。

地方債は、周東環境衛生組合の清掃センターの改修事業に対する負担金について、充当率が高く、交付税措置率の高い有利な起債借入れへの変更による増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、企業版ふるさと納税の募集業務委託費の計上や全体の支出調整としての財政基金積立金などにより増額補正でございます。

商工費は、地域公共交通計画の実施に向けた実証実験業務委託費及び乗合タクシー購入費等の計上により、増額補正でございます。

教育費につきましては、給食センター設備の修繕費の増などによる増額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 3, 2 4 0 万円を追加し、予算総額を 7 5 億 1, 3 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、議案第 3 1 号は、令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

主な補正内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費等を計上するものでございます。

次に、議案第 3 2 号は、田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例

の一部改正についてでございます。

改正点は、地域再生法に基づきます本社機能等を有する施設の移転や拡充を行う事業者に対する税制優遇措置の期間を3年間延長するものでございます。

制度の概要は、地方拠点強化税制の一環として、本社機能等を東京23区から町内に移転される企業や町内に本社機能を有する企業が県知事から認定を受けた特定業務施設整備計画に基づき、新設または増設した償却設備等に係る固定資産税の税率を3年間、各年度に応じた税率に減額するものでございます。

なお、この制度による減額分は、当町の場合は、4分の3の地方交付税で補填されるものとなっております。

次に、議案第33号は、田布施長B&G海洋センター（スポーツセンター第一体育館）でございますが、この大規模改修工事建築におけます工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、公益財団法人ブルー・アンド・グリーンランド財団（B&G財団）でございますが、からの助成金と保健体育施設整備事業債を充当し、第一体育館の屋根、外壁の全面の塗装、トイレの洋式化、出入口のバリアフリー化、全照明のLED化等を行うものでございます。

入札方法は、条件付一般競争入札により、5月29日に執行いたしました結果、落札した兼本建設株式会社と4,695万9,000円で請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、工期は令和6年10月31日といたしております。

次に、議案第34号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正する法令の制定等に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するために、町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、本年12月2日から被保険者証がマイナ保険証に統一されることから、別表第1、第2項及び第3項中、被保険者証及び資格証明書を資格証明書等に改めるものでございます。この規約改正は、令和6年12月2日から施行される予定でございます。

以上、5件についてその概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第30号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号から議案第34号までの5件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第8. 陳情第3号

日程第9. 陳情第4号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第8、陳情第3号学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請。

日程第9、陳情第4号上関町での中間貯蔵施設の建設の反対をお願いする陳情書を議題とします。

陳情第3号及び陳情第4号は、お手元に配付の陳情区分表のとおり、総務文教委員会に付託します。

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

(ベル)

午後0時07分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

令和6年6月19日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和6年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号
令和6年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について （委員長報告）
- 日程第3 議案第31号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第4 議案第32号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
（委員長報告）
- 日程第5 議案第33号
工事請負契約の締結について（田布施町B＆G海洋センター（スポーツセンター第1体育館）大規模改修工事）
（委員長報告）
- 日程第6 議案第34号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
（委員長報告）
- 日程第7 陳情第3号
学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請
（委員長報告）
- 日程第8 議案第35号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 閉会中の継続審査及び調査
- 日程第10 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号
令和6年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第31号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第4 議案第32号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第5 議案第33号
工事請負契約の締結について（田布施町B＆G海洋センター（スポーツセンター第1体育館）大規模改修工事）（委員長報告）
- 日程第6 議案第34号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（委員長報告）
- 日程第7 陳情第3号
学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請（委員長報告）
- 日程第8 議案第35号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 閉会中の継続審査及び調査
- 日程第10 議員派遣について

出席議員（12名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 内山 昌晃議員 | 2番 | 神田 栄治議員 |
| 3番 | 西本 篤史議員 | 4番 | 松田規久夫議員 |
| 5番 | 落合 祥二議員 | 6番 | 國本 悦郎議員 |
| 7番 | 高月 義夫議員 | 8番 | 河内 賀寿議員 |

9 番	谷村 善彦議員	1 0 番	瀬石 公夫議員
1 1 番	伊村 渉議員	1 2 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
書 記	有吉 純一君	書 記	穂枝美乃里君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	吉藤 功治君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開議

（ベル）

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、伊村渉議員、内山昌晃議員を指名いたします。

日程第 2. 議案第 30 号

日程第 3. 議案第 31 号

日程第 4. 議案第 32 号

日程第 5. 議案第 33 号

日程第 6. 議案第 34 号

日程第 7. 陳情第 3 号

○議長（南 一成議員） 日程第 2、議案第 30 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定についてから、日程第 7、陳情第 3 号学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請まで 6 件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 12 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 30 号及び議案第 32 号、議案第 33 号の議案 3 件について、6 月 17 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 30 号令和 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）の議定について、6 月 17 日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。

本委員会では、主な質疑は歳入の企業版ふるさと納税について、歳出の商工費、地域振興費の実証実験業務委託料等の予約型定額乗合タクシー実証事業の仕組みについてや運賃について、備品購入費の車両購入について、教育費では、中学校費のステップアップルームの教員配置等についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 32 号田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてであります。主な質疑は不均一課税の要件についてで、質疑を終了し、討論なく、

採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号工事請負契約の締結について（田布施町B＆G海洋センター（スポーツセンター第1体育館）大規模改修工事）であります。主な質疑は、体育館の屋根・外壁の塗装について、B＆G財団からの助成金について等で、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請について、教員の待遇改善でいえば今一番すべきことは残業の多さを削減すべき施策をすべきである。ほかの公務員より4%の給与の上乗せで教員を働かせ放題するのではなく、際限なく広がっていた業務の見直し、行事の精選、教員の負担軽減のために教育支援員の配置増、部活の完全な地域移行、子どもと触れ合える時間や研修時間の確保、小学校段階で教科担任制の拡大等、残業を削減していくには、手をつけるべきことはたくさんあります。

今回の陳情者は県内にある幾つかの組合の一部であり、全教員の意向を代表したものではありません。ほかの組合や未組織の教員がどんな意向であるか分らない段階で、この陳情に対して結論を出すのもどうかと思います。また、国のほうもいろいろ法改正を検討し、議論もされており、それも踏まえた、まだまだ国レベルでの議論をされるべき等の理由により不採択とするものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第31号及び議案第34号の議案2件について、6月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第31号は令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてであります。本委員会の主な質疑は、歳出の総務費、一般管理費のシステム改修委託料で、マイナンバーと保険証の一体化に伴う町内の医療機関での利用についてで、質疑を終了し、討議なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、決定いたしました。

次に、議案第34号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は6件を一括して行います。議案第30号から陳情第3号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号令和6年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和6年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号工事請負契約の締結について（田布施町B＆G海洋センター（スポーツセンター第1体育館）大規模改修工事）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第３４号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第３号学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第３号学校の業務量に見合った教職員配置と長期間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請を採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立なしです。したがって、陳情第３号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第８．議案第３５号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第８、議案第３５号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日、提出いたしました追加議案の御説明を申し上げます。

議案第３５号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本案は、現在委員でございます加藤一生氏の任期が、本年９月末をもって満了することに伴い、引き続き加藤氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

加藤氏は、税理士で、人格及び識見ともに優れ、これまで長年にわたり御協力いただいております。委員として適任として考え、提案するものでございます。よろしく御審議を賜り、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第３５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 35 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔同意者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第 35 号は議案のとおり同意されました。

日程第 9. 閉会中の継続審査及び調査

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 9、閉会中の継続審査及び調査を議題とします。

総務文教委員長より会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、陳情第 1 号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する議決の採択をお願いする陳情書及び陳情第 4 号上関町で中間貯蔵施設の建設の反対をお願いする陳情書について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

日程第 10. 議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、議案第 10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についての

おり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

_____ . _____ . _____

○議長（南 一成議員） これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。令和6年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 伊村 涉

署名議員 内山 昌晃